

2019年度版

福岡市地域防災計画 修正案

- 1 本 編（1 頁～40 頁）
- 2 原子力災害対策編（41 頁～45 頁）

福岡市地域防災計画（本編）修正案

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
目次		第1章 総 則 第1節 震災対策編の目的 第2節 防災の基本理念及び施策の方向性 第3節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 （※本編第2章へ移動） 第4節 市民及び事業所の責務 第5節 災害の想定 第6節 防災計画の修正及び周知 第7節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進 （地区防災計画） 第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第2節 自主防災体制の整備 第3節 被災者支援への備え 第4節 防災都市づくり 第5節 業務継続計画の策定 第6節 地震対策に関する調査 第3章 災害応急対策計画 ★震災対策タイムライン 第1節 災害対策本部の組織・運営 （※本編第2章へ移動） 第1節の1 応急活動体制 （※本編第2章へ移動） 第1節の2 情報の収集・整理・伝達 第1節の3 応急活動の基盤確保 第2節 救助・救急活動 第3節 市民生活の維持 第3節の1 避難対策 第3節の2 物資の供給対策 第3節の3 都市機能の確保 第4節 被災者の生活再建対策 第4章 受援計画 第5章 災害復旧・復興計画 第6章 支援計画 第1節 災害支援の基本	目次		第1章 総 則 第1節 風水害対策編の目的 第2節 防災の基本理念及び施策の方向性 第3節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 （※本編第2章へ移動） 第4節 市民及び事業者等の責務 第5節 災害の想定 第6節 防災計画の修正及び周知 第7節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進 （地区防災計画） 第2章 災害予防計画 第1節 災害予防 第2節 防災体制の整備 第3節 自主防災体制の整備 第4節 被災者支援への備え 第3章 災害応急対策計画 ★風水害対策タイムライン 第1節 災害対策本部の組織・運営 （※本編第2章へ移動） 第1節の1 応急活動体制 （※本編第2章へ移動） 第1節の2 情報の収集・整理・伝達 第1節の3 応急活動の基盤確保 第2節 救助・救急活動 第3節 市民生活の維持 第3節の1 避難対策 第3節の2 物資の供給・輸送対策 第3節の3 都市機能の確保 第4節 被災者の生活再建対策 第4章 受援計画 第5章 災害復旧・復興計画 第6章 支援計画 第1節 災害支援の基本 福岡市水防計画		第1章 総 則 第1節 計画の目的 第2節 防災の基本理念及び施策の方向性 第3節 市民及び事業所の責務 第4節 災害の想定 第5節 防災計画の修正及び周知 第6節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進 （地区防災計画） 第2章 防災組織計画 第1節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 第2節 災害対策本部の組織・運営 第3章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第2節 自主防災体制の整備 第3節 被災者支援への備え 第4節 防災都市づくり 第5節 洪水・高潮・津波浸水想定区域における措置 第6節 土砂災害警戒区域内における措置 第7節 業務継続計画の策定 第8節 地震対策に関する調査 第4章 風水害応急対策計画 ★風水害対策タイムライン 第1節 情報の収集・整理・伝達 第2節 応急活動の基盤確保 第3節 救助・救急活動 第4節 避難対策 第5節 物資の供給・輸送対策 第6節 都市機能の確保 第7節 被災者の生活再建対策 第5章 震災応急対策計画 ★震災対策タイムライン 第1節 初動期の対応 第2節 情報の収集・整理・伝達 第3節 応急活動の基盤確保 第4節 救助・救急活動 第5節 避難対策 第6節 物資の供給対策 第7節 都市機能の確保 第8節 被災者の生活再建対策 第6章 受援計画 第7章 災害復旧・復興計画 第8章 支援計画 第1節 広域支援の基本 福岡市水防計画	

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
1	第1章 第1節	第1章 総則 第1節 震災対策編の目的 市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき福岡市の地域に係る災害対策に関して防災活動の万全を期し、社会の秩序と公共の福祉の確保に資するものである。	1	第1章 第1節	第1章 総則 第1節 風水害対策編の目的 市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき福岡市の地域（ <u>石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域を除く。</u> （以下「福岡市の地域」という。））に係る災害対策に関して防災活動の万全を期し、社会の秩序と公共の福祉の確保に資するものである。	第1章 第1節	第1章 総則 第1節 計画 の目的 市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき福岡市の地域（ <u>石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域を除く。</u> （以下「福岡市の地域」という。））に係る災害対策に関して防災活動の万全を期し、社会の秩序と公共の福祉の確保に資するものである。	本編作成に伴う変更
2	第1章 第2節	第2節 防災の基本理念及び施策の方向性 1 基本理念 ④ ユニバーサル： <u>要支援者</u> 、外国人、女性、性的マイノリティなどすべての人に対する適切な配慮	1	第1章 第2節	第2節 防災の基本理念及び施策の方向性 1 基本理念 （震災対策編に同じ）	第1章 第2節	第2節 防災の基本理念及び施策の方向性 1 基本理念 ④ ユニバーサル： <u>高齢者、障がい者、乳幼児</u> 、外国人、女性、性的マイノリティなどすべての人に対する適切な配慮	文言の整理
2	第1章 第2節	4 災害応急対策 （1）基本的な考え方 ② 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、性的指向・性自認、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。	2	第1章 第2節	4 災害応急対策 （震災対策編に同じ）	第1章 第2節	4 災害応急対策 （1）基本的な考え方 ② 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、 <u>乳幼児</u> その他の特に配慮を要する者（ <u>以下、「要配慮者」という。</u> ）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、性的指向・性自認、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。	災害対策基本法の定義にあわせた整理
9	第1章 第4節	第4節 市民及び事業所の責務 1 市民の責務 市民は、自らの安全は自らが守るとの観点に立って、日常から災害時の家族の連絡方法、避難先、避難経路等を確認し、非常時の食料・水・日用品等の非常持ち出し品の確保、飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備をしておくとともに、地域での自主防災組織などによる防災訓練等に参加するなど、 <u>地震・津波災害</u> への備えに努める。 災害時には、地域住民と相互に助け合い、避難や初期消火、応急手当などを行うとともに、市その他の関係機関の行う防災活動と連携し、協力するよう努める。	8	第1章 第4節	第4節 市民及び事業者等の責務 1 市民の責務 市民は、自らの安全は自らが守るとの観点に立って、日常から災害時の家族の連絡方法、避難先、避難経路等を確認し、非常時の食料・水・日用品等の非常持ち出し品の確保、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備をしておくとともに、地域での自主防災組織などによる防災訓練等に参加するなど、 <u>風水害等</u> に備える。 災害時には、地域において相互に助け合い、市その他の関係機関が行う防災活動と連携し、協力するよう努める。	第1章 第3節	第3節 市民及び事業所の責務 1 市民の責務 市民は、自らの安全は自らが守るとの観点に立って、日常から災害時の家族の連絡方法、避難先、避難経路等を確認し、非常時の食料・水・日用品等の非常持ち出し品の確保、飼い主による家庭動物 <u>との</u> 同行避難や避難所での飼養についての準備をしておくとともに、地域での自主防災組織などによる防災訓練等に参加するなど、 <u>風水害・地震・津波災害等</u> への備えに努める。 災害時には、地域住民と相互に助け合い、避難や初期消火、応急手当などを行うとともに、市その他の関係機関の行う防災活動と連携し、協力するよう努める。	本編作成に伴う変更
9	第1章 第4節	2 事業者の責務 事業者は、日常から災害時の防火対策など防災体制の整備、従業員などの安全確保に関して準備しておくほか、事業所内での消火や避難等に関する訓練等を行っておくなど、 <u>地震・津波災害</u> への備えに努める。 災害時には、事業者は、地域住民と協力して防災活動を行い、地域の経済活動を維持するとともに、市その他の関係機関が行う防災活動と連携し、協力するよう努める。また、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食糧・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備に努めるものとする。	8	第1章 第4節	2 事業者等の責務 事業者は、日常から防災体制の整備、従業員などの安全確保に関して準備するほか、事業所内での水防活動や避難等に関する訓練等を行うなど、 <u>風水害等</u> への備えに努める。また、災害時には、地域住民と協力して防災活動を行い、地域の経済活動の維持に協力するとともに、市その他の関係機関が行う防災活動と連携し、協力するように努める。 また、災害時には、地域住民と協力して防災活動を行い、地域の経済活動の維持に協力するとともに、市その他の関係機関が行う防災活動と連携し、協力するように努める。	第1章 第3節	2 事業者の責務 事業者は、日常から災害時の防火対策など防災体制の整備、従業員などの安全確保に関して準備しておくほか、事業所内での <u>消火・水防活動</u> や避難等に関する訓練等を行っておくなど、 <u>風水害・地震・津波災害等</u> への備えに努める。 災害時には、事業者は、地域住民と協力して防災活動を行い、地域の経済活動を維持するとともに、市その他の関係機関が行う防災活動と連携し、協力するよう努める。また、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食糧・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備に努めるものとする。	本編作成に伴う変更
10	第1章 第5節	第5節 災害の想定 災害の想定にあたっては、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査（平成 24 年 3 月）」及び「津波に関する防災アセスメント調査（平成 24 年 3 月）」の結果を基礎とした。 なお、上記アセスメント調査は地震防災対策特別措置法（平成 7 年 7 月 18 日施行）及び津波対策の推進進に関する法律（平成 23 年 6 月 24 日施行）に基づくものであり、津波防災地域づくりに関する法律（平成23 年 12 月 27 日施行）に基づくものではない。	8	第1章 第5節	第5節 災害の想定 <u>福岡市域に発生する可能性のある災害は、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流などの風水害と、地震、大火災、危険物の爆発、毒劇物事故、不発弾、大規模な交通事故、列車・地下鉄事故等に大別することができる。</u> <u>このうち、本市の気象、地勢その他の特性を考慮すると、最も発生頻度の高い災害は台風と大雨を要因とする風水害である。</u> <u>その想定される災害の規模は、過去において被害の大きかった昭和28 年、38 年、47 年、48 年、平成 11 年、平成 15 年並びに平成 21 年の梅雨前線による集中豪雨、昭和 55 年の大雨、平成 3 年の台風災害を基準とするものとする。</u> <u>このほか、大火災、爆発、大規模な事故等にも対処し得ようこの計画を策定する。</u>	第1章 第4節	第4節 災害の想定 <u>福岡市域に発生する可能性のある災害は、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流などの風水害と、地震、大火災、危険物の爆発、毒劇物事故、不発弾、大規模な交通事故、列車・地下鉄事故等に大別することができる。</u> <u>このうち、本市の気象、地勢その他の特性を考慮すると、最も発生頻度の高い災害は台風と大雨を要因とする風水害である。</u> <u>その想定される災害の規模は、過去において被害の大きかった昭和28 年、38 年、47 年、48 年、平成 11 年、平成 15 年並びに平成 21 年の梅雨前線による集中豪雨、昭和 55 年の大雨、平成 3 年の台風災害を基準とするものとする。</u> <u>地震の想定にあたっては、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査（平成 24 年 3 月）」及び「津波に関する防災アセスメント調査（平成 24 年 3 月）」の結果を基礎とする。</u> なお、上記アセスメント調査は地震防災対策特別措置法（平成 7 年 7 月 18 日施行）及び津波対策の推進進に関する法律（平成 23 年 6 月 24 日施行）に基づくものであり、津波防災地域づくりに関する法律（平成23 年 12 月 27 日施行）に基づくものではない。 <u>このほか、大火災、爆発、大規模な事故等にも対処し得ようこの計画を策定する。</u>	本編作成に伴う変更

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由																																																																																																																																			
11	第1章 第5節	第1 地震の想定 3 県内の活断層の位置及び評価 （1）国等における県内の活断層の評価 <table><tr><td>活断層名</td><td>豊国断層 (北西部)</td><td>豊国断層 (南東部)</td><td>小倉東断層</td><td>福智山断層 帯</td><td>西山断層帯 (大島沖区 間)</td><td>西山断層帯 (西山区間)</td><td>西山断層帯 (嘉麻峠区 間)</td><td>水縄断層帯</td><td>宇美断層</td><td>日向峠— 小笠木峠 断層帯</td></tr><tr><td>断層の長さ</td><td>25km^①</td><td>27km^①</td><td>23km^①</td><td>28km^①</td><td>38km^①</td><td>43km^①</td><td>29km^①</td><td>26km^①</td><td>23km^①</td><td>28km^①</td></tr><tr><td>マグニ チュード</td><td>7^①</td><td>7.2^①</td><td>7.1^①</td><td>7.2^①</td><td>7.5^①</td><td>7.6^①</td><td>7.3^①</td><td>7.2^①</td><td>7.1^①</td><td>7.2^①</td></tr><tr><td>平均的な 活動間隔</td><td>不明^①</td><td>約3,100年 ～5,500年^①</td><td>不明^①</td><td>約9,400年 ～32,000年^①</td><td>不明^①</td><td>不明^①</td><td>不明^①</td><td>14,000年程 度^①</td><td>約20,000年 ～30,000年^①</td><td>不明^①</td></tr><tr><td>最新の 活動時期</td><td>2005年福岡 県西方沖の 地震^①</td><td>約4,300年 前～3,400年 前^①</td><td>約4,600年前 以後～2,400 年前以前^①</td><td>約28,000年 前以後～ 13,000年前 以前^①</td><td>約20,000年 前以後^①</td><td>約13,000年 前以後～概 ね2,000年前 以前^①</td><td>不明^①</td><td>679年 筑紫地震^①</td><td>4,500年前以 後^①</td><td>不明^①</td></tr><tr><td>今後30年以 内に地震が 発生する確 率</td><td>不明^①</td><td>0.3～6%^①</td><td>0.01%^①</td><td>ほぼ0～3%^①</td><td>不明^①</td><td>不明^①</td><td>不明^①</td><td>ほぼ0%^①</td><td>ほぼ0%^①</td><td>不明^①</td></tr></table> ① 国(地震調査研究推進本部)による長期評価 ② 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図	活断層名	豊国断層 (北西部)	豊国断層 (南東部)	小倉東断層	福智山断層 帯	西山断層帯 (大島沖区 間)	西山断層帯 (西山区間)	西山断層帯 (嘉麻峠区 間)	水縄断層帯	宇美断層	日向峠— 小笠木峠 断層帯	断層の長さ	25km ^①	27km ^①	23km ^①	28km ^①	38km ^①	43km ^①	29km ^①	26km ^①	23km ^①	28km ^①	マグニ チュード	7 ^①	7.2 ^①	7.1 ^①	7.2 ^①	7.5 ^①	7.6 ^①	7.3 ^①	7.2 ^①	7.1 ^①	7.2 ^①	平均的な 活動間隔	不明 ^①	約3,100年 ～5,500年 ^①	不明 ^①	約9,400年 ～32,000年 ^①	不明 ^①	不明 ^①	不明 ^①	14,000年程 度 ^①	約20,000年 ～30,000年 ^①	不明 ^①	最新の 活動時期	2005年福岡 県西方沖の 地震 ^①	約4,300年 前～3,400年 前 ^①	約4,600年前 以後～2,400 年前以前 ^①	約28,000年 前以後～ 13,000年前 以前 ^①	約20,000年 前以後 ^①	約13,000年 前以後～概 ね2,000年前 以前 ^①	不明 ^①	679年 筑紫地震 ^①	4,500年前以 後 ^①	不明 ^①	今後30年以 内に地震が 発生する確 率	不明 ^①	0.3～6% ^①	0.01% ^①	ほぼ0～3% ^①	不明 ^①	不明 ^①	不明 ^①	ほぼ0% ^①	ほぼ0% ^①	不明 ^①			第1章 第4節	第1 地震の想定 3 県内の活断層の位置及び評価 （1）国等における県内の活断層の評価 <table><tr><td>活断層名</td><td>豊国断層 (北西部)</td><td>豊国断層 (南東部)</td><td>小倉東断層</td><td>福智山断層 帯</td><td>西山断層帯 (大島沖区 間)</td><td>西山断層帯 (西山区間)</td><td>西山断層帯 (嘉麻峠区 間)</td><td>水縄断層帯</td><td>宇美断層</td><td>日向峠— 小笠木峠 断層帯</td></tr><tr><td>断層の長さ</td><td>25km^①</td><td>27km^①</td><td>23km^①</td><td>28km^①</td><td>38km^①</td><td>43km^①</td><td>29km^①</td><td>26km^①</td><td>23km^①</td><td>28km^①</td></tr><tr><td>マグニ チュード</td><td>7^①</td><td>7.2^①</td><td>7.1^①</td><td>7.2^①</td><td>7.5^①</td><td>7.6^①</td><td>7.3^①</td><td>7.2^①</td><td>7.1^①</td><td>7.2^①</td></tr><tr><td>平均的な 活動間隔</td><td>不明^①</td><td>約3,100年 ～5,500年^①</td><td>不明^①</td><td>約9,400年 ～32,000年^①</td><td>不明^①</td><td>不明^①</td><td>不明^①</td><td>14,000年程 度^①</td><td>約20,000年 ～30,000年^①</td><td>不明^①</td></tr><tr><td>最新の 活動時期</td><td>2005年福岡 県西方沖の 地震^①</td><td>約4,300年 前～3,400年 前^①</td><td>約4,600年前 以後～2,400 年前以前^①</td><td>約28,000年 前以後～ 13,000年前 以前^①</td><td>約20,000年 前以後^①</td><td>約13,000年 前以後～概 ね2,000年前 以前^①</td><td>不明^①</td><td>679年 筑紫地震^①</td><td>4,500年前以 後^①</td><td>不明^①</td></tr><tr><td>今後30年以 内に地震が 発生する確 率</td><td>不明^①</td><td>0.3～6%^①</td><td>0.01%^②</td><td>ほぼ0～3%^①</td><td>不明^①</td><td>不明^①</td><td>不明^①</td><td>ほぼ0%^①</td><td>ほぼ0%^①</td><td>不明^①</td></tr></table> ① 国(地震調査研究推進本部)による長期評価 ② 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図 （「福岡県地域防災計画(地震・津波対策編)平成30年5月福岡県」より抜粋）	活断層名	豊国断層 (北西部)	豊国断層 (南東部)	小倉東断層	福智山断層 帯	西山断層帯 (大島沖区 間)	西山断層帯 (西山区間)	西山断層帯 (嘉麻峠区 間)	水縄断層帯	宇美断層	日向峠— 小笠木峠 断層帯	断層の長さ	25km ^①	27km ^①	23km ^①	28km ^①	38km ^①	43km ^①	29km ^①	26km ^①	23km ^①	28km ^①	マグニ チュード	7 ^①	7.2 ^①	7.1 ^①	7.2 ^①	7.5 ^①	7.6 ^①	7.3 ^①	7.2 ^①	7.1 ^①	7.2 ^①	平均的な 活動間隔	不明 ^①	約3,100年 ～5,500年 ^①	不明 ^①	約9,400年 ～32,000年 ^①	不明 ^①	不明 ^①	不明 ^①	14,000年程 度 ^①	約20,000年 ～30,000年 ^①	不明 ^①	最新の 活動時期	2005年福岡 県西方沖の 地震 ^①	約4,300年 前～3,400年 前 ^①	約4,600年前 以後～2,400 年前以前 ^①	約28,000年 前以後～ 13,000年前 以前 ^①	約20,000年 前以後 ^①	約13,000年 前以後～概 ね2,000年前 以前 ^①	不明 ^①	679年 筑紫地震 ^①	4,500年前以 後 ^①	不明 ^①	今後30年以 内に地震が 発生する確 率	不明 ^①	0.3～6% ^①	0.01% ^②	ほぼ0～3% ^①	不明 ^①	不明 ^①	不明 ^①	ほぼ0% ^①	ほぼ0% ^①	不明 ^①	出典元の修正
活断層名	豊国断層 (北西部)	豊国断層 (南東部)	小倉東断層	福智山断層 帯	西山断層帯 (大島沖区 間)	西山断層帯 (西山区間)	西山断層帯 (嘉麻峠区 間)	水縄断層帯	宇美断層	日向峠— 小笠木峠 断層帯																																																																																																																																	
断層の長さ	25km ^①	27km ^①	23km ^①	28km ^①	38km ^①	43km ^①	29km ^①	26km ^①	23km ^①	28km ^①																																																																																																																																	
マグニ チュード	7 ^①	7.2 ^①	7.1 ^①	7.2 ^①	7.5 ^①	7.6 ^①	7.3 ^①	7.2 ^①	7.1 ^①	7.2 ^①																																																																																																																																	
平均的な 活動間隔	不明 ^①	約3,100年 ～5,500年 ^①	不明 ^①	約9,400年 ～32,000年 ^①	不明 ^①	不明 ^①	不明 ^①	14,000年程 度 ^①	約20,000年 ～30,000年 ^①	不明 ^①																																																																																																																																	
最新の 活動時期	2005年福岡 県西方沖の 地震 ^①	約4,300年 前～3,400年 前 ^①	約4,600年前 以後～2,400 年前以前 ^①	約28,000年 前以後～ 13,000年前 以前 ^①	約20,000年 前以後 ^①	約13,000年 前以後～概 ね2,000年前 以前 ^①	不明 ^①	679年 筑紫地震 ^①	4,500年前以 後 ^①	不明 ^①																																																																																																																																	
今後30年以 内に地震が 発生する確 率	不明 ^①	0.3～6% ^①	0.01% ^①	ほぼ0～3% ^①	不明 ^①	不明 ^①	不明 ^①	ほぼ0% ^①	ほぼ0% ^①	不明 ^①																																																																																																																																	
活断層名	豊国断層 (北西部)	豊国断層 (南東部)	小倉東断層	福智山断層 帯	西山断層帯 (大島沖区 間)	西山断層帯 (西山区間)	西山断層帯 (嘉麻峠区 間)	水縄断層帯	宇美断層	日向峠— 小笠木峠 断層帯																																																																																																																																	
断層の長さ	25km ^①	27km ^①	23km ^①	28km ^①	38km ^①	43km ^①	29km ^①	26km ^①	23km ^①	28km ^①																																																																																																																																	
マグニ チュード	7 ^①	7.2 ^①	7.1 ^①	7.2 ^①	7.5 ^①	7.6 ^①	7.3 ^①	7.2 ^①	7.1 ^①	7.2 ^①																																																																																																																																	
平均的な 活動間隔	不明 ^①	約3,100年 ～5,500年 ^①	不明 ^①	約9,400年 ～32,000年 ^①	不明 ^①	不明 ^①	不明 ^①	14,000年程 度 ^①	約20,000年 ～30,000年 ^①	不明 ^①																																																																																																																																	
最新の 活動時期	2005年福岡 県西方沖の 地震 ^①	約4,300年 前～3,400年 前 ^①	約4,600年前 以後～2,400 年前以前 ^①	約28,000年 前以後～ 13,000年前 以前 ^①	約20,000年 前以後 ^①	約13,000年 前以後～概 ね2,000年前 以前 ^①	不明 ^①	679年 筑紫地震 ^①	4,500年前以 後 ^①	不明 ^①																																																																																																																																	
今後30年以 内に地震が 発生する確 率	不明 ^①	0.3～6% ^①	0.01% ^②	ほぼ0～3% ^①	不明 ^①	不明 ^①	不明 ^①	ほぼ0% ^①	ほぼ0% ^①	不明 ^①																																																																																																																																	
13		（「地震に関する防災アセスメント調査 平成24年3月福岡県」より抜粋） （3）想定地震の震源断層パラメータ （表枠外下部） （「地震に関する防災アセスメント調査 平成24年3月福岡県」より 抜粋）					（「福岡県地域防災計画(地震・津波対策編)平成30年5月福岡県」より抜粋） （3）想定地震の震源断層パラメータ （表枠外下部） （「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）平成30年5月福岡県」 より抜粋）																																																																																																																																				
20	第1章 第6節	第1 防災計画の修正 （省略） その際には、男女共同参画の視点や性的マイノリティ、高齢者、障 がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に対する配慮に留意するなど、人 権尊重の視点に立って検討を行う。	8	第1章 第6節	第1 防災計画の修正 （震災対策編に同じ）	第1章 第5節	第1 防災計画の修正 （省略） その際には、男女共同参画の視点や性的マイノリティ、要配慮者に 対する配慮に留意するなど、人権尊重の視点に立って検討を行う。	文言の整理																																																																																																																																			

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
63	第3章 第1節 第1節 の1	(3) 配備の強化・縮小 災害の規模や被害の状況等に応じて、配備態勢を強化又は縮小する。				第2章 第2節	(3) 配備の強化・縮小等 <u>総括部は、</u> 災害の規模や被害の状況等に応じて、配備態勢を強化又は縮小する。 <u>また、各部及び各区災害警戒本部等は、災害の規模や被害の状況等に応じて、総括部に事前に報告の上、それぞれの配備人員を増員又は減員することができる。</u>	状況に応じた職員配置に伴う修正
64	第3章 第1節 第1節 の1	4 区災害対策本部 (3) 区災害対策本部の組織 <u>② 区災害対策副本部長、総務部長、市民部長、地域整備部長、保健福祉センター所長及び保健福祉センター部長(東区、博多区、南区のみ)</u> ③ 区災害対策本部会議 ウ 会議 (ア) 会議は、区災害対策本部長が召集する。 ④ 区災害対策本部の構成 ア 区災害対策本部に各班をおく。	46	第3章 第1節 第1節 の1	4 区災害対策本部 (震災対策編に同じ)	第2章 第2節	4 区災害対策本部 (3) 区災害対策本部の組織 ② 区災害対策副本部長 <u>各部長級職員</u> ③ 区災害対策本部会議 ウ 会議 (ア) 会議は、区災害対策本部長が <u>招集</u> する。 ④ 区災害対策本部の構成 ア 区災害対策本部に班をおく。	文言の整理等
		(追加)			(追加)	第2章 第2節	<u>6 組織及び事務分掌</u> <u>(1) 市災害対策本部組織図</u> （※別紙） <u>(2) 市災害対策本部事務分掌</u> （※別紙）	資料編からの移管等
66	第3章 第1節 第1節 の1	第2 職員の動員・配備（各局・区） <u>地震災害時に、災害対策本部等の組織体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の動員及び配備を行う。大規模災害時に予想される連絡手段の制約、職員の被災、交通機関の途絶等に配慮し、職員の自主参集、登庁場所の特例、初動期の配備編成の臨時措置等をとる。</u>	48	第3章 第1節 第1節 の1	第2 職員の動員・配備（各局・区） <u>災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、災害対策本部等の組織態勢が確立できるように本部職員（以下「職員」という。）の動員を図るための計画である。</u>	第2章 第2節	第2 職員の動員・配備（各局・区） <u>災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合に、</u> 災害対策本部等の組織体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の動員及び配備を行う。大規模災害時に予想される連絡手段の制約、職員の被災、交通機関の途絶等に配慮し、職員の自主参集、登庁場所の特例、初動期の配備編成の臨時措置等をとる。	本編作成に伴う変更
67	第3章 第1節 第1節 の1	2 配備の方法 市長は、 <u>市域内に震度4以上の地震が発生した場合、あるいは地震が発生し直ちに应急対策を実施する必要がある場合、</u> 災害対策本部等設置基準に基づき災害対策本部等を設置するが、この場合各部長及び各区本部長（以下「各部長」という。）に対し緊急時職員参集システム、電話、防災行政無線、庁内放送、その他適当な方法により配備態勢を指令する。 (3) 職員の非常動員 ① 職員は、勤務時間外又は休日等において <u>地震が発生した場合、被害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、</u> 所属の部長、班長等との連絡のうえ、又は自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。なお、本来の職場へ登庁できない場合は、最寄りの区役所等に登庁し、その区本部等の指揮命令下に入ることとする。	49	第3章 第1節 第1節 の1	2 配備の方法 市長は、 <u>气象台等から災害発生のおそれのある気象情報、又は異常現象のおそれのある情報の通報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに应急対策を実施する必要がある場合、</u> 災害対策本部等設置基準に基づき災害対策本部等を設置するが、この場合各部長及び各区本部長（以下「各部長」という。）に対し緊急時職員参集システム、電話、防災行政無線、庁内放送、その他適当な方法により配備態勢を指令する。 (3) 職員の非常動員 ① 職員は、勤務時間外又は休日等において <u>災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、</u> 所属の部長、班長等との連絡のうえ、又は自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。なお、本来の職場へ登庁できない場合は、最寄りの区役所等に登庁し、その区本部等の指揮命令下に入ることとする。	第2章 第2節	2 配備の方法 市長は、 <u>气象台等から災害発生のおそれのある気象情報、又は異常現象のおそれのある情報の通報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに应急対策を実施する必要がある場合、</u> 災害対策本部等設置基準に基づき災害対策本部等を設置するが、この場合各部長及び各区本部長（以下「各部長」という。）に対し緊急時職員参集システム、電話、防災行政無線、庁内放送、その他適当な方法により配備態勢を指令する。 (3) 職員の非常動員 ① 職員は、勤務時間外又は休日等において <u>災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、</u> 所属の部長、班長等との連絡のうえ、又は自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。なお、本来の職場へ登庁できない場合は、最寄りの区役所等に登庁し、その区本部等の指揮命令下に入ることとする。	本編作成に伴う変更
68	第3章 第1節 第1節 の1	4 配備編成の臨時措置 (追加) (3) 各部間の応援 ① <u>受援調整チーム</u> は、重要な応急活動を所管する部又は区対策本部の人員が不足すると判断するときは、各部等に応援を指令する。 ② 各部又は区対策本部において活動人員が不足するときは、 <u>受援調整チーム</u> に対して職員の応援を要請する。 5 職員の把握及び報告	50	第3章 第1節 第1節 の1	 (4) 各部間の応援 (震災対策編に同じ) (5) 報 告	第2章 第2節	4 配備編成の臨時措置 <u>(1) 防災・危機管理部経験職員による応援</u> <u>総括部は、防災・危機管理部に在籍経験のある職員に対して、職員の属する班の如何にかかわらず、指定する職務に従事させることができる。</u> <u>(2) 各部間の応援</u> ① <u>総括部</u> は、重要な応急活動を所管する部又は区対策本部の人員が不足すると判断するときは、各部等に応援を指令する。 ② 各部又は区対策本部において活動人員が不足するときは、 <u>総括部</u> に対して職員の応援を要請する。 5 職員の把握及び報告	応援体制の追加等
70	第3章 第1節 第1節 の1	第4 複合災害発生時の体制	50	第3章 第1節 第1節 の1	第3 複合災害発生時の体制	第2章 第2節	<u>第3</u> 複合災害発生時の体制	本編作成に伴う変更

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
21	第2章 第1節	第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第1 災害予防及び災害時活動体制の整備 1 災害予防対策会議	23	第2章 第2節	第2章 災害予防計画 第2節 防災体制の整備 第1 災害予防及び災害時活動体制の整備 1 災害予防対策会議 （1）災害予防対策会議 （2）防災主任及び防災副主任 防災主任は所管の部（区においては班）の被害状況、応急対策の実施状況その他災害対策活動に必要な情報等を取りまとめ、本部長へ報告するとともに各部の防災主任と相互に連絡共同して防災態勢の確立を図ることを任務とする。 また、防災副主任は、部長及び区本部長の指示のもとに防災主任と協力して防災態勢の確立を図り、必要に応じ総括部に職員を常駐させ、本部長の指令その他連絡事項を所属の部長へ伝達するとともに各部門の連絡を任務とする。	第3章 第1節	第3章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第1 災害予防及び災害時活動体制の整備 1 災害予防対策会議 <u>（1）災害予防対策会議</u> <u>（2）防災主任及び防災副主任</u> <u>防災主任は所管の部（区においては班）の被害状況、応急対策の実施状況その他災害対策活動に必要な情報等を取りまとめ、本部長へ報告するとともに各部の防災主任と相互に連絡共同して防災態勢の確立を図ることを任務とする。</u> <u>また、防災副主任は、部長及び区本部長の指示のもとに防災主任と協力して防災態勢の確立を図り、必要に応じ総括部に職員を常駐させ、本部長の指令その他連絡事項を所属の部長へ伝達するとともに各部門の連絡を任務とする。</u>	本編作成に伴う変更
21	第2章 第1節	2 職員の防災活動能力の向上 （4）職員研修の実施 ③職員の防災意識・活動能力の向上を図るため、すべての職員を対象とした防災・危機管理研修を年間1,000人目標に実施する。	23	第2章 第2節	2 職員の防災活動能力の向上 （震災対策編に同じ）	第3章 第1節	2 職員の防災活動能力の向上 （4）職員研修の実施 ③ 職員の防災意識・活動能力の向上を図るため、すべての職員を対象とした防災・危機管理研修を実施する。	文言の整理
21	第2章 第1節	4 広域応援体制の整備 （1）応援協定締結都市との連携 「21大都市災害時相互応援協定」及び「九州九都市災害時相互応援協定」の実効性を確保するため、各締結都市間で、防災計画等防災に関し必要な情報を交換するなど、日常から密接な連携をとっていく。	23	第2章 第2節	4 広域応援体制の整備 （震災対策編に同じ）	第3章 第1節	4 広域応援体制の整備 （1）応援協定等締結都市との連携 <u>「九州市長会における災害時相互支援プラン」、</u> <u>「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」及び「21大都市災害時相互応援協定」</u> の実効性を確保するため、各締結都市間で、防災計画等防災に関し必要な情報を交換するなど、日常から密接な連携をとっていく。	「九州九都市災害時相互応援協定」の廃止による削除、及び締結済みの協定等を追加
24	第2章 第1節	第3 消防、医療体制の整備 2 医療体制の整備 （追加）	26	第2章 第2節	第3 消防、医療体制の整備 2 医療体制の整備 （追加）	第3章 第1節	第3 消防、医療体制の整備 2 医療体制の整備 <u>（5）災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備</u> <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制の整備に努める。</u>	DPAT活動要領に基づく変更
26	第2章 第1節	第5 防災訓練（各機関） 1 実地訓練 （1）訓練内容 ① 避難訓練 学校、病院、福祉施設、工場、ビル、デパート等を対象に、 <u>地震・津波・大火訓練</u> と合わせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水、給食等の訓練を実施する。 ② 救出、救護訓練 地震・津波により現に生命、身体が危険な状態にあることを想定し訓練を実施する。 ③～⑧	28	第2章 第2節	第5 防災訓練（各機関） 1 実地訓練 （1）訓練内容 ① 水防訓練 増水期に備え関係機関と合同して水防工法、水門等の操作、水位雨量観測、消防機関及び消防団員の動員、一般住民の協力応援、器材の輸送、広報、通信伝達等を適宜折り込んで訓練をする。 ② 避難訓練 学校、病院、福祉施設、工場、ビル、デパート等を対象に、 <u>水防訓練</u> と合わせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水、給食等の訓練を実施する。 ③ 救出、救護訓練 <u>風水害、交通事故、海難事故等</u> により現に生命、身体が危険な状態にあることを想定し訓練を実施する。	第3章 第1節	第5 防災訓練（各機関） 1 実地訓練 （1）訓練内容 ① <u>水防訓練</u> <u>増水期に備え関係機関と合同して水防工法、水門等の操作、水位雨量観測、消防機関及び消防団員の動員、一般住民の協力応援、器材の輸送、広報、通信伝達等を適宜折り込んで訓練をする。</u> ② 避難訓練 学校、病院、福祉施設、工場、ビル、デパート等を対象に、 <u>水防・地震・津波・大火訓練</u> と合わせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水、給食等の訓練を実施する。 ③ 救出、救護訓練 <u>風水害、地震・津波等</u> により現に生命、身体が危険な状態にあることを想定し訓練を実施する。 <u>④～⑨</u>	本編作成に伴う変更
26	第2章 第1節	第6 災害ボランティア等への支援対策の推進 2 ボランティアネットワークの構築 災害ボランティア活動が円滑に行なわれるよう、災害ボランティア団体や自主防災組織、防災士等と共働して、イベント等を実施するなど、平常時からのネットワークを構築する。 また、県内の各種ボランティア団体等の情報等を収集するため、災害ボランティア団体登録制度を検討する。	28	第2章 第2節	第6 災害ボランティア等への支援対策の推進 2 ボランティアネットワークの構築 （震災対策編に同じ）	第3章 第1節	第6 災害ボランティア等への支援対策の推進 2 ボランティアネットワークの構築 災害ボランティア活動 <u>や災害ボランティアセンター</u> の運営が円滑に行われるよう、災害ボランティア団体や自主防災組織、 <u>大学</u> 、防災士等と共働して、 <u>センター運営の訓練</u> やイベント等を実施するなど、平常時からのネットワークを構築する。	ボランティアセンター運営体制強化
26	第2章 第1節	第7 防災に関する調査研究（各局、区） 調査研究事項 1～6 <u>7 高齢者や障がい者などの居所把握調査など災害時の要配慮者対策に関すること</u> <u>8 活断層に関すること</u>	29	第2章 第2節	第7 防災に関する調査研究（各局、区） 1 調査研究事項 （1）～（6） <u>（7）高齢者や障がい者などの居所把握調査など災害時の要配慮者対策に関すること</u> <u>（8）地下空間浸水対策に関すること</u> <u>（9）都市における保水機能向上の方策（雨水貯留・浸透システム等）に関すること</u>	第3章 第1節	第7 防災に関する調査研究（各局、区） <u>1 調査研究事項</u> <u>（1）～（6）</u> <u>（7）災害時の要配慮者対策に関すること</u> <u>（8）活断層に関すること</u> <u>（9）地下空間浸水対策に関すること</u> <u>（10）都市における保水機能向上の方策（雨水貯留・浸透システム等）に関すること</u>	本編作成に伴う変更等
26	第2章 第1節	第8 複合災害対策	22	第2章 第2節	（第2章 第1節） 第9 複合災害対策	第3章 第1節	第8 複合災害対策	本編作成に伴う変更
28	第2章 第1節	第9 関係自治体からの避難者の受入・支援体制の整備	30	第2章 第2節	第8 関係自治体からの避難者の受入・支援体制の整備	第3章 第1節	第9 関係自治体からの避難者の受入・支援体制の整備	本編作成に伴う変更

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由								
29	第2章 第2節	第2節 自主防災体制の整備 「自らの安全は自らが守る」ことを原則として、 <u>市民自らの災害時の対応能力の向上を図るとともに、市民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとし、自主防災組織の結成、活動支援、防災訓練、防災・減災知識の普及を図る。</u> <u>また、防災・減災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、障がい者等の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</u>	31	第2章 第3節	第3節 自主防災体制の整備 （震災対策編に同じ）	第3章 第2節	第2節 自主防災体制の整備 <u>市民は、</u> 「自らの安全は自らが守る」ことを原則として、自らの災害対応能力の向上を図るとともに、防災訓練など <u>地域の自主</u> 防災活動に参加するよう努めるものとする。 <u>また、市は、防災に関する出前講座などを通して防災・減災知識の普及を図るとともに、</u> 自主防災組織の活動を支援する。 <u>なお、自主防災活動においても地域の特性に応じた要配慮者支援体制を整備するよう努める。</u>	文言の整理								
29	第2章 第2節	1 自主防災組織の結成・活動支援 (1) <u>組織の結成</u> (2) <u>組織への活動支援策等</u> 関係各局、各区役所及び消防団が連携し、リーダーの育成や訓練の指導を行うなど、地域における自主防災活動を活性化し、継続させるための具体的な活動支援策を検討・実施するとともに、自主防災組織など <u>地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進する。</u> ① 地域（校区・地区）の状況把握 支援にあたっては、地域の状況、また、過去の災害履歴の <u>有無</u> などについて把握し、その状況に応じた適切な支援を行う。 ② 情報支援 地域における先進的な取組などを、出前講座や <u>自主防災組織リーダー研修会</u> などにおいて、積極的に各組織に情報提供を行う。 ③ 防災訓練実施時の支援 自主防災組織による防災訓練の実施を支援するため、各区役所及び公民館に担架を配備し、防災訓練時には、区役所、消防署と連携した訓練指導や <u>必要な物資を現物支給する。</u> ④ 地域への土のう及び水防資材の配備	31	第2章 第3節	1 自主防災組織の結成・活動支援 (1) <u>組織の結成促進</u> (2) <u>組織への活動支援策等</u> （震災対策編に同じ）	第3章 第2節	1 自主防災組織の活動支援 （削除） （削除） <u>各校区・地区において自主防災組織が結成されており、</u> 関係各局、各区役所及び消防団が連携し、リーダーの育成や訓練の指導を行うなど、地域における自主防災活動を活性化し、継続させるための具体的な活動支援策を検討・実施するとともに、自主防災組織の方針決定に <u>あたったての男女双方の視点や要配慮者の視点の反映</u> を促進する。 (1) 地域（校区・地区）の状況把握 支援にあたっては、地域の状況、また、過去の災害履歴などについて把握し、その状況に応じた適切な支援を行う。 (2) 情報支援 地域における先進的な取組などを、出前講座などにおいて、積極的に各組織に情報提供を行う。 (3) 防災訓練実施時の支援 自主防災組織による防災訓練の実施を支援するため、各区役所及び公民館に担架を配備し、防災訓練時には、区役所、消防署と連携した訓練指導等を <u>行う</u> 。 (4) <u>地域への土のう及び水防資材の配備</u>	文言の整理								
30	第2章 第2節	2 地域・企業の防災リーダーの養成等 (1) 防災リーダーの養成 ①「博多あん（安全）・あん（安心）塾」 <table><tr><td>博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）</td><td>防災士資格取得試験合格者</td></tr><tr><td>1,035名</td><td>988名</td></tr></table> （平成30年3月末現在） (2) 博多あん・あんリーダー(博多あん・あん塾修了者)に関する情報提供 博多あん・あんリーダーのうち、（中略）区役所や消防局等に毎年度、名簿を提供し、庁内での情報の共有と活用の促進を図る。	博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者	1,035名	988名	32	第2章 第3節	2 地域・企業の防災リーダーの養成等 （震災対策編に同じ）	第3章 第2節	2 地域・企業の防災リーダーの養成等 (1) 防災リーダーの養成 ①「博多あん（安全）・あん（安心）塾」 <table><tr><td>博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）</td><td>防災士資格取得試験合格者</td></tr><tr><td>1,107名</td><td>1,053名</td></tr></table> （平成31年3月末現在） (2) 博多あん・あんリーダー(博多あん・あん塾修了者)に関する情報提供 博多あん・あんリーダーのうち、（中略）区役所等に毎年度、名簿を提供し、庁内での情報の共有と活用の促進を図る。	博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者	1,107名	1,053名	時点修正等
博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者															
1,035名	988名															
博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者															
1,107名	1,053名															
30	第2章 第2節	4 公民館を拠点とした防災活動体制の整備 地域コミュニティの核となる公民館を地域と行政との情報受発信拠点と位置づけし、防災行政無線デジタル化の推進や、自治協議会、自主防災組織の責任者による地域の安否状況の把握を行うなど、 <u>行政と</u> 連携した防災活動体制の整備を図る。	32	第2章 第3節	4 公民館を拠点とした防災活動体制の整備 （震災対策編に同じ）	第3章 第2節	4 公民館を拠点とした防災活動体制の整備 地域コミュニティの核となる公民館を地域と行政との情報受発信拠点と位置づけし、防災行政無線デジタル化の推進 <u>を図る。また、</u> 自治協議会、自主防災組織の責任者による地域の安否状況の把握を行うなど、 <u>地域と</u> 連携した防災活動体制の整備を図る。	文言の整理								
			33	第2章 第3節	6 水防協力団体 <u>NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。</u>	第3章 第2節	6 <u>水防協力団体</u> <u>NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。</u>	本編作成に伴う変更								
31	第2章 第2節	6 学校における防災体制の充実	33	第2章 第3節	7 学校における防災体制の充実	第3章 第2節	7 学校における防災体制の充実	本編作成に伴う変更								

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
31	第2章 第2節	7 防災知識の普及 （3）印刷物・ホームページ等での広報及び情報提供 ③ 「<u>浸水ハザード・防災マップ</u>」の作成 行政区毎に、避難所・避難場所、防災関係機関、施設、災害危険想定箇所などを掲載した「<u>浸水ハザード・防災マップ</u>」を配布し、<u>ホームページ</u>に掲載して、市民の防災意識の向上を図る。また、視覚障がい者用としてボランティア団体の協力のもと作成し、「<u>点字版浸水ハザード・防災マップ</u>」を情報プラザ等で閲覧等を行い、希望者には、個別に配布を行う。 ④ 防災ホームページによる情報提供 福岡市防災ホームページ内の「<u>地震に備えるために</u>」の項目等により、市民に広報、啓発を行う。 ⑤ 福岡市防災メールによる情報提供 福岡市域で震度 1 以上の地震が発生した場合、福岡市防災メール登録者の携帯電話やパソコンへ、地震情報（震度速報、震源に関する情報、各地の震度に関する情報）を電子メールで提供する。また、津波の発生のある場合、津波情報（津波注意報、津波警報、大津波警報）を提供する。	33	第2章 第3節	8 防災知識の普及 （3）印刷物・ホームページ等での広報及び情報提供 ③ 災害種別毎（<u>浸水、土砂災害、津波、高潮</u>）のハザードマップや防災マップの作成 行政区毎又は校区毎に、避難所・避難場所、防災関係機関、施設、災害警戒区域などを掲載した、災害種別毎（<u>浸水、土砂災害、津波、高潮</u>）のハザードマップや防災マップを配布し、ホームページに掲載して、市民の防災意識の向上を図る。また、視覚障がい者用としてボランティア団体の協力のもと作成した「<u>点字版浸水ハザード・防災マップ</u>」を情報プラザ等で閲覧等を行い、希望者には、個別に配布を行う。 ④ 防災ホームページによる情報提供 福岡市地下空間浸水対策検討委員会の報告も踏まえ、防災啓発と地下空間等への迅速な情報伝達のひとつとして、ホームページによる河川水位や市内雨量をはじめとした防災情報を平成 14 年度から提供している。 ⑤ 福岡市防災メールによる情報提供 平成 14 年度から福岡市防災メール登録者に対して電子メールによる防災情報の提供を行っている。現在は、気象注意報・警報・特別警報、地震情報（震度速報、震源に関する情報、各地の震度に関する情報）、津波情報（津波注意報、津波警報、大津波警報）、雨量情報、河川水位情報、光化学オキシダント情報、熱中症情報、黄砂・PM2.5 予測情報、竜巻注意情報、天気予報、避難勧告等など、福岡市で必要と判断した情報を電子メールにより提供している。	第3章 第2節	8 防災知識の普及 （3）印刷物・ホームページ等での広報及び情報提供 ③ <u>災害種別毎（浸水、土砂災害、津波、高潮）のハザードマップや防災マップの作成</u> 行政区毎又は校区毎に、避難所・避難場所、防災関係機関、施設、災害警戒区域などを掲載した、<u>災害種別毎（浸水、土砂災害、津波、高潮）のハザードマップや防災マップ</u>を配布するとともに、<u>ホームページや福岡市webマップ（総合ハザードマップ）</u>に掲載して、市民の防災意識の向上を図る。また、視覚障がい者用としてボランティア団体の協力のもと作成した「<u>点字版浸水ハザード・防災マップ</u>」を情報プラザ等で閲覧等を行い、希望者には、個別に配布を行う。 ④ 防災ホームページによる情報提供 <u>防災啓発と地下空間等への迅速な情報伝達のひとつとして、ホームページによる河川水位や市内雨量をはじめとした防災気象情報を提供している。また、福岡市域で震度 3 以上の地震が発生した場合、地震情報（震度速報）を提供する。</u> ⑤ 福岡市防災メールによる情報提供 福岡市防災メール登録者に対して電子メールによる防災情報の提供を行っている。現在は、気象注意報・警報・特別警報、地震情報（震度速報、震源に関する情報、各地の震度に関する情報）、津波情報（津波注意報、津波警報、大津波警報）、雨量情報、河川水位情報、光化学オキシダント情報、熱中症情報、黄砂・PM2.5 予測情報、竜巻注意情報、天気予報、避難勧告等など、福岡市で必要と判断した情報を電子メールにより提供している。	ハザードマップの新たな周知・確認方法の追加等
32	第2章 第2節	（6）ビデオ、DVD等による防災知識の普及 防災に関するビデオ、DVD等を活用し、学校、公民館等の学校教育、社会教育並びに防災関係職員、市民の防災知識の高揚に資する。 8～10	34	第2章 第3節	（6）防災の手引やビデオ・DVD等による防災知識の普及 防災の手引や防災に関するビデオ・DVD等を活用し、学校、公民館等の学校教育、社会教育並びに防災関係職員、市民の防災知識の高揚に資する。 9～11	第3章 第2節	（6）<u>防災の手引や</u>ビデオ・DVD等による防災知識の普及 <u>防災の手引や</u>防災に関するビデオ・DVD等を活用し、学校、公民館等の学校教育、社会教育並びに防災関係職員、市民の防災知識の高揚に資する。 9～11	本編作成に伴う変更
35	第2章 第3節	第3節 被災者支援への備え 被災者への支援対策を充実させるため、食料や生活物資の備蓄・調達、避難対策、要配慮者対策等について必要な整備を行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するものとする。 第1 生活支援対策 1 自主的備蓄 市民及び企業等は、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。 （1）家庭における備蓄 ① 災害に備え、市民一人ひとりが食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等を最低3日分備えておくことを呼びかけ、周知・普及を図る。 ② <u>食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な場合の3日分程度の分量の確保を呼びかける。</u> ③ 食料、水のほか、懐中電灯、ラジオ、衣類、お薬手帳その他必要な日用品をまとめ、何時でも持ち出せるように備えておくこと等を呼びかけ、周知・普及を図る。	37	第2章 第4節	第4節 被災者支援への備え 第1 生活支援対策 1 自主的備蓄の促進 （震災対策編に同じ）	第3章 第3節	第3節 被災者支援への備え 被災者への支援対策を充実させるため、食料や生活必需品の備蓄・調達、避難対策、要配慮者対策等について必要な整備を行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するものとする。 第1 生活支援対策 1 自主的備蓄の促進 市民及び企業等は、食料、飲料水その他の生活必需品の最低3日分の備蓄に努めなければならない。 （1）家庭における備蓄 ① 災害に備え、市民一人ひとりが食料、飲料水、<u>携帯</u>トイレ、トイレットペーパー等を備えておくことを呼びかけ、周知・普及を図る。 <u>なお、アレルギー対応食やミルク等、各個人の事情に合わせた備蓄についても呼びかけ、周知・普及を図る。</u> ② 食料、水のほか、懐中電灯、ラジオ、衣類、<u>常備薬</u>、お薬手帳その他必要な日用品をまとめ、<u>いつ</u>でも持ち出せるように備えておくこと等を呼びかけ、周知・普及を図る。	文言の整理
35	第2章 第3節	2 公的備蓄 （1）備蓄品目 ②生活必需品 簡易トイレ、<u>トイレの洋式化アタッチメント</u>、毛布、生理用品、紙おむつ、哺乳瓶、口腔衛生用品など、発災直後に必要となる生活必需品の備蓄を行う。 （2）想定避難者数約25,000人分及び在宅避難者数5,000人分の食料を3日分備蓄する。 ※居宅で生活可能な者のうち、食料等の入手が困難な者（以下「在宅避難者」という）について、他都市の算出方法を参考に、予想される在宅避難者数を算出	37	第2章 第4節	2 公的備蓄 （1）備蓄品目 ② 生活必需品 簡易トイレ、和式トイレの洋式化アタッチメント、毛布、生理用品、紙おむつ、哺乳瓶、口腔衛生用品など、発災直後に必要となる生活必需品の備蓄を行う。 （2）（震災対策編に同じ）	第3章 第3節	2 公的備蓄 （1）備蓄品目 ② 生活必需品 <u>携帯トイレ</u>、簡易トイレ、毛布、生理用品、紙おむつ、哺乳瓶、口腔衛生用品など、発災直後に必要となる生活必需品の備蓄を行う。 （2）想定避難者数25,000人分及び想定在宅避難者数5,000人分の食料を3日分備蓄する。 ※ <u>想定在宅避難者とは</u>、居宅で生活可能な者のうち、食料等の入手が困難な者の<u>ことをいい</u>、他都市の算出方法を参考に、<u>想定</u>される在宅避難者数を算出	文言の整理

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
37	第2章 第3節	1 避難行動要支援者の把握・情報共有 市は、災害対策基本法の規定に基づき、要配慮者のうち、避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいい、以下「要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。 また、避難支援等関係者へ名簿情報を提供する場合は、本人の同意を得るものとする。 〔名簿の種類〕 ① 全体名簿 本人の同意の有無に関わらず、要支援者全員を掲載する名簿をいう。 ② 同意者名簿 全体名簿に掲載された者のうち、避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した要支援者を掲載する名簿をいう。 なお、市から避難支援等関係者への名簿情報の提供は、同意者名簿により行う。	39	第2章 第4節	1 避難行動要支援者の把握・情報共有 （震災対策編に同じ）	第3章 第3節	1 避難行動要支援者名簿 （1）避難行動要支援者名簿の作成 市は、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。	文言の整理
37	第2章 第3節	（2）名簿に掲載する者の範囲等 名簿に掲載する者の範囲及び要件は、次のとおりとする。 ① 名簿に掲載する要支援者の範囲 次の要件に1以上該当する者 ・移動が困難な者 ・日常生活上、介助が必要な者 ・情報を入手したり、発信したりすることが困難な者 ・精神的に著しく不安定な状態をきたす者 ②名簿に掲載する者の要件	40	第2章 第4節	（2）名簿に登載する者の範囲等 名簿に登載する者の範囲及び要件は、次のとおりとする。 ① 名簿に掲載する要支援者の範囲 次の要件に1以上該当する者 ・移動が困難な人 ・日常生活上、介助が必要な人 ・情報を入手したり、発信したりすることが困難な人 ・精神的に著しく不安定な状態をきたす人 ②名簿に掲載する者の要件	第3章 第3節	（2）避難行動要支援者 避難行動要支援者は、次のいずれかに該当する者をいう。 ① 移動することが困難な者 ② 日常生活上介助が必要な者 ③ 情報を入手したり、発信したりすることが困難な者 ④ 精神的に著しく不安定な状態をきたす者 （削除）	文言の整理
38	第2章 第3節	（3）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 ① 名簿作成に必要な個人情報 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・住所 ・電話番号 ・FAX番号 ・避難支援等を必要とする事由 ・世帯状況（単身同居の別） ② 情報の入手方法 上記（2）②アの要件に該当する者の情報は、市が保有する福祉情報等及び本人の申告によるものとし、上記（2）②イの要件に該当する者の情報は、本人の申請によるものとする。	40	第2章 第4節	（3）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 （震災対策編に同じ）	第3章 第3節	（3）避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報の入手方法 市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する氏名その他の情報を内部で利用する。 市は、避難行動要支援者名簿の作成のため、避難行動要支援者に対し、電話番号その他の市の保有していない情報の提供を求める。	文言の整理
38	第2章 第3節	（4）名簿の更新に関する事項 名簿は、市が保有する福祉情報等に基づき、年1回更新する。	40	第2章 第4節	（4）名簿の更新に関する事項 （震災対策編に同じ）	第3章 第3節	（4）避難行動要支援者名簿の更新 市は、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を適宜更新する。	文言の整理
38	第2章 第3節	（1）避難支援等関係者となる者 市が同意者名簿の情報を提供する避難支援等関係者は、次のとおりとする。 ① 校区・地区自治協議会 ② 校区・地区社会福祉協議会 ③ 民生委員・児童委員 （5）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置 ① 法令等の遵守 市は、避難支援等関係者に対して、名簿情報の漏えいを防止するため、災害対策基本法や市が整備する名簿の取扱要領等の遵守を指導する。 ② 提供する名簿情報の限定 市が避難支援等関係者へ提供する名簿情報は、避難支援等関係者が担当する地域の名簿情報に限るものとする。 ③ 名簿の回収 市が、名簿情報提供のために避難支援等関係者へ貸与した名簿の更新は年1回とし、名簿の更新の際に、前回貸与した名簿を回収する。 ④ その他情報漏えいの防止に効果的な措置について、適宜、検討するものとする。	40	第2章 第4節	（1）避難支援等関係者となる者 （5）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置 （震災対策編に同じ）	第3章 第3節	（5）名簿情報の提供等 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、校区・地区自治協議会、校区・地区社会福祉協議会及び民生委員・児童委員（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、本人の同意を得て、名簿情報を提供する。 市は、名簿情報を提供するときは、別に定めるところにより、名簿情報の漏えいの防止のための措置その他の名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じる。	文言の整理

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
39	第2章 第3節	<u>（6）要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</u> （※本編第5章，第2節，第3，1（4）へ移動） <u>（7）避難支援等関係者の安全確保</u> （追加）	41	第2章 第4節	<u>（6）要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</u> （※本編第4章，第1節，第2，3（3）へ移動） <u>（7）避難支援等関係者の安全確保</u> （追加）	第3章 第3節	 （削除） <u>（6）委任</u> <u>この計画に定めるもののほか，避難行動要支援者名簿への登載要件その他の避難行動要支援者名簿に関し必要な事項は，別に市長が定める。</u>	委任に関する規定の追加
40	第2章 第3節	2 避難支援対策の充実・強化 <u>災害対策基本法や国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ，地域の住民や各種団体が参画・協力した「共助」による避難支援が適切かつ円滑に実施されるよう，要支援者の避難支援対策の充実・強化を図る。</u> （1）地域ぐるみの取組を促進 避難支援等関係者が連携した「地域の支援組織」による取組の充実・強化を図る。なお，地域の実情を踏まえた取組が実施可能となるよう，支援組織の構成・形態及び支援内容は地域の判断に委ねる。 （2）要支援者個人ごとの「個別計画」の策定 <u>避難支援等関係者は，名簿情報の提供に同意した要支援者について，要支援者本人やその家族，並びに区役所や関係機関等と連携し，災害時の具体的な避難支援の方法や内容等を定める「個別計画」の策定を進める。</u> （追加）	41	第2章 第4節	2 避難支援対策の充実・強化 （震災対策編に同じ） （追加）	第3章 第3節	2 避難支援等対策の充実・強化 地域住民や各種団体の「共助」による避難支援等が適切かつ円滑に実施されるよう， <u>国の動向も踏まえ，避難行動要支援者の避難支援等対策の充実・強化を図る。</u> （1）地域ぐるみの取組の促進 避難支援等関係者が連携した「地域の支援組織」による取組の促進を図る。なお，地域の実情を踏まえた取組が実施可能となるよう，支援組織の構成，形態 <u>又は</u> 支援内容は <u>支援組織</u> の判断に委ねる。 （2）「個別計画」の策定 <u>の促進</u> <u>避難行動要支援者ごとに災害時の具体的な避難支援の方法や内容等を定める「個別計画」の策定の促進を図るため，避難支援等関係者の取組を支援する。</u>	文言の整理
						第3章 第3節	<u>3 視覚障がい者及び聴覚障がい者の把握</u> <u>避難行動要支援者のうち，特に緊急情報の入手が困難な視覚障がい又は聴覚障がいがある者の把握に努めるとともに，電話やFAX等，障がい種別に応じた情報の提供体制の整備を行う。</u>	新規事業の追加
39	第2章 第3節	<u>3 外国人対策の基本的な考え方</u>	41	第2章 第4節	<u>3 外国人対策の基本的な考え方</u>	第3章 第3節	<u>4 外国人対策の基本的な考え方</u>	本編作成に伴う変更
39	第2章 第3節	4 要支援者以外の要配慮者対策の研究 <u>要支援者以外の乳幼児や妊産婦などの要配慮者についても，必要に応じて適宜，市や関係機関，地域，福祉関係団体等が連携し，具体的な支援対策の研究を行う。</u>	41	第2章 第4節	4 要支援者以外の要配慮者対策の研究 （震災対策編に同じ）	第3章 第3節	<u>5 要配慮者対策の推進</u> <u>要配慮者対策に関し，調査研究及び当該調査研究の成果を踏まえた要配慮者対策の推進を図るため，必要な措置を講じる。</u>	文言の整理

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由																		
40	第2章 第4節	第4節 防災都市づくり 地震災害も考慮して都市づくりを行い、オープンスペースの確保等都市施設について必要な整備、対策を行う。	9	第2章 第1節	第1節 災害予防	第3章 第4節	第4節 防災都市づくり <u>（削除）</u>	本編作成に伴う変更																		
			9	第2章 第1節	第1 風水害予防 1 河川整備計画 本市を流れる河川については、二級河川、準用河川、普通河川の131河川257.9kmがあり雨水排水の根幹を担っている。 近年の都市化の進展に伴う雨水流出量の増加や集中豪雨による浸水被害を軽減するため、二級河川については河川管理者である県と連携を図り事業促進に努めるとともに、早期に治水対策を図るため、本市において都市基盤河川改修事業を活用した整備を推進している。 さらに、準用河川の整備推進や雨水流出抑制効果の高いため池の治水池への転用、既存治水池の貯留能力の拡充を行っている。	第3章 第4節	第1 風水害に強い都市づくり 1 河川整備計画 本市を流れる河川については、二級河川、準用河川、普通河川の131河川257.9kmがあり雨水排水の根幹を担っている。 <u>大雨による河川の氾濫を防止し、浸水被害の軽減を図るため、二級河川については河川管理者である県と連携を図り事業促進に努めるとともに、その他の河川については護岸の整備や河床掘削などの河川改修を推進する。</u> <u>また、雨水の流出抑制を目的とした治水池整備を進めていく。</u>	文言の整理																		
			9	第2章 第1節	2 下水道整備計画 (1) 全体計画 全体計画表 <table><tr><th>区分</th><th>面積(ha)</th></tr><tr><td>平成28年度末下水道整備面積</td><td>17.036</td></tr></table>	区分	面積(ha)	平成28年度末下水道整備面積	17.036	第3章 第4節	2 下水道整備計画 (1) 全体計画 全体計画表 <table><tr><th>区分</th><th>面積(ha)</th></tr><tr><td>平成29年度末下水道整備面積</td><td>17.038</td></tr></table>	区分	面積(ha)	平成29年度末下水道整備面積	17.038	時点修正										
区分	面積(ha)																									
平成28年度末下水道整備面積	17.036																									
区分	面積(ha)																									
平成29年度末下水道整備面積	17.038																									
			10	第2章 第1節	(2) 実施計画 ① 都市計画と事業認可 新都市計画法の施行により各都市は土地利用計画等との整合を図り、都市施設の一つである下水道等について定めるものとされている。 本市では市街化調整区域の集落を含め下水道計画区域を18,160haにまで拡大し整備する目標で計画を進めている。なお、上記区域の中で下水道法による事業計画の面積は17,342ha である。 <table><tr><th>区分</th><th>平成28年度までの都市計画決定済面積(ha)</th><th>平成28年度までの予定処理区域面積(ha)</th></tr><tr><td>和白</td><td>1,399</td><td>1,371</td></tr><tr><td>計</td><td>17,378</td><td>17,342</td></tr></table>	区分	平成28年度までの都市計画決定済面積(ha)	平成28年度までの予定処理区域面積(ha)	和白	1,399	1,371	計	17,378	17,342	第3章 第4節	(2) 実施計画 ① 都市計画と事業認可 <u>都市計画法により</u> 各都市は土地利用計画等との整合を図り、都市施設の一つである下水道等について定めるものとされている。 本市では市街化調整区域の集落を含め下水道計画区域を18,160haにまで拡大し整備する目標で計画を進めている。なお、上記区域の中で下水道法による事業計画の面積は17,370ha である。 <table><tr><th>区分</th><th>平成29年度までの都市計画決定済面積(ha)</th><th>平成29年度までの予定処理区域面積(ha)</th></tr><tr><td>和白</td><td>1,399</td><td>1,399</td></tr><tr><td>計</td><td>17,378</td><td>17,370</td></tr></table>	区分	平成29年度までの都市計画決定済面積(ha)	平成29年度までの予定処理区域面積(ha)	和白	1,399	1,399	計	17,378	17,370	時点修正
区分	平成28年度までの都市計画決定済面積(ha)	平成28年度までの予定処理区域面積(ha)																								
和白	1,399	1,371																								
計	17,378	17,342																								
区分	平成29年度までの都市計画決定済面積(ha)	平成29年度までの予定処理区域面積(ha)																								
和白	1,399	1,399																								
計	17,378	17,370																								
			10	第2章 第1節	② 浸水対策 (省略) なお、平成28年度までに「雨水整備Ｄｏプラン」における対象地区において、重点55地区のうち47地区の対策が完了し、「雨水整備レインボープラン」における対象地区において、重点4地区のうち2地区の対策が完了している。	第3章 第4節	② 浸水対策 (省略) なお、平成29年度までに「雨水整備Ｄｏプラン」における対象地区において、重点55地区のうち48地区の対策が完了し、「雨水整備レインボープラン」における対象地区において、重点4地区のうち2地区の対策が完了している。	時点修正																		
40	第2章 第4節	第1 震災に強い都市づくり				第3章 第4節	第2 震災に強い都市づくり	本編作成に伴う変更																		
44	第2章 第4節	第2 具体的な施策 1 都市計画 (3) 市街地形成 ② 地区計画等（H28.10月） <table><tr><th>地区数(地区)</th><th>面積(ha)</th></tr><tr><td>120(14)</td><td>1369.4(98)</td></tr></table>	地区数(地区)	面積(ha)	120(14)	1369.4(98)				第3章 第4節	第3 具体的な施策 1 都市計画 (3) 市街地形成 ② 地区計画等（平成30年10月） <table><tr><th>地区数(地区)</th><th>面積(ha)</th></tr><tr><td>131(15)</td><td>1447.0(99.3)</td></tr></table>	地区数(地区)	面積(ha)	131(15)	1447.0(99.3)	時点修正										
地区数(地区)	面積(ha)																									
120(14)	1369.4(98)																									
地区数(地区)	面積(ha)																									
131(15)	1447.0(99.3)																									
46	第2章 第4節	第4 公共土木構造物の対策 2 道路整備計画 (1) 都市計画道路整備 都市計画道路は、地震災害発生時の火災に対して延焼及び飛火等を防止する防火帯となり、都市の防災機能を高めるものである。 また、避難経路、応急物資輸送路及び、防災活動用の空間としても重要な役割を果たす都市計画道路の整備を進める。	11	第2章 第1節	(第2 都市防災) 2 道路整備計画 道路は災害時の避難経路となり、 <u>応急救助活動の交通輸送路としても重要な役割を果たすものであり、道路整備アクションプランに基づき、都市計画道路等の幹線道路の整備を進める。</u>	第3章 第4節	第4 公共土木構造物の対策 2 道路整備計画 (1) 都市計画道路整備 都市計画道路は、地震災害発生時の火災に対して延焼及び飛火等を防止する防火帯となり、都市の防災機能を高めるものである。 また、避難経路、応急物資輸送路及び、防災活動用の空間としても重要な役割を果たす都市計画道路の整備を進める。	本編作成に伴う変更																		
		(追加)				第3章 第4節	3 <u>道路の維持管理</u> <u>災害時においても道路機能が確保されるよう、平常時のパトロールにより異常の早期発見に努めるとともに、定期的に路面下空洞調査を行い、異常が発見された場合には早急に対策を講じる。</u>	路面下空洞対策の追加																		
46 47	第2章 第4節	3 高潮、津波災害予防（※本編第3章、第4節、第7へ移動） 4 土砂災害予防（※本編第3章、第4節、第9へ移動） 5 水道 6 港湾				第3章 第4節	4 水道 5 港湾	本編作成に伴う変更																		

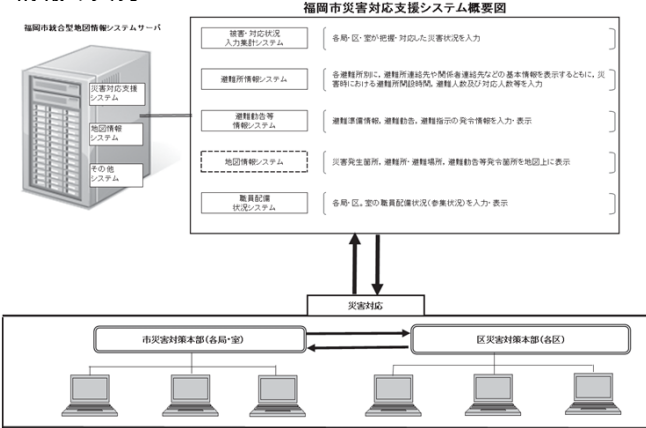
頁	章 節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章 節	風水害対策編（平成30年度版）	章 節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由																												
49	第2章 第4節	7 漁港 <table><tr><td>区分</td><td>場所</td><td>水深</td><td>岸壁延長</td><td>備考</td></tr><tr><td>陸揚用岸壁</td><td>博多漁港 (長浜東岸壁)</td><td>5.5m</td><td>290m</td><td>整備予定年度 平成27～31年度</td></tr></table>	区分	場所	水深	岸壁延長	備考	陸揚用岸壁	博多漁港 (長浜東岸壁)	5.5m	290m	整備予定年度 平成27～31年度				第3章 第4節	6 漁港 <table><tr><td>区分</td><td>場所</td><td>水深</td><td>岸壁延長</td><td>備考</td></tr><tr><td>陸揚用岸壁</td><td>博多漁港 (長浜東岸壁)</td><td>5.5m</td><td>182m</td><td>整備予定年度 平成27～31年度</td></tr></table>	区分	場所	水深	岸壁延長	備考	陸揚用岸壁	博多漁港 (長浜東岸壁)	5.5m	182m	整備予定年度 平成27～31年度	高度衛生管理基本計画 (博多地区)変更に伴う 修正								
区分	場所	水深	岸壁延長	備考																																
陸揚用岸壁	博多漁港 (長浜東岸壁)	5.5m	290m	整備予定年度 平成27～31年度																																
区分	場所	水深	岸壁延長	備考																																
陸揚用岸壁	博多漁港 (長浜東岸壁)	5.5m	182m	整備予定年度 平成27～31年度																																
49 50	第2章 第4節	8 ため池 9 地震防災緊急事業五箇年計画				第3章 第4節	7 ため池 8 地震防災緊急事業五箇年計画	本編作成に伴う変更																												
51	第2章 第4節	第5 建築物の耐震対策 「建築基準法」、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づ き建築物の耐震対策を推進する。 1 公共建築物の耐震対策 2 民間建築物の耐震対策	14	第2章 第1節	第5 建築物災害予防（住宅都市局，消防局，区役所） 建築物の安全を期すため，建築基準法による防災上，構造上の検 査，指導を行い，火災等による災害を予防するための計画である。	第3章 第4節	第5 建築物の対策 (削除) 1 公共建築物の耐震対策 2 民間建築物の耐震対策	本編作成に伴う変更																												
		(追加)				第3章 第4節	3 地下街の耐震対策 都市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街にお いて，大規模地震発生時等における安心な避難空間の確保等を図るた め，「地下街の安心避難対策ガイドライン」に基づく耐震対策を促進 するとともに，「地下街防災推進事業」を活用し必要な支援を行う。	「地下街防災推進事業 制度要綱」策定に伴う追 記																												
			14	第2章 第1節	1 建築物の災害予防対策 2 建築物防災週間の実施 3 地下施設における浸水対策	第3章 第4節	4 建築物の災害予防対策 5 建築物防災週間の実施 6 地下施設における浸水対策	本編作成に伴う変更																												
45	第2章 第4節	第3 オープンスペースの確保 1 公園等整備計画 公園は，地震火災時等には避難地・避難路となるほか，火災の延焼 防止や救援活動の拠点として機能するなど，重要な役割を果たす。 身近な公園の整備を図るとともに，災害時に一次避難地として機能 する近隣公園や，地区の救援活動の拠点としても利用可能な地区公 園・総合公園・運動公園等の確保を進める。 <table><tr><td colspan="2">公園名</td><td>公園計画面積(ha)</td><td>整備予定年度</td></tr><tr><td rowspan="3">一次避難地</td><td>大塚古墳公園(近隣公園)</td><td>1.7</td><td>平成26～32年度</td></tr><tr><td>賀茂中央公園(近隣公園)</td><td>1.7</td><td>平成30年度以降</td></tr><tr><td>片江風致公園(風致公園)</td><td>4.7</td><td>平成30年度以降</td></tr></table>	公園名		公園計画面積(ha)	整備予定年度	一次避難地	大塚古墳公園(近隣公園)	1.7	平成26～32年度	賀茂中央公園(近隣公園)	1.7	平成30年度以降	片江風致公園(風致公園)	4.7	平成30年度以降	12	第2章 第1節	(第2 都市防災) 3 都市公園整備計画 公園は，災害時には避難地・避難路となるほか，救援活動の拠点と して機能するなど，重要な役割を果たす。 身近な公園の整備を図るとともに，災害時に一次避難地として機能 する近隣公園や，地区の救援活動の拠点としても利用可能な地区公 園・総合公園・運動公園等の確保を進める。	第3章 第4節	第6 オープンスペースの確保 1 公園等整備計画 公園は，地震火災時等には避難地・避難路となるほか，火災の延焼 防止や救援活動の拠点として機能するなど，重要な役割を果たす。 身近な公園の整備を図るとともに，災害時に一次避難地として機能 する近隣公園や，地区の救援活動の拠点としても利用可能な地区公 園・総合公園・運動公園等の確保を進める。 <table><tr><td colspan="2">公園名</td><td>公園計画面積(ha)</td><td>整備予定年度</td></tr><tr><td rowspan="3">一次避難地</td><td>大塚古墳公園(近隣公園)</td><td>1.7</td><td>平成26～31年度</td></tr><tr><td>賀茂中央公園(近隣公園)</td><td>1.7</td><td>平成31年度以降</td></tr><tr><td>片江風致公園(風致公園)</td><td>4.7</td><td>平成31年度以降</td></tr></table>	公園名		公園計画面積(ha)	整備予定年度	一次避難地	大塚古墳公園(近隣公園)	1.7	平成26～31年度	賀茂中央公園(近隣公園)	1.7	平成31年度以降	片江風致公園(風致公園)	4.7	平成31年度以降	時点修正
公園名		公園計画面積(ha)	整備予定年度																																	
一次避難地	大塚古墳公園(近隣公園)	1.7	平成26～32年度																																	
	賀茂中央公園(近隣公園)	1.7	平成30年度以降																																	
	片江風致公園(風致公園)	4.7	平成30年度以降																																	
公園名		公園計画面積(ha)	整備予定年度																																	
一次避難地	大塚古墳公園(近隣公園)	1.7	平成26～31年度																																	
	賀茂中央公園(近隣公園)	1.7	平成31年度以降																																	
	片江風致公園(風致公園)	4.7	平成31年度以降																																	
45	第2章 第4節	2 港湾緑地 アイランドシティ北東部に整備を計画しているアイランドシティは ばたき公園については，臨海部における避難地及び一時居住地として 機能する避難緑地として活用する。 (省略)	12	第2章 第1節	4 港湾緑地 (震災対策編に同じ)	第3章 第4節	2 港湾緑地 アイランドシティ北東部に整備を計画しているアイランドシティは ばたき公園については，臨海部における避難地として機能する避難緑 地として活用する。 (省略)	一時居住地としての機 能は計画していないた め																												
		(追加)				第3章 第4節	3 生産緑地 生産緑地地区に指定する農地等を，あらかじめ防災協力農地として 登録し，災害時に避難場所として使用できる。ただし，8日以上使用 するときは，当該登録者の同意を得て使用する。	福岡市防災協力農地登 録制度要領制定のため																												
46	第2章 第4節	第4 公共土木構造物の対策 3 高潮，津波災害予防 (1) 海岸事業 海岸線背後に人家が密集しており地盤が低い地区については，高 潮，津波等の被害を防止するとともに，地域環境に配慮した護岸を 整備する。 また，地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害 を防止するため，護岸等の耐震対策を行う。 海岸耐震対策事業 <table><tr><td>地区名</td><td>事業全体</td><td>事業内容</td><td>整備予定年度</td></tr><tr><td>西戸崎(大岳)地区</td><td>福岡市</td><td>護岸改良</td><td>平成21～30年度</td></tr></table> (3) 津波浸水想定の設定（※本編第3章，第4節，第7，2へ移動）	地区名	事業全体	事業内容	整備予定年度	西戸崎(大岳)地区	福岡市	護岸改良	平成21～30年度	12	第2章 第1節	第3 高潮災害予防（港湾空港局，農林水産局，区役所） 1 海岸事業 海岸線背後に人家が密集しており地盤が低い地区については，高潮 等の被害を防止するとともに，地域環境に配慮した護岸を整備する。	第3章 第4節	第7 高潮，津波災害対策（港湾空港局，農林水産局，区役所） 1 高潮，津波災害予防 (1) 海岸事業 海岸線背後に人家が密集しており，地盤が低い地区については，高 潮，津波等の被害を防止するとともに，地震発生に伴う堤防・護岸等 の防護機能低下による浸水被害を防止するため，護岸等の整備，老朽 化対策を行う。 海岸老朽化対策事業 <table><tr><td>地区名</td><td>事業全体</td><td>事業内容</td><td>整備予定年度</td></tr><tr><td>和白地区</td><td>福岡市</td><td>護岸改良</td><td>平成31～39年度</td></tr></table>	地区名	事業全体	事業内容	整備予定年度	和白地区	福岡市	護岸改良	平成31～39年度	本編作成に伴う変更及 び事業進捗による変更												
地区名	事業全体	事業内容	整備予定年度																																	
西戸崎(大岳)地区	福岡市	護岸改良	平成21～30年度																																	
地区名	事業全体	事業内容	整備予定年度																																	
和白地区	福岡市	護岸改良	平成31～39年度																																	
51	第2章 第4節	第6 津波災害予防 1 津波災害予防対策のための基本的な考え方 (第2章，第4節，第4，3 高潮，津波災害予防) (3) 津波浸水想定の設定				第3章 第4節	(削除) 2 津波災害予防対策のための基本的な考え方 (3) 津波浸水想定の設定	本編作成に伴う変更																												
52		2 津波に強い都市づくり					3 津波に強い都市づくり																													

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
54	第2章 第4節	5 避難対策の強化 (2) 津波避難ビルの確保 (3) 標高（海拔）標識の設置				第3章 第4節	5 避難対策の強化 (1) 津波避難ビルの確保 (2) 標高（海拔）標識の設置	本編の作成に伴う変更
47	第2章 第4節	(第4 公共土木構造物の対策) 4 土砂災害予防（農林水産局、住宅都市局、道路下水道局） (1) ～ (6) ①～④	13	第2章 第1節	第4 土砂災害予防（農林水産局、住宅都市局、道路下水道局、 <u>区役所</u> ） 1～6 (1) ～ (4)	第3章 第4節	第8 土砂災害 対策 （農林水産局、住宅都市局、道路下水道局、 <u>区役所</u> ） <u>1～6</u> <u>(1) ～ (4)</u>	本編の作成に伴う変更
54	第2章 第4節	第7 液状化対策				第3章 第4節	第9 液状化対策	本編の作成に伴う変更
			19	第2章 第1節	第7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 （市民局、保健福祉局、こども未来局、交通局、教育委員会） 福岡市内の河川について、水防法第14条の規定に基づき福岡県が浸水想定区域を指定した場合は、福岡市は水防法第15条の規定及び福岡市が作成する浸水ハザードマップに基づき、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のため、次に掲げる措置を実施するものとする。	第3章 第5節	第5節 洪水・高潮・津波浸水想定区域における措置 （市民局、保健福祉局、こども未来局、交通局、教育委員会） 第1 洪水 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 福岡市内の河川について、水防法第14条の規定に基づき福岡県が 洪水 浸水想定区域を指定した場合は、福岡市は水防法第15条の規定及び福岡市が作成する浸水ハザードマップに基づき、 洪水 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のため、次に掲げる措置を実施するものとする。	本編の作成に伴う変更及び文言の整理
			19	第2章 第1節	1 地下街等における措置 (1) 浸水想定区域内の地下街等及び所在 (2) 避難確保計画及び浸水防止計画の作成 ※ 避難確保計画及び浸水防止計画の作成にあたっては、国土交通省の「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き（ <u>案</u> ）」を参考とする。	第3章 第5節	1 地下街等における措置 (1) 洪水 浸水想定区域内の地下街等及び所在 (2) 避難確保計画及び浸水防止計画の作成 ※ 避難確保計画及び浸水防止計画の作成にあたっては、国土交通省の「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き」を参考とする。	文言の整理
			19	第2章 第1節	(4) 洪水予報等の伝達方法 福岡市は浸水想定区域内にある地下街等の施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、インターネット FAX や防災メール（登録制）等により、洪水予報等の伝達を行う。 ① インターネット FAX 配信基準 ア 福岡市に大雨、洪水警報が発表され、福岡市災害対策本部が設置された場合 エ 福岡市の大雨、洪水警報が解除され、福岡市災害 対策本部 が解除された場合	第3章 第5節	(4) 洪水予報等の伝達方法 福岡市は 洪水 浸水想定区域内にある地下街等の施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、インターネットFAXや防災メール（登録制）等により、洪水予報等の伝達を行う。 ① インターネットFAX配信基準 ア 福岡市に大雨、洪水警報が発表され、福岡市災害 警戒本部等 が設置された場合 エ 福岡市の大雨、洪水警報が解除され、福岡市災害 警戒本部等 が解除された場合	文言の整理
			20	第2章 第1節	2 要配慮者等が主に利用する施設における措置 (1) 要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地 浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地は別表（資料編21頁）に定める。 (2) 洪水予報等の伝達方法 福岡市は浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の所有者又は管理者（及び自衛水防組織の構成員※）に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、インターネットFAXや防災メール等（登録制）により、洪水予報等の伝達を行う。	第3章 第5節	2 要配慮者等が主に利用する施設における措置 (1) 要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地 洪水 浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地は別表（資料編21頁）に定める。 (2) 洪水予報等の伝達方法 福岡市は 洪水 浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の所有者又は管理者（及び自衛水防組織の構成員※）に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、インターネットFAXや防災メール等（登録制）により、洪水予報等の伝達を行う。	文言の整理
			20	第2章 第1節	3 大規模工場等における措置 (1) 浸水想定区域内の大規模工場等及び所在 (2) 洪水予報等の伝達方法 福岡市は浸水想定区域内にある申出があった大規模工場等の施設の所有者又は管理者（及び自衛水防組織の構成員※）に対し、施設の浸水防止措置が円滑に図られるよう、インターネットFAXや防災メール（登録制）等により、洪水予報等の伝達を行う。 (3) 洪水時の浸水防止のための措置 ③ 自衛水防組織の設置（設置した場合は、市長へ報告）	第3章 第5節	3 大規模工場等における措置 (1) 洪水 浸水想定区域内の大規模工場等及び所在 (2) 洪水予報等の伝達方法 福岡市は 洪水 浸水想定区域内にある申出があった大規模工場等の施設の所有者又は管理者（及び自衛水防組織の構成員※）に対し、施設の浸水防止措置が円滑に図られるよう、インターネットFAXや防災メール（登録制）等により、洪水予報等の伝達を行う。 (3) 洪水時の浸水防止のための措置 ③ 自衛水防組織の設置（ 努力義務 （設置した場合は、市長へ報告））	文言の整理
			21	第2章 第1節	4 浸水想定避難図の作成 福岡県から浸水想定区域図が公表された6河川については、 <u>想定避難図</u> （浸水ハザードマップ）を作成し、市内全世帯に配布するとともに、区役所、本庁舎でも配布する。 （省略）	第3章 第5節	4 浸水 ハザードマップ の作成 福岡県から 洪水 浸水想定区域図が公表された6河川については、 <u>浸水ハザードマップ</u> を作成し、市内全世帯に配布するとともに、区役所、本庁舎でも配布する。 （省略）	文言の整理

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
		(追加)				第3章 第5節	<u>第2 高潮浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</u> 福岡市内について、水防法第14条の3第1項の規定に基づき福岡県が浸水想定区域を指定した場合、福岡市は水防法第15条の規定及び福岡市が作成する高潮ハザードマップに基づき、高潮浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のため、次に掲げる措置を実施するものとする。 <u>1 地下街等における措置</u> (1) 高潮浸水想定区域内の地下街等及び所在 ① 博多駅地区地下街（福岡市博多区博多駅中央街1丁目外 ※博多駅地下街と地下で繋がる不特定多数の者が利用するビルで、建設予定、建設中のものを含む。） ② 天神地区地下街（福岡市中央区天神1丁目外 ※天神地下街と地下で繋がる不特定多数の者が利用するビルで、建設予定、建設中のものを含む。） <u>(2) 避難確保計画及び浸水防止計画の作成</u> 上記地下街の所有者または管理者は、単独または共同で当該地下街の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために、次に掲げる事項を定めた計画を作成する。 ① 地下街等における高潮時の防災体制に関する事項 ② 地下街等の利用者の高潮時の避難の誘導に関する事項 ③ 地下街等における高潮時の浸水防止活動に関する事項 ④ 地下街等における高潮時の避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項 ⑤ 地下街等における高潮時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項 ⑥ 地下街等における自衛水防組織の業務に関する事項 ⑦ そのほか、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を図るために必要な措置に関する事項 ※ 避難確保計画及び浸水防止計画の作成にあたっては、国土交通省の「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き」を参考とする。 <u>(3) 避難確保計画及び浸水防止計画の報告と公表</u> 地下街等の所有者または管理者が避難確保計画及び浸水防止計画を作成した場合においては、当該避難確保計画及び浸水防止計画を福岡市に報告するとともに、公表する。 <u>(4) 高潮に係る水位情報の伝達方法</u> 福岡市は高潮浸水想定区域内にある地下街等の施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、インターネットFAXや防災メール(登録制)等により、情報の伝達を行う。 ① インターネットFAX配信基準 ア 福岡市災害対策本部等が設置、又は解除された場合 イ 高潮特別警戒水位が設定された場合は、その水位を超えた場合 ウ 避難勧告など、緊急情報が発表された場合 ② 防災メール配信基準 ア 福岡市に高潮特別警報、高潮警報が発表された場合 イ 高潮特別警戒水位が設定された場合は、その水位を超えた場合 ウ 避難勧告など、緊急情報が発表された場合 <u>(5) 訓練の実施</u> 福岡市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。 <u>(6) 自衛水防組織の設置</u> 福岡市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を行う自衛水防組織を設置するものとする。 <u>2 要配慮者等が主に利用する施設における措置</u> (1) 要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地 高潮浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地は別表（資料編●頁）に定める。	洪水浸水区域の指定に伴う追加

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
		（追加）				第3章 第5節	<u>（2）高潮に係る水位情報の伝達方法</u> 福岡市は高潮浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の所有者又は管理者（及び自衛水防組織の構成員※）に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、インターネットFAXや防災メール等（登録制）により、情報の伝達を行う。 ※については設置されている場合のみ ① インターネットFAX配信基準 ア 福岡市災害対策本部等が設置、又は解除された場合 イ 高潮特別警戒水位が設定された場合は、その水位を超えた場合 ウ 避難勧告など、緊急情報が発表された場合 ② 防災メール配信基準 ア 福岡市に高潮特別警報、高潮警報が発表された場合 イ 高潮特別警戒水位が設定された場合は、その水位を超えた場合 ウ 避難勧告など、緊急情報が発表された場合 <u>（3）高潮時の円滑かつ迅速な避難確保のための措置</u> 福岡市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下のことを行うこととする。 ① 当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るための計画の作成（作成した場合は、市長へ報告） ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施 ③ 自衛水防組織の設置（努力義務・設置した場合は、市長へ報告） 3 高潮ハザードマップの作成 福岡県から公表された高潮浸水想定区域図に基づき、高潮ハザードマップを作成し、ホームページに公開するとともに、区役所、本庁舎でも配布する。	洪水浸水区域の指定に伴う追加
		（追加）				第3章 第5節	<u>第3 津波浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</u> 福岡県において、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」第53条第1項に基づき、平成30年7月に福岡市域において津波災害警戒区域の指定がなされた。 津波災害警戒区域は、津波浸水想定（平成28年2月）に基づき指定されたもので、本市では、同法第54条に基づき、避難場所や避難経路の確保、避難訓練の実施等の警戒避難体制の整備に取り組んでいく。 津波災害警戒区域：津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。	津波災害警戒区域の指定に伴う追加
52	第2章 第4節	（第6 津波災害予防） 3 津波防災知識の普及・訓練 （省略） （4）普及、訓練における要配慮者等への配慮 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。				第3章 第5節	1 津波防災知識の普及・訓練 （省略） （4）普及、訓練における要配慮者等への配慮 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	文言の整理等
		（追加）				第3章 第5節	<u>2 地下街等における措置</u> 津波災害警戒区域内において、該当する地下街等はない。 3 要配慮者等が主に利用する施設における措置 （1）要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地 津波災害警戒区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地は別表（資料編●頁）に定める。	津波災害警戒区域の指定に伴う追加

頁	章 節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章 節	風水害対策編（平成30年度版）	章 節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由				
		(追加)				第3章 第5節	(2) 津波に関する情報等の収集及び伝達方法 福岡市は津波災害警戒区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の所有者又は管理者に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、気象台や福岡県が発表する津波に関する情報を収集し、インターネットFAXや防災メール等（登録制）により、情報等の伝達を行う。 ① インターネットFAX配信基準 ア 福岡市に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表され、福岡市災害対策本部等が設置された場合 イ 避難指示（緊急）が発表された場合 ウ 福岡市の大津波警報、津波警報、津波注意報が解除され、福岡市災害対策本部等が廃止された場合 ② 防災メール配信基準 ア 福岡市に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 イ 避難指示（緊急）が発表された場合 (3) 福岡市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下のことを行うこととする。 ① 当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るための計画の作成（作成した場合は、市長へ報告） ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施	津波災害警戒区域の指定に伴う追加				
54	第2章 第4節	(5 避難対策の強化) (1) 津波ハザードマップの作成・配布 津波防災地域づくりに関する法律に基づく浸水想定（「福岡県津波浸水想定」（平成 28 年 2 月 18 日公表））と、市民の適切な避難行動に資する情報を載せた津波ハザードマップを作成し、周知を図る。				第3章 第5節	4 津波ハザードマップの作成 津波防災地域づくりに関する法律に基づく浸水想定（「福岡県津波浸水想定」（平成28 年2 月18 日公表））と、市民の適切な避難行動に資する情報を載せた津波ハザードマップを作成し、対象地域の住民に配布するとともに、周知を図る。	本編の作成に伴う変更等				
			21	第2章 第1節	第8 土砂災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置	第3章 第6節	第6節 土砂災害警戒区域内における措置	本編の作成に伴う変更				
56	第2章 第5節	第5節 業務継続計画の策定				第3章 第7節	第7節 業務継続計画の策定	本編の作成に伴う変更				
57	第2章 第6節	第6節 地震対策に関する調査 1 地震に関する調査研究等 <table><tr><td>平成20年4月</td><td>地震調査研究推進本部(事務局:文部科学省)による「警固断層帯(南東部)の地震を想定した強振動評価について」の公表</td></tr></table>	平成20年4月	地震調査研究推進本部(事務局:文部科学省)による「警固断層帯(南東部)の地震を想定した強振動評価について」の公表				第3章 第8節	第8節 地震対策に関する調査 1 地震に関する調査研究等 <table><tr><td>平成20年4月</td><td>地震調査研究推進本部(事務局:文部科学省)による「警固断層帯(南東部)の地震を想定した強震動評価について」の公表</td></tr></table>	平成20年4月	地震調査研究推進本部(事務局:文部科学省)による「警固断層帯(南東部)の地震を想定した強震動評価について」の公表	誤字修正
平成20年4月	地震調査研究推進本部(事務局:文部科学省)による「警固断層帯(南東部)の地震を想定した強振動評価について」の公表											
平成20年4月	地震調査研究推進本部(事務局:文部科学省)による「警固断層帯(南東部)の地震を想定した強震動評価について」の公表											

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由																												
			51	第3章 第1節 の2	第3章 災害応急対策計画 第1節の2 情報の収集・整理・伝達 第1 情報の収集伝達活動 2 防災気象情報システムからの情報等 福岡県との連携を強化し、雨量・河川水位（自動監視）、ダムの放流等に関する情報を即時に収集できる体制を整備する。 収集した情報については、 <u>迅速的確な防災活動や住民の避難準備行動を支援するため、ホームページや防災メール、インターネットFAXなどにより、適切に情報提供を行う。（削除）</u> <u>(1) 防災気象情報システム（削除）</u> 市内及び近郊 30 箇所の雨量観測点と同 20 箇所の河川水位観測点のデータ並びに同 25 箇所の河川監視カメラ観測点の映像を収集・処理して、災害時の避難判断などに役立てるとともに、平常時においてもホームページや防災メールで市民へ情報提供する。 <u>(2) ～ (6)</u>	第4章 第1節	第4章 風水害応急対策計画 第1節 情報の収集・整理・伝達 第1 情報の収集・伝達活動 2 防災気象情報システムからの情報等 福岡県との連携を強化し、雨量・河川水位（自動監視）、ダムの放流等に関する情報を即時に収集できる体制を整備する。 市内及び近郊 33 箇所の雨量観測点と同 20 箇所の河川水位観測点のデータ並びに同 25 箇所の河川監視カメラ観測点の映像を収集・処理して、災害時の避難判断などに役立てるとともに、平常時においてもホームページや防災メールで市民へ情報提供する。 <u>(削除)</u>	内容重複による表記の見直し及び時点修正																												
			52	第3章 第1節 の2	4 被害情報等の収集・伝達 (2) 情報の入力 	第4章 第1節	4 被害情報等の収集・伝達 (2) 情報の入力 (図を削除)	災害対応支援システム再構築のため																												
			54	第3章 第1節 の2	7 福岡県が発表する警報・情報等 (1) 水防警報 県知事が行う水防警報を行う河川 <table><tr><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>第一段階待機</th><th>第二段階準備</th><th>第三段階出勤</th><th>第四段階解除</th></tr><tr><td>多々良川</td><td>金川橋（篠栗町）</td><td>氾濫注意水位(2.81m)に達すると思われるとき</td><td>氾濫注意水位(2.81m)を突破すると思われるとき</td><td>氾濫注意水位(2.81m)に達し、なお上昇見込のあるとき</td><td>氾濫注意水位(2.81m)以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき</td></tr></table> (追加)	河川名	観測所名	第一段階待機	第二段階準備	第三段階出勤	第四段階解除	多々良川	金川橋（篠栗町）	氾濫注意水位(2.81m)に達すると思われるとき	氾濫注意水位(2.81m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(2.81m)に達し、なお上昇見込のあるとき	氾濫注意水位(2.81m)以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき	第4章 第1節	7 福岡県が発表する警報・情報等 (1) 水防警報 ① 県知事が行う水防警報を行う河川 <table><tr><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>第一段階待機</th><th>第二段階準備</th><th>第三段階出勤</th><th>第四段階解除</th></tr><tr><td>多々良川</td><td>金川橋（篠栗町）</td><td>氾濫注意水位(2.57m)に達すると思われるとき</td><td>氾濫注意水位(2.57m)を突破すると思われるとき</td><td>氾濫注意水位(2.57m)に達し、なお上昇見込のあるとき</td><td>氾濫注意水位(2.57m)以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき</td></tr></table> ② 県知事が行う高潮特別警戒水位情報の通知及び周知を行う海岸 <table><tr><th>沿岸名</th><th>区域</th></tr><tr><td>玄海灘沿岸</td><td>福岡県糸島市二丈鹿家から福岡県芦屋町山鹿まで</td></tr></table>	河川名	観測所名	第一段階待機	第二段階準備	第三段階出勤	第四段階解除	多々良川	金川橋（篠栗町）	氾濫注意水位(2.57m)に達すると思われるとき	氾濫注意水位(2.57m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(2.57m)に達し、なお上昇見込のあるとき	氾濫注意水位(2.57m)以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき	沿岸名	区域	玄海灘沿岸	福岡県糸島市二丈鹿家から福岡県芦屋町山鹿まで	水位基準の見直しに伴う修正
河川名	観測所名	第一段階待機	第二段階準備	第三段階出勤	第四段階解除																															
多々良川	金川橋（篠栗町）	氾濫注意水位(2.81m)に達すると思われるとき	氾濫注意水位(2.81m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(2.81m)に達し、なお上昇見込のあるとき	氾濫注意水位(2.81m)以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき																															
河川名	観測所名	第一段階待機	第二段階準備	第三段階出勤	第四段階解除																															
多々良川	金川橋（篠栗町）	氾濫注意水位(2.57m)に達すると思われるとき	氾濫注意水位(2.57m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(2.57m)に達し、なお上昇見込のあるとき	氾濫注意水位(2.57m)以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき																															
沿岸名	区域																																			
玄海灘沿岸	福岡県糸島市二丈鹿家から福岡県芦屋町山鹿まで																																			
			56	第3章 第1節 の2	11 通信 (5) 非常無線通信の利用 ① 非常無線通信をすることができる通信内容は次のとおりである。 サ 災害救助法第24条に基づき都道府県知事から、医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。	第4章 第1節	11 通信 (5) 非常無線通信の利用 ① 非常無線通信をすることができる通信内容は次のとおりである。 サ 災害救助法第 7 条に基づき、医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。	条文番号の修正等																												

頁	章 節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章 節	風水害対策編（平成30年度版）	章 節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由																																					
					（追加）	第4章 第1節	12 警戒レベルを用いた防災情報 災害発生のおそれの高まりに応じて、住民等がとるべき行動を5段階に分け、「住民等がとるべき行動」及び「行動を住民等に促す情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとする。 <table><tr><th>警戒レベル</th><th>住民等がとるべき行動</th><th>行動を住民等に促す情報</th></tr><tr><td>警戒レベル1</td><td>災害への心構えを高める。</td><td>警報級の可能性</td></tr><tr><td>警戒レベル2</td><td>避難に備え自らの避難行動を確認する。</td><td>洪水注意報 大雨注意報</td></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td>高齢者等は立退き避難する。避難準備・高齢者等避難開始その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td><td>避難準備・高齢者等避難開始</td></tr><tr><td>警戒レベル4</td><td>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</td><td>・避難勧告 ・避難指示(緊急)※ ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</td></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td><td>災害発生情報※ ※可能な範囲で発令</td></tr></table>	警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性	警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。避難準備・高齢者等避難開始その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※ ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※ ※可能な範囲で発令	「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)の改定に伴う追加																			
警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報																																											
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性																																											
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報																																											
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。避難準備・高齢者等避難開始その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始																																											
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※ ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令																																											
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※ ※可能な範囲で発令																																											
			59	第3章 第1節 の2	第2 避難勧告等の発令 1 避難勧告・指示権者 2 避難勧告等の発令の判断基準 (1) 避難勧告等を行う場合の判断基準を次のとおり定める。 <table><tr><th>区分</th><th>水 害</th><th>土砂災害</th></tr><tr><td>高齢者等避難準備・開始</td><td>避難勧告・避難指示(緊急)の発令には至らないものの、人的被害の発生する可能性が高まっており、避難に時間のかかる者に避難を促す必要がある場合。 1 河川の水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ今後の気象情報等から、さらに水位の上昇が見込まれる場合。(省略)</td><td>次の1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。(省略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>1 河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、かつ今後の気象情報等から、さらに水位の上昇が予想される場合。(省略)</td><td>次の1～3のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。(省略)</td></tr><tr><td>(避難緊急指示)</td><td>(省略)</td><td>次の1～5のいずれかに該当する場合に、避難指示(緊急)を発令するものとする。(省略)</td></tr></table> 【留意すべき事項】 (追加)	区分	水 害	土砂災害	高齢者等避難準備・開始	避難勧告・避難指示(緊急)の発令には至らないものの、人的被害の発生する可能性が高まっており、避難に時間のかかる者に避難を促す必要がある場合。 1 河川の水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ今後の気象情報等から、さらに水位の上昇が見込まれる場合。(省略)	次の1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。(省略)	避難勧告	1 河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、かつ今後の気象情報等から、さらに水位の上昇が予想される場合。(省略)	次の1～3のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。(省略)	(避難緊急指示)	(省略)	次の1～5のいずれかに該当する場合に、避難指示(緊急)を発令するものとする。(省略)	第4章 第1節 第2 避難勧告等の発令、 <u>警戒区域の設定</u> <u>1 避難勧告等の発令</u> (1) 避難の勧告・指示権者 (2) 避難勧告等の発令の判断基準 避難勧告等を行う場合の判断基準を次のとおり定める。 <table><tr><th>区分</th><th>水 害</th><th>土砂災害</th></tr><tr><td rowspan="2">警戒レベル3</td><td rowspan="2">高齢者等避難準備・開始</td><td>(削除) 1 河川の水位観測所の水位が避難判断水位を超え、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達、もしくは今後の気象情報等から、さらに水位の上昇が見込まれる場合。(省略)</td><td>(削除) (省略)</td></tr><tr><td>1 河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を超過、もしくは今後の気象情報等から、さらに水位の上昇が予想される場合。(省略)</td><td>(削除) (省略)</td></tr><tr><td rowspan="2">警戒レベル4</td><td rowspan="2">避難勧告 (避難緊急指示)</td><td>(省略)</td><td>(削除) (省略)</td></tr><tr><td>1 決壊や越水・溢水が発生した場合。</td><td>1 土砂災害が発生した場合。</td></tr></table> 【留意すべき事項】 ※避難指示(緊急)については、災害が発生するおそれが極めて高い状況等において、地域の状況に応じて、緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令する。	区分	水 害	土砂災害	警戒レベル3	高齢者等避難準備・開始	(削除) 1 河川の水位観測所の水位が避難判断水位を超え、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達、もしくは今後の気象情報等から、さらに水位の上昇が見込まれる場合。(省略)	(削除) (省略)	1 河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を超過、もしくは今後の気象情報等から、さらに水位の上昇が予想される場合。(省略)	(削除) (省略)	警戒レベル4	避難勧告 (避難緊急指示)	(省略)	(削除) (省略)	1 決壊や越水・溢水が発生した場合。	1 土砂災害が発生した場合。	「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)の改定に伴う見直し											
区分	水 害	土砂災害																																											
高齢者等避難準備・開始	避難勧告・避難指示(緊急)の発令には至らないものの、人的被害の発生する可能性が高まっており、避難に時間のかかる者に避難を促す必要がある場合。 1 河川の水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ今後の気象情報等から、さらに水位の上昇が見込まれる場合。(省略)	次の1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。(省略)																																											
避難勧告	1 河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、かつ今後の気象情報等から、さらに水位の上昇が予想される場合。(省略)	次の1～3のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。(省略)																																											
(避難緊急指示)	(省略)	次の1～5のいずれかに該当する場合に、避難指示(緊急)を発令するものとする。(省略)																																											
区分	水 害	土砂災害																																											
警戒レベル3	高齢者等避難準備・開始	(削除) 1 河川の水位観測所の水位が避難判断水位を超え、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達、もしくは今後の気象情報等から、さらに水位の上昇が見込まれる場合。(省略)	(削除) (省略)																																										
		1 河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を超過、もしくは今後の気象情報等から、さらに水位の上昇が予想される場合。(省略)	(削除) (省略)																																										
警戒レベル4	避難勧告 (避難緊急指示)	(省略)	(削除) (省略)																																										
		1 決壊や越水・溢水が発生した場合。	1 土砂災害が発生した場合。																																										
			61		(2) 避難勧告等の発令の参考とする情報 <table><tr><td>水系名</td><td>河川名</td><td>水位観測所</td><td>水防団待機水位</td><td>氾濫注意水位</td><td>避難判断水位</td><td>氾濫危険水位</td></tr><tr><td rowspan="2">那珂川</td><td rowspan="2">那珂川※2</td><td>博多橋</td><td>1.98m</td><td>2.19m</td><td>2.40m</td><td>2.62m</td></tr><tr><td>稲荷橋</td><td>1.53m</td><td>1.90m</td><td>2.72m</td><td>2.93m</td></tr></table>	水系名	河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	那珂川	那珂川※2	博多橋	1.98m	2.19m	2.40m	2.62m	稲荷橋	1.53m	1.90m	2.72m	2.93m	第4章 第1節 避難勧告等の発令の参考とする情報 <table><tr><td>水系名</td><td>河川名</td><td>水位観測所</td><td>水防団待機水位</td><td>氾濫注意水位</td><td>避難判断水位</td><td>氾濫危険水位</td></tr><tr><td rowspan="2">那珂川</td><td rowspan="2">那珂川※2</td><td>博多橋</td><td>1.98m</td><td>2.19m</td><td>2.40m</td><td>2.52m</td></tr><tr><td>稲荷橋</td><td>1.53m</td><td>1.90m</td><td>2.72m</td><td>2.93m</td></tr></table>	水系名	河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	那珂川	那珂川※2	博多橋	1.98m	2.19m	2.40m	2.52m	稲荷橋	1.53m	1.90m	2.72m	2.93m	水位基準の見直しに伴う修正
水系名	河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位																																							
那珂川	那珂川※2	博多橋	1.98m	2.19m	2.40m	2.62m																																							
		稲荷橋	1.53m	1.90m	2.72m	2.93m																																							
水系名	河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位																																							
那珂川	那珂川※2	博多橋	1.98m	2.19m	2.40m	2.52m																																							
		稲荷橋	1.53m	1.90m	2.72m	2.93m																																							
					(追加)	第4章 第1節	(3) 避難勧告等の発令の内容 避難勧告等の発令は、できる限り次の事項を明示して簡潔明瞭に行う。 ① 避難対象地域 ② 避難先とその場所 ③ 避難勧告等の発令の理由 ④ 避難にあたっての注意事項	避難勧告等の発令内容の整理等																																					

頁	章 節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章 節	風水害対策編（平成30年度版）	章 節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
						第4章 第1節	<u>（4）避難勧告等の発令の周知</u> <u>① 住民等への周知</u> <u>ア 警鐘信号等による伝達</u> <u>イ 現場にいる職員等は、付近住民へ避難勧告等の発令を周知する。</u> <u>ウ 区災害対策本部、各消防署等は広報車両等により避難勧告等の発令に係る地域へ周知措置をとる。</u> <u>エ 区災害対策本部は、防災行政無線により、公民館、漁協等へ指示を伝達する。</u> <u>オ 災害対策本部総括部は、必要に応じ、市内各放送局に対し、放送要請を行う。</u> <u>※ 状況に応じ、NHK福岡放送局への緊急警報放送の要請を行う。</u>	避難勧告等の発令内容の整理等
					（追加）	第4章 第1節	<u>2 警戒区域の設定</u> <u>災害による危険から人命を守るために必要な場合は、警戒区域を設定し、立入り制限・禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図る。</u> <u>（1）警戒区域設定基準</u> <u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに設定する。（災害対策基本法第63条）</u> <u>① 避難勧告・指示の基準（1―(1)）と同様の危険がある場合及び応急活動の実施上必要な場合で、特に危険の態様・程度から、区域を設けて人の立入りを制限する必要があるとき。</u> <u>② 範囲は、危険の影響の及ぶ範囲及び消防活動その他の応急措置の実施が迅速・円滑に実施できることを考慮して設定する。</u> <u>③ 安全管理上警戒区域を広めに設定した場合は、応急措置の実施状況、危険の解消の程度に従い、区域内の安全を確認の上、順次警戒区域の縮小を図る。</u>	警戒区域の追加
					（追加）	第4章 第1節	<u>（2）設定の手順</u> <u>避難勧告等の発令の手順（1―(2)）に準じる。</u> <u>（3）警戒区域の設定の内容</u> <u>警戒区域を設定するときは、できる限り次の内容を明示して行う。</u> <u>① 危険の内容</u> <u>② 立入り制限の内容</u> <u>状況に応じて、「一切の立入り禁止」、「立入り制限（許可等ない者の立入禁止）」、「時間的立入り制限」等を決定する。</u> <u>③ 立入り制限の区域</u> <u>住民等へ周知すると共に、現地において標識の設置、ロープ等を敷設して区域を明示すると共に、拡声器等により付近の住民等に周知する。</u> <u>④ 区域内の住民の避難先</u> <u>（4）警戒区域設定の周知</u> <u>避難勧告等の発令の周知方法（1―(4)）に準じるほか、現地において標識の設置、ロープ等を敷設して区域を明示すると共に、拡声器等により、警戒区域からの退去、立入りの禁止等を付近の住民等に周知する。</u>	本編の作成に伴う変更及び警戒区域の追加
			62	第3章 第1節 の2	<u>3 避難勧告等の伝達（削除）</u>		（削除）	内容重複による記載内容の見直し
			63	第3章 第1節 の2	第3 災害時の広報 2 広報の方法 （2）広報の手順 （追加）	第4章 第1節	第3 災害時の広報 2 広報の方法 （2）広報の手順 <u>④ 人的被害の数については、県及び警察と密接に連携を図り広報を行う。</u>	福岡県地域防災計画との整合

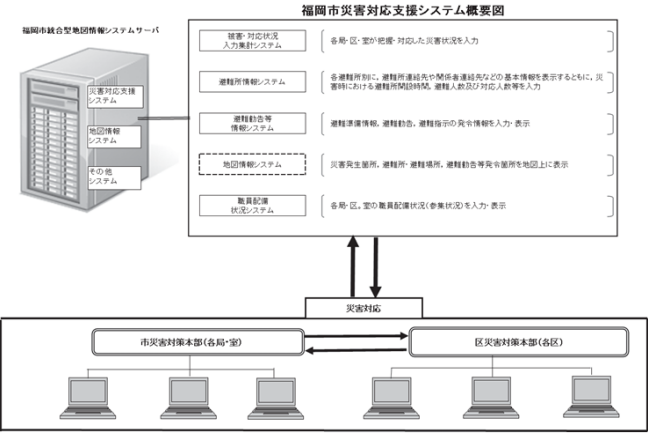
頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由									
			64	第3章 第1節 の2	(3) 広報の手段 ④ その他の広報の手段 カ 危険が想定される河川流域（御笠川、宇美川）へ平成 15 年度に設置した有線放送（屋外拡声器） やサイレンの有効活用を図る。 また、上記設備の一部移設も含め、樋井川や多々良川へ警報装置を設置する。 (図を追加)	第4章 第1節	(3) 広報の手段 ④ その他の広報の手段 カ 危険が想定される河川流域（御笠川、宇美川）へ平成 15 年度に設置した有線放送（屋外拡声器） やサイレンの有効活用を図る。 また、上記設備の一部移設も含め、樋井川や多々良川へ警報装置を設置する。 <table><tr><td>水系</td><td>サイレン設置箇所</td><td>箇所数</td></tr><tr><td>御笠川水系</td><td>堅粕小学校、博多体育館、御笠川浄化センター、 博多消防署板付出張所、隅田集会所、 博多消防団金隈格納庫</td><td>6か所</td></tr><tr><td>多々良川水系</td><td>笠松北公園、原田ポンプ場、社領南公園、 松崎第2ポンプ場</td><td>4か所</td></tr></table> ※避難勧告等発令時にサイレンを鳴らす。	水系	サイレン設置箇所	箇所数	御笠川水系	堅粕小学校、博多体育館、御笠川浄化センター、 博多消防署板付出張所、隅田集会所、 博多消防団金隈格納庫	6か所	多々良川水系	笠松北公園、原田ポンプ場、社領南公園、 松崎第2ポンプ場	4か所	設置箇所の明確化
水系	サイレン設置箇所	箇所数															
御笠川水系	堅粕小学校、博多体育館、御笠川浄化センター、 博多消防署板付出張所、隅田集会所、 博多消防団金隈格納庫	6か所															
多々良川水系	笠松北公園、原田ポンプ場、社領南公園、 松崎第2ポンプ場	4か所															
			64	第3章 第1節 の2	ク インターネットFAX 各区役所・出張所に設置しているインターネットFAXの活用を促進し、区役所から地域等へ、避難勧告等の情報伝達を強化する。 (追加)	第4章 第1節	ク インターネットFAX 各区役所・出張所にインターネットFAXを <u>設置しており</u> 、区役所から地域等へ、避難勧告等の情報伝達を <u>行う際に活用</u> する。 <u>サ 電話</u> <u>重度の視覚障がいがある者のうち希望するものに対して、電話による緊急情報の提供を行う。</u> <u>シ FAX</u> <u>重度の聴覚障がいがある者のうち希望するものに対して、FAXによる緊急情報の提供を行う。</u>	新規事業の追加									
			66	第3章 第1節 の2	第 4 災害救助法の適用（保健福祉局、市民局、各局、県） 災害救助法は、市町村からの被害情報に基づき、都道府県が適用する。 本市で災害が発生した場合、迅速かつ正確に管内の被害状況を収集把握の上、福岡県に情報提供しなければならない。	第4章 第1節	第5 災害救助法の適用（市民局、各局、県） 本市は、 <u>災害救助法における救助実施市として、大規模災害発生時に管内の被害情報に基づき、自ら法を適用したうえで、法に基づく救助を実施することとなる。</u> <u>そのため、本市で大規模災害が発生した場合においては、迅速かつ正確に管内の被害状況を収集把握の上、法の適用について判断</u> しなければならない。	災害救助法における救助実施市に指定されることによる修正									
			66	第3章 第1節 の2	1 情報提供を必要とする災害 (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの (2) 災害による被害は当初は軽微であってもその被害が拡大するおそれがあり災害救助法の適用基準に該当する見込みのある程度のもの (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響などからみて情報提供の必要があると認められる程度のもの (4) その他特に情報提供の依頼があったもの	第4章 第1節	<u>1 災害救助法の適用手続</u> <u>本市における災害による被害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、法を適用する必要があると認められるときは、内閣府と協議の上、直ちに適用することとし、法に基づく救助の実施について各部に指示するとともに、県、内閣府及び関係機関等へ通知または情報提供する。</u>	災害救助法における救助実施市に指定されることによる修正									
			66	第3章 第1節 の2	2 情報提供の時期、内容、要領及び方法 災害救助法の適用にあたっては、発生情報、中間情報、決定情報等、災害の経過に応じて、適宜状況を県に情報提供しなければならない。 とくに、災害の発生時に行う発生情報は、迅速に行う必要がある。		(削除)	災害救助法における救助実施市に指定されることによる修正									
			66	第3章 第1節 の2	3 災害救助法適用に係る帳票類の整備 災害救助法の適用にあたっては、り災者名簿、避難所設置及び収容状況に関する書類、炊出し給与状況書類等、救助の種類ごとに帳票類の整備が必要である。 各部においては、救助の実施とあわせ、それぞれ適切な書類の整備に努めなければならない。	第4章 第2節	<u>2 災害救助法適用に係る帳票類の整備</u> 災害救助法の適用にあたっては、り災者名簿、避難所設置及び収容状況に関する書類、炊出し給与状況書類等、救助の種類ごとに帳票類の整備が必要である。 各部においては、救助の実施とあわせ、それぞれ適切な書類の整備に努めなければならない。	本編作成に伴う変更									
			67	第3章 第1節 の3	第1節の3 応急活動の基盤確保 第1 警備・交通対策（警察、海上保安部） 1 警察の任務の内容 (10) 避難路及び緊急交通路の確保	第4章 第2節	<u>第2節</u> 応急活動の基盤確保 第1 警備・交通対策（警察、海上保安部） 1 警察の任務の内容 (10) 緊急交通路の確保	本編作成に伴う変更等									
			74	第3章 第1節 の3	(第2-6 緊急輸送対策) (4) 交通規制の通報及び交通情報の収集 (5) 緊急通行車両等の確認 (6) 交通注意箇所	第4章 第2節	<u>3 道路の交通規制</u> <u>(1) 交通規制の通報及び交通情報の収集</u> <u>(2) 緊急通行車両等の確認</u> <u>(3) 交通注意箇所</u>	本編作成に伴う変更									
			67	第3章 第1節 の3	3 第七管区海上保安本部の任務内容 4 災害防ぎょ活動及び災害救助活動に対する協力	第4章 第2節	<u>4</u> 第七管区海上保安本部の任務内容 <u>5</u> 災害防ぎょ活動及び災害救助活動に対する協力	本編作成に伴う変更									

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
			69	第3章 第1節 の3	第2 輸送計画 4 輸送力 （3）鉄道車両 ① 西日本鉄道株式会社（福岡市内） 大牟田線 電車316両	第4章 第2節	第2 輸送計画 4 輸送力 （3）鉄道車両 ① 西日本鉄道株式会社（福岡市内） 大牟田線 電車300両	時点修正
			72	第3章 第1節 の3	6 緊急輸送対策 （3）交通機関による交通の確保 ③ 西日本旅客鉄道株式会社（新幹線管理本部福岡支社） ウ 西日本旅客鉄道株式会社の災害応急体制 （オ）その他西日本旅客鉄道株式会社に所属する建造物、車両及び構内における火災、風水害、その他の災害の防止及び災害発生の場合の応急措置については「災害等管理規程」「鉄道事故及び災害応急処置準則」「新幹線管理本部鉄道事故及び災害応急処置要項」「新幹線管理本部災害時運転規制等取扱い要領」等により行う。	第4章 第2節	6 緊急輸送対策 （3）交通機関による交通の確保 ③ 西日本旅客鉄道株式会社（新幹線鉄道事業本部福岡支社） ウ 西日本旅客鉄道株式会社の災害応急体制 （オ）その他西日本旅客鉄道株式会社に所属する建造物、車両及び構内における火災、風水害、その他の災害の防止及び災害発生の場合の応急措置については「災害等管理規程」「鉄道事故及び災害応急処置準則」「新幹線鉄道事業本部鉄道事故及び災害応急処置標準」「新幹線管理本部災害時運転規制等取扱い標準」等により行う。	組織改正に伴う修正
			73	第3章 第1節 の3	④西日本鉄道株式会社 エ 西日本鉄道株式会社の災害応急体制 （ア）災害が発生し、重大な影響を及ぼす場合は本社内に西日本鉄道株式会社災害対策本部を設置する。 （イ）電車部門 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、本社内に「緊急時の救急体制要綱」に基づく災害・事故等復旧対策本部の設置又は「風水害対策」による予防体制を構築して、災害や事故に伴う死傷者への対応や、鉄道施設の損害による応急処置および復旧対策を定め、円滑な事故処置と迅速的確な復旧を図る。（運行管理規定に定める「緊急時の救急体制要綱」により行う。） （ウ）バス部門（削除） 災害が発生し又は発生するおそれがある場合には調査連絡体制を確立し、各路線別に路線の状況及びバス到着時刻等の確認を行い、連絡責任者、連絡所在地を決定し、総合的な応急対策を行う。 （運行管理規定に定める「地震および異常気象時の処置要領」により行う。）	第4章 第2節	④ 西日本鉄道株式会社 エ 西日本鉄道株式会社の災害応急体制 （ア）災害が発生し、重大な影響を及ぼす場合は本社内に対策総本部を設置する。 （イ）電車部門 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、本社内に「緊急時の救急体制要綱」に基づく部門復旧対策本部の設置又は「自然災害対策」による予防体制を構築して、災害や事故に伴う死傷者への対応や、鉄道施設の損害による応急処置および復旧対策を定め、円滑な事故処置と迅速的確な復旧を図る。（「緊急時の救急体制要綱」により行う。） （削除）	組織改正に伴う修正
			75	第3章 第2節	第2節 救助・救急活動 第1 救出、救急計画 3 集団救急事故対策 （3）現場消防本部の措置 救急活動を円滑に実施するため、現場消防本部を設置し、活動部隊の指揮、応援部隊の派遣要請、関係機関との連絡、情報の収集、資器材の調整等を行う。	第4章 第3節	第3節 救助・救急活動 第1 救出、救急計画 3 集団救急事故対策 （3）現場消防本部の措置 救急活動を円滑に実施するため、現場消防本部を設置し、活動部隊の指揮、応援部隊の派遣要請、関係機関との連絡、情報の収集、資器材の調整等を行う。	誤字修正
			76	第3章 第2節	第2 保健医療及び助産計画 3 医療及び助産活動 （4）医療機関の協力 ③ 現場派遣病院及び収容病院編成表（資料編 239 頁）（削除） ④ 福岡市救急病院協会班編成表（資料編 238 頁）（削除） ⑤ 福岡市内の災害拠点病院及び施設・設備の状況（資料編 320 頁）	第4章 第3節	第2 保健医療及び助産計画 3 医療及び助産活動 （4）医療機関の協力 （削除） （削除） ③ 福岡市内の災害拠点病院及び施設・設備の状況（資料編 320 頁）	医療機関の協力内容の整理
			77	第3章 第2節	5 医薬品等の調達 医薬品については、原則として福岡県を通じて医薬品等取扱業者から調達する。 福岡県保健医療介護部薬務課 電話 643-3285 FAX643-3305	第4章 第3節	5 医薬品等の調達 災害時緊急医薬品については、福岡県（薬務課）に要請する。 福岡県保健医療介護部薬務課（電話092-643-3284、FAX092-643-3305） 医薬品及び医療機器取扱店舗（資料編●●頁）	文言の整理
			77	第3章 第2節	8 避難所等における健康管理、健康相談等 （2）被災者及び従事職員のストレス等のメンタルヘルス対策のため、精神科医等の相談活動を行う。 （3）服薬治療中の精神障がい者のために、精神医療の確保に努める。	第4章 第3節	8 避難所等における健康管理、健康相談等 （2）必要に応じて、精神科医師、看護師等で災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」）を編成し、避難所等へ派遣する。 （3）DPATは、避難所等の精神疾患を有する被災者への対応や、被災者支援を行っている者に対する心のケア等を行う。	DPAT活動要領に基づく変更
			78	第3章 第2節	9 救急業務 （3）医療機関と等との協調 ② 救急指定医療機関以外の医療機関についてもその所在地等の実態把握に努め、大災害の場合の救急業務体制を確立する。	第4章 第3節	9 救急業務 （3）医療機関と等との協調 ② 救急告示医療機関以外の医療機関についてもその所在地等の実態把握に努め、大災害の場合の救急業務体制を確立する。	文言の整理

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
			80 81	第3章 第3節 の1	第3節の1 避難対策 <u>第1 避難対策（※本編第3章-第3節-第2-2へ移動）</u> 第2 避難誘導 第3 避難所の開設 2 開設の手順 <u>（5）福祉避難所</u> <u>高齢者、障がい者など要配慮者で通常の避難施設での生活が困難であり、特別な配慮を要する者を収容するための避難所で、事前に市と協定を締結した社会福祉施設、及び特別支援学校の中から、必要に応じ開設を行うものとする。</u> <u>（6）自主避難への対応</u>	第4章 第4節	第4節 避難対策 <u>第1 避難誘導</u> <u>第2 避難所の開設</u> 2 開設の手順 (削除) <u>(5)</u> 自主避難への対応	本編作成に伴う変更等
			82	第3章 第3節 の1	第4 避難所運営 1 避難所運営の体制 (3) 地域による自主運営組織 ①自主運営組織の例と役割 エ 救護班 要配慮者への対応、被災者の健康状態管理、 <u>高齢者、障がい者の介護、児童等のケア</u>	第4章 第4節	<u>第3 避難所運営</u> 1 避難所運営の体制 (3) 地域による自主運営組織 ① 自主運営組織の例と役割 エ 救護班 要配慮者への対応、被災者の健康状態管理	本編作成に伴う変更及び文言の整理
			82 83	第3章 第3節 の1	3 避難所の運営 (1) 避難者の把握・報告等 <u>③ 区災害対策本部に対し、「避難所開設状況報告書」及び「避難者名簿」の写しを送付する。</u> (2) 避難所運営上の留意点 ⑤ <u>高齢者や障がい者などの要配慮者やアレルギーのある方等への配慮</u> (3) 要配慮者への配慮 ① 要配慮者の把握 避難者名簿の作成時において、 <u>高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者並びに外国人等の配慮を要する避難者及びその心身の状況を把握する。</u> ②必要な措置 避難所内での要配慮者については、その健康状態などに留意し、必要に応じ個別に配慮した環境を整え、必要な介護・援助を行う。その際、 <u>公民館や学校の教室等について、要配慮者をできるだけ優先して収容する施設として利用する。</u> また、避難所での生活が困難であると認められる場合は、状況により病院・産院への迅速な搬送や福祉避難所などへの移送を行う。	第4章 第4節	3 避難所の運営 (1) 避難者の把握・報告等 (削除) (2) 避難所運営上の留意点 ⑤ 要配慮者やアレルギーのある方等への配慮 (3) 要配慮者への配慮 ① 要配慮者の把握 避難者名簿の作成 <u>し、要配慮者</u> 及びその心身の状況を把握する。 ② 必要な措置 避難所内での要配慮者については、その健康状態などに留意し、必要に応じて <u>公民館や学校の教室等に「福祉避難室」を設ける。</u> また、 <u>通常の</u> 避難所での生活が困難であると認められる場合は、状況により病院・産院への迅速な搬送や福祉避難所などへの移送を行う。	文言の整理
			83	第3章 第3節 の1	第5 福祉避難所（こども未来局、保健福祉局、教育委員会、区役所） <u>高齢者、障がい者などの要配慮者で通常の避難所での生活が困難であり、特別な配慮を必要とする者を二次避難させるため、福祉避難所を開設し、必要な生活支援を行う。</u> 1 福祉避難所の役割 災害が発生し避難を必要とする場合は、一時避難所又は収容避難所に避難する。福祉避難所は、 <u>高齢者や障がい者などの要配慮者で、これらの避難所での生活が困難であり、特別な配慮を必要とする者の二次的な避難所としての役割を担う。</u> <u>2 福祉避難所の利用の対象となる者</u> <u>身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者。具体的には、高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族。（削除）</u>	第4章 第4節	第5 福祉避難所（こども未来局、保健福祉局、教育委員会、区役所） <u>（資料編：218頁）</u> <u>通常の避難所での生活が困難な要配慮者を二次避難させるため、予め市と協定を締結した社会福祉施設、及び特別支援学校の中から、必要に応じ福祉避難所として開設し、生活支援を行う。</u> 1 福祉避難所の役割 災害が発生し避難を必要とする場合は、一時避難所又は収容避難所に避難する。福祉避難所は、 <u>通常の避難所での生活が困難な要配慮者及びその家族</u> の二次的な避難所としての役割を担う。 (削除)	内容重複による記載内容の見直し
			83	第3章 第3節 の1	3 福祉避難所の充実・強化 (2) 学校の教室や公民館の一室を「福祉避難室」と位置付け、 <u>高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の避難所として利用する。</u> (3) 民間の宿泊施設について、 <u>高齢者や妊産婦など特別の介護を要さない要配慮者のための避難所として、旅行事業者との協定に基づき確保する。</u>	第4章 第4節	<u>2 福祉避難所の充実・強化</u> (削除) (2) 民間の宿泊施設について、 <u>高齢者や妊産婦など特別の介護を要さない要配慮者のための避難所として、旅行事業者との協定に基づき確保する。</u>	内容重複による記載内容の見直し

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
			120	第3章 第4節	第4節 被災者の生活再建対策 第1 義援金等の受付、配分計画 1 義援金等の受付 （1）義援金の受付 総括部は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付し、当該現金を市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。	第4章 第7節	第7節 被災者の生活再建対策 第1 義援金等の受付、配分計画 1 義援金等の受付 （1）義援金の受付 総括部は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付し、当該現金を義援金受入口座にて整理の上、市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。	文言の整理
			120	第3章 第4節	第2 住宅対策 2 応急仮設住宅 （1）仮設住宅の基準 ① 住宅の設置戸数は被災状況など供与対象の要件を満たす世帯数などを基に総合的に検討する。 ② 仮設住宅は、1戸当たり29.7平方メートルを基準とし、世帯構成人数を考慮して増減できる。 ③ 必要に応じて障がい者、高齢者等向けの仕様等に配慮した「福祉仮設住宅」を設置する。 ④ 概ね50戸以上を設置する仮設住宅については、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置する。 （3）建設の実施 ① 仮設住宅の建設に当たっては、 <u>県と協議の上</u> 、設置計画の策定、仮設住宅用地の確保、 <u>設計の後</u> 、建設を行う。 ② 建設に当たっては、 <u>福岡県を通じて</u> 「一般社団法人プレハブ建築協会」等の協力を求めるものとする。	第4章 第7節	第2 住宅対策 2 応急仮設住宅 （1）仮設住宅の基準 ① 住宅の設置戸数は、 <u>被災状況など供与対象の要件を満たす世帯数などを基に総合的に検討する。</u> ② 仮設住宅の <u>1戸当たりの規模は、世帯構成等に応じて定めるものとする。</u> ③ 必要に応じて <u>高齢者、障がい者</u> 等向けの仕様等に配慮した「福祉仮設住宅」を設置する。 ④ 概ね50戸以上を設置する仮設住宅については、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置 <u>でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</u> （3）建設の実施 ① 仮設住宅の建設に当たっては、 <u>県や関係団体との建設戸数の調整</u> 、設置計画の策定、仮設住宅用地の確保 <u>及び</u> 設計の後、建設を行う。 ② 建設に当たっては、 <u>協定等に基づき</u> 、「一般社団法人プレハブ建築協会」等の <u>関係団体</u> の協力を求めるものとする。	内閣府の基準改正に伴う修正

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
68	第3章 第1節 の1	第3章 災害応急対策計画 第1節の1 第3 初動期の対応 1 震災発生後とるべき措置 (1) 職員の参集 (第2 職員の動員, 4 配備編成の臨時措置, (1) 初動期の配備) ① 地震発生後30分以内に勤務場所又は避難所に参集し、災害対策本部業務及び避難所開設運営業務を行う職員を指定し、初動体制の整備を図る。なお、避難所開設・運営業務を担当する職員については、参集する避難所について予め指定を行う。 ① <u>震度6弱以上の地震が発生したときは、予め指定された場所へ参集し初期活動に従事する。</u> (第2 職員の動員, 3 職員の参集場所) (2) 予め指定された場所への参集が困難な場合は、その直近の区役所等へ参集する。 ② 勤務時間内に地震災害が発生した場合は、通常業務を一時中止し、周囲の安全を確保したうえで、指示を待つ。				第5章 第1節	第5章 震災応急対策計画 第1節 初動期の対応 1 震災発生後とるべき措置 (1) 職員の参集 ① 災害対策本部業務及び避難所開設運営業務を行う職員を指定し、初動体制の整備を図る。なお、避難所開設・運営業務を担当する職員については、参集する避難所について予め指定を行う。 ② <u>職員</u> は、予め指定された場所へ参集し初期活動に従事する。 ③ 予め指定された場所への参集が困難な場合は、その直近の区役所等へ参集する。 ④ 勤務時間内に地震災害が発生した場合は、通常業務を一時中止し、周囲の安全を確保したうえで、指示を待つ。	文言の整理
68	第3章 第1節 の1	2 初動期の応急活動 (第2 職員の動員, 4 配備編成の臨時措置) (1) 初動期の配備 ② 本庁舎に登庁した職員は、災害対策本部の人員配備が整うまでの間、職員の属する班の如何にかかわらず、災害対策本部の統括の下に、総括部の職務を優先して行う。 ③ 区役所に登庁した職員は、区災害対策本部の人員配備が整うまでの間、職員の属する班の総括の下に総務・情報班の職務を優先して行う。 (2) 他の勤務場所へ登庁した職員の指揮命令 本来の勤務場所以外の場所へ登庁した職員は、その登庁場所を所管する部の指揮・命令に従う。				第5章 第1節	2 初動期の応急活動 (1) 初動期の配備 ① 本庁舎に登庁した職員は、災害対策本部の人員配備が整うまでの間、職員の属する班の如何にかかわらず、災害対策本部の統括の下に、総括部の職務を優先して行う。 ② 区役所に登庁した職員は、区災害対策本部の人員配備が整うまでの間、職員の属する班の総括の下に総務・情報班の職務を優先して行う。 (2) 他の勤務場所へ登庁した職員の指揮命令 本来の勤務場所以外の場所へ登庁した職員は、その登庁場所を所管する部の指揮・命令に従う。 (3) 被害状況の把握 (4) 応急活動 (5) 応援要請、関係機関との連絡 ① 自衛隊、海上保安部、警察への応援要請 ② 県、国、他市町村等への連絡・応援要請	文言の整理
69		(1) 被害状況の把握 (2) 応急活動 (3) 応援要請、関係機関との連絡 ① 自衛隊、海上保安部、警察への応援要請 ② 県、国、他市町村等への連絡・応援要請						
73	第3章 第1節 の2	第1節の2 情報の収集・整理・伝達 第2 情報の収集・伝達活動（市民局、区役所、各局、各機関） 1 情報収集 (1) 緊急地震速報、地震情報、津波警報等、津波情報、津波予報				第5章 第2節	第2節 情報の収集・整理・伝達 第2 情報の収集・伝達活動（市民局、区役所、各局、各機関） 1 情報の収集 (1) 緊急地震速報、地震情報、津波警報等、津波情報、津波予報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> <u>キ、南海トラフ地震に関連する情報</u> <u>気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。発表条件は下表のとおり。</u> <u>なお、この情報は、南海トラフ地震に対する国としての新たな防災対応が定められるまでの当面の間の措置である。南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。</u>	関連情報の追加
78		(追加)						

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
79	第3章 第1節 の2	2 情報の入力 <u>図表（削除）</u> 				第5章 第2節	2 情報の入力 (削除)	災害対応支援システム再構築のため
83	第3章 第1節 の2	第4 災害時の広報 2 広報の方法 (2) 広報の手順 (追加)				第5章 第2節	第4 災害時の広報 2 広報の方法 (2) 広報の手順 <u>④ 人的被害の数については、県及び警察と密接に連携を図り広報を行う。</u>	福岡県地域防災計画との整合
83	第3章 第1節 の2	(3) 広報の手段 ④その他の広報の手段 キ インターネットFAX 各區役所・出張所に設置しているインターネットFAXの活用を促進し、区役所から地域等へ、避難勧告等の情報伝達を強化する。 (追加)				第5章 第2節	(3) 広報の手段 ④ その他の広報の手段 キ インターネットFAX 各區役所・出張所にインターネットFAXを <u>設置しており</u> 、区役所から地域等へ、避難勧告等の情報伝達を <u>行う際に</u> 活用する。 <u>コ 電話</u> <u>重度の視覚障がいがある者のうち希望するものに対して、電話による緊急情報の提供を行う。</u> <u>サ FAX</u> <u>重度の聴覚障がいがある者のうち希望するものに対して、FAXによる緊急情報の提供を行う。</u>	文言の整理及び新規事業の追加
85	第3章 第1節 の2	第5 災害救助法の適用（市民局、保健福祉局、各局、県） <u>災害救助法は、市町村からの被害情報に基づき、都道府県が適用する。</u> 本市で災害が発生した場合、迅速かつ正確に管内の被害状況を収集把握の上、福岡県に情報提供しなければならない。				第5章 第2節	第5 災害救助法の適用（市民局、各局、県、 <u>内閣府</u> ） <u>本市は、災害救助法における救助実施市として、大規模災害発生時に管内の被害情報に基づき、自ら法を適用したうえで、法に基づく救助を実施することとなる。</u> <u>そのため、本市で大規模災害が発生した場合においては、迅速かつ正確に管内の被害状況を収集把握の上、法の適用について判断</u> しなければならない。	災害救助法における救助実施市に指定されることによる修正
85	第3章 第1節 の2	1 情報提供を必要とする災害 (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの (2) 災害による被害は当初は軽微であってもその被害が拡大するおそれがあり災害救助法の適用基準に該当する見込みのある程度のもの (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響などからみて情報提供の必要があると認められる程度のもの (4) その他特に情報提供の依頼があったもの				第5章 第2節	<u>1 災害救助法の適用手続</u> <u>本市における災害による被害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、法を適用する必要があると認められるときは、内閣府と協議の上、直ちに適用することとし、法に基づく救助の実施について各部に指示するとともに、県、内閣府及び関係機関等へ通知または情報提供する。</u>	災害救助法における救助実施市に指定されることによる修正
85	第3章 第1節 の2	2 情報提供の時期、内容、要領及び方法 <u>災害救助法の適用にあたっては、発生情報、中間情報、決定情報等、災害の経過に応じて、適宜状況を県に情報提供しなければならない。</u> <u>とくに、災害の発生時に行う発生情報は、迅速に行う必要がある。</u>				第5章 第2節	(削除)	災害救助法における救助実施市に指定されることによる修正
85	第3章 第1節 の2	3 災害救助法適用に係る帳票類の整備 災害救助法の適用にあたっては、り災者名簿、避難所設置及び収容状況に関する書類、炊出し給与状況書類等、救助の種類ごとに帳票類の整備が必要である。 各部においては、救助の実施とあわせ、それぞれ適切な書類の整備に努めなければならない。				第5章 第2節	2 災害救助法適用に係る帳票類の整備 災害救助法の適用にあたっては、り災者名簿、避難所設置及び収容状況に関する書類、炊出し給与状況書類等、救助の種類ごとに帳票類の整備が必要である。 各部においては、救助の実施とあわせ、それぞれ適切な書類の整備に努めなければならない。	本編作成に伴う変更

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
86	第3章 第1節 の3	第1節の3 応急活動の基盤確保 第1 警察・交通対策 1 災害時の警備 （3）警察の任務の内容 ⑩避難路及び緊急交通路の確保 2 道路の交通規制（道路下水道局，市民局，財政局，警察） （3）緊急通行車両等の確認 知事又は県公安委員会は，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条に基づく通行の禁止又は制限が行われた場合において，災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するための車両の使用からの申出により緊急通行車両等の確認を行い，証明書及び標章を交付する。 （省略）				第5章 第3節	第3節 応急活動の基盤確保 第1 警察・交通対策 1 災害時の警備 （3）警察の任務の内容 ⑩ 緊急交通路の確保 2 道路の交通規制（道路下水道局，市民局，財政局，警察） （3）緊急通行車両等の確認 知事又は県公安委員会は，災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限が行われた場合において，災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するための車両の使用からの申出により緊急通行車両等の確認を行い，証明書及び標章を交付する。 （省略）	本編作成に伴う変更等
92	第3章 第1節 の3	第2 緊急輸送対策 4 交通機関による交通の確保 （2）西日本鉄道株式会社 ① 災害時の列車の運転規制 災害発生時における列車の運行規制については，「運転実施基準」「緊急時の救急体制要綱」「風水害」「気象警戒要領」に基づき対処する。 ② 災害時の代替輸送方法 列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは，当社バスによる臨時輸送など代替バス輸送を実施する。 ③ 災害対策本部の設置 災害時には「緊急時の輸送体制要綱」に定める事故対策本部及び現地副本部の設置基準に従い，本部を設置し，必要に応じて情報の収集，調査，連絡，広報等の活動を行う。 ⑥ 応急復旧体制 復旧責任者を定め，指揮命令系統を明確にして，総合的な復旧体制を確立し，迅速な復旧と，正確な状況把握，情報の伝達を図る。				第5章 第3節	第2 緊急輸送対策 4 交通機関による交通の確保 （2）西日本鉄道株式会社 ① 災害時の列車の運転規制 災害発生時における列車の運行規制については，「運転実施基準」「緊急時の救急体制要綱」「 自然災害対策 」「気象警戒要領」に基づき対処する。 ② 災害時の代替輸送方法 列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは， 当社バスグループにてバスによる 代替輸送を実施する。 ③ 部門対策本部及び現地対策本部 の設置 災害が発生した場合は 「緊急時の救急体制要綱」に定める 非常体制表に従い，部門対策本部及び現地対策本部 を設置し，必要に応じて情報の収集，調査，連絡，広報等の活動を行う。 ⑥ 応急復旧体制 「緊急時の救急体制要綱」の定めに応じて，情報の収集及び報告を行い，事象の拡大防止，速やかな復旧を図る。	文言の整理
93	第3章 第1節 の3	（4）西日本旅客鉄道株式会社（新幹線管理本部福岡支社） 災害発生時においては，「新幹線運転取扱実施基準規程」，「鉄道事故及び災害応急処置準則」，「線路災害等保安準則」，「新幹線管理本部鉄道事故及び災害応急処置要項」，「新幹線管理本部災害時運転規制等取扱要領」，「 新幹線施設指令取扱標準 」に基づき対処する。 ③ 災害対策本部の設置 災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合の応急処理，復旧，救護等については，「鉄道事故・災害応急処置準則」，「新幹線管理本部鉄道事故及び災害応急処置要項」により支社に事故対策本部を，現地には復旧本部を設置し，応援要請，救護，輸送，復旧，調査，情報の発表等の指揮その他の業務を行う。 ④ 連絡通報体制 災害発生時における連絡通報は，「新幹線管理本部鉄道事故及び災害応急処置要項」に定める連絡体系により，連絡施設を有効活用し，正確・迅速を期す。				第5章 第3節	（4）西日本旅客鉄道株式会社（新幹線 鉄道事業 本部福岡支社） 災害発生時においては，「新幹線運転取扱実施基準規程」，「鉄道事故及び災害応急処置準則」，「線路災害等保安準則」，「新幹線 鉄道事業 本部鉄道事故及び災害応急処置 標準 」，「新幹線 鉄道事業 本部災害時運転規制等取扱 標準 」，「 新幹線施設指令業務取扱標準 」に基づき対処する。 ③ 災害対策本部の設置 災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合の応急処理，復旧，救護等については，「鉄道事故・災害応急処置準則」，「新幹線 鉄道事業 本部鉄道事故及び災害応急処置 標準 」により支社に事故対策本部を，現地には復旧本部を設置し，応援要請，救護，輸送，復旧，調査，情報の発表等の指揮その他の業務を行う。 ④ 連絡通報体制 災害発生時における連絡通報は，「新幹線 鉄道事業 本部鉄道事故及び災害応急処置 標準 」に定める連絡体系により，連絡施設を有効活用し，正確・迅速を期す。 （5）西日本高速道路株式会社 九州支社 （6）福岡北九州高速道路公社	組織改正に伴う修正等
90		（3 輸送ルートの確保，（1）陸上交通の確保） ④西日本高速道路株式会社 九州支社 ⑤福岡北九州高速道路公社						
94	第3章 第2節	第2節 救助・救急活動 第3 応急医療救護 負傷者等について，迅速に救護活動を行うとともに，避難者等の医療等を確保する。 福岡県より派遣される災害医療コーディネーターの助言を受け，医療救護活動を円滑に実施する。				第5章 第4節	第4節 救助・救急活動 第3 応急医療救護 負傷者等について，迅速に救護活動を行うとともに，避難者等の医療等を確保する。 福岡県より派遣される災害医療コーディネーターの助言を受け，医療救護活動を円滑に実施する。 また，災害の規模に応じて，DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の支援を受ける。	DHEAT活動要領策定に伴う変更
97	第3章 第2節	3 医薬品・医療資機材等の確保 （2）医薬品等の調達 ① <u>医薬品については，原則として福岡県を通じて医薬品等取扱業者から調達する。</u> 福岡県保健医療介護部薬務課 電話643-3285 FAX643-3305				第5章 第4節	3 医薬品・医療資機材等の確保 （2）医薬品等の調達 ① <u>災害時緊急医薬品については，福岡県（薬務課）に要請する。</u> 福岡県保健医療介護部薬務課（電話092-643-3284 FAX092-643-3305） <u>医薬品及び医療機器取扱店舗（資料編●●頁）</u>	文言の整理

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由				
97	第3章 第2節	4 避難所等における医療の確保と健康管理（保健福祉局，区役所） （2）避難所における健康管理，健康相談等 ② 被災者及び従事職員等の心のケアについては，関係機関と連携を図り，精神科医等による健康相談・健康教育を行う。 ③ 服薬治療中の精神障がい者のために，精神医療の確保に努める。				第5章 第4節	4 避難所等における医療の確保と健康管理（保健福祉局，区役所） （2）避難所における健康管理，健康相談等 ② 必要に応じて，精神科医師，看護師等で災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」）を編成し，避難所へ派遣する。 ③ DPATは，避難所等の精神疾患を有する被災者への対応や，被災者支援を行っている者に対する心のケア等を行う。	DPAT活動要領策定に伴う記載				
99	第3章 第2節	第5 津波・水防対策 1 災害発生直前の対策 （2）住民等の避難誘導 消防職団員，水防団員，警察官，市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で，予想される津波到達時間も考慮しつつ，水門・陸間の閉鎖や要配慮者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。 （3）気象庁が発表する津波警報情報等 津波警報等，地震及び津波に関する情報の種類 <table><tr><td>（2）地震及び津波に関する情報</td><td>（省略）</td></tr></table>	（2）地震及び津波に関する情報	（省略）				第5章 第4節	第5 津波・水防対策 1 災害発生直前の対策 （2）住民等の避難誘導 消防職団員，水防団員，警察官，市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で，予想される津波到達時間も考慮しつつ，水門・陸間の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。 （3）気象庁が発表する津波警報情報等 津波警報等，地震及び津波に関する情報の種類 <table><tr><td>（2）地震及び津波に関する情報</td><td>（省略） 南海トラフ地震に関する情報</td></tr></table>	（2）地震及び津波に関する情報	（省略） 南海トラフ地震に関する情報	文言の整理及び関連情報の追加
（2）地震及び津波に関する情報	（省略）											
（2）地震及び津波に関する情報	（省略） 南海トラフ地震に関する情報											
102 104	第3章 第3節 の1	第3節の1 避難対策 第3 避難所の開設 1 避難所の開設 （1）開設する避難所 ① 福岡市域に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合，区災害対策本部長の判断により，必要な避難所を開設する。 （2）開設の手順 ① 避難所の解錠は，原則として施設管理者が行う。 ② 避難所は，避難所運営職員，施設管理者及び地域が連携して開設する。 ③ ②により開設することができない場合，又はそのいとまがないときは，施設管理者が地域住民等の協力を得て，避難所を避難者に開放し，避難所運営職員が到着するまでの間，避難所としての管理運営を行う。				第5章 第5節	第5節 避難対策 第3 避難所の開設 1 避難所の開設 （1）開設する避難所 ① 福岡市域に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合，区災害警戒本部長の判断により，必要な避難所を開設する。 （2）開設の手順 ① 災害の状況，施設の被害状況，周囲の状況等から目視により安全を確認する。 ② 避難所の解錠は，原則として施設管理者が行う。 ③ 避難所は，避難所運営職員，施設管理者及び地域が連携して開設する。 ④ ③により開設することができない場合，又はそのいとまがないときは，施設管理者が地域住民等の協力を得て，避難所を避難者に開放し，避難所運営職員が到着するまでの間，避難所としての管理運営を行う。	文言の整理等				
105	第3章 第3節 の1	第4 避難所の運営 1 避難所の運営体制 （3）地域による自主運営組織 ①自主運営組織の例と役割 エ 救護班 要配慮者への対応，被災者の健康状態管理，高齢者，障がい者の介護，児童等のケア				第5章 第5節	第4 避難所の運営 1 避難所の運営体制 （3）地域による自主運営組織 ① 自主運営組織の例と役割 エ 救護班 要配慮者への対応，被災者の健康状態管理	文言の整理				
105	第3章 第3節 の1	3 避難所の運営 （1）避難者の把握・報告等 ③ 区災害対策本部に対し，「避難所開設状況報告書」及び「避難者名簿」の写しを送付する。（削除） （2）避難所運営上の留意点 ⑤ 高齢者や障がい者などの要配慮者やアレルギーのある方等への配慮 （3）要配慮者への配慮 ① 要配慮者の把握 避難者名簿の作成時において，高齢者，障がい者，乳幼児，妊産婦，病弱者並びに外国人等の配慮を要する避難者及びその心身の状況を把握する。 ②必要な措置 避難所内での要配慮者については，その健康状態などに留意し，必要に応じ個別に配慮した環境を整え，必要な介護・援助を行う。その際，公民館や学校の教室等について，要配慮者をできるだけ優先して収容する施設として利用する。 また，避難所での生活が困難であると認められる場合は，状況により病院・産院への迅速な搬送や福祉避難所などへの移送を行う。				第5章 第5節	3 避難所の運営 （1）避難者の把握・報告等（削除） （2）避難所運営上の留意点 ⑤ 要配慮者やアレルギーのある方等への配慮 （3）要配慮者への配慮 ① 要配慮者の把握 避難者名簿を作成し，要配慮者及びその心身の状況を把握する。 ② 必要な措置 避難所内での要配慮者については，その健康状態などに留意し，必要に応じて公民館や学校の教室等に「福祉避難室」を設ける。 また，通常の避難所での生活が困難であると認められる場合は，状況により病院・産院への迅速な搬送や福祉避難所などへの移送を行う。	文言の整理				
107	第3章 第3節 の1	第5 福祉避難所（こども未来局，保健福祉局，教育委員会，区役所） 高齢者，障がい者などの要配慮者で通常の避難所での生活が困難であり，特別な配慮を必要とする者を二次避難させるため，福祉避難所を開設し，必要な生活支援を行う。				第5章 第5節	第5 福祉避難所（こども未来局，保健福祉局，教育委員会，区役所）（資料編：218頁） 通常の避難所での生活が困難な要配慮者を二次避難させるため，予め市と協定を締結した社会福祉施設，及び特別支援学校の中から，必要に応じ福祉避難所として開設し，生活支援を行う。	文言の整理				

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
107	第3章 第3節 の1	1 福祉避難所の役割 災害が発生し避難を必要とする場合は、一時避難所又は収容避難所に避難する。福祉避難所は、 <u>高齢者や障がい者などの要配慮者で、これらの避難所での生活が困難であり、特別な配慮を必要とする者の二次的な避難所としての役割を担う。</u>				第5章 第5節	1 福祉避難所の役割 災害が発生し避難を必要とする場合は、一時避難所又は収容避難所に避難する。福祉避難所は、 <u>通常の避難所での生活が困難な要配慮者及びその家族</u> の二次的な避難所としての役割を担う。	文言の整理
107	第3章 第3節 の1	2 福祉避難所の利用の対象となる者 <u>身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者。具体的には、高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族。</u>				第5章 第5節	(削除)	内容重複による記載内容の見直し
107	第3章 第3節 の1	3 福祉避難所の充実・強化 (2) 学校の教室や公民館の一室を「福祉避難室」と位置付け、 <u>高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の避難所として利用する。</u> (3) 民間の宿泊施設について、高齢者や妊産婦など特別の介護を要さない要配慮者のための避難所として、旅行事業者との協定に基づき確保する。				第5章 第5節	2 福祉避難所の充実・強化 (削除) (2) 民間の宿泊施設について、高齢者や妊産婦など特別の介護を要さない要配慮者のための避難所として、旅行事業者との協定に基づき確保する。	内容重複による記載内容の見直し
108	第3章 第3節 の1	第6 要配慮者対策 災害時に情報伝達や行動に制約を受けやすい <u>高齢者、障がい者、乳幼児、疾病者、外国人</u> などに配慮した応急対策を行う。 (省略) 1 実施体制 要配慮者（災害対策基本法に規定する <u>高齢者、障がい者、乳幼児</u> その他の特に配慮を要する者をいう。以下、同じ。）への配慮は、各応急対策の実施担当において行う。				第5章 第5節	第6 要配慮者対策 災害時に情報伝達や行動に制約を受けやすい <u>要配慮者</u> に配慮した応急対策を行う。 (省略) 1 実施体制 要配慮者への配慮は、各応急対策の実施担当において行う。 (省略)	文言の整理
		(追加)				第5章 第5節	3 <u>避難行動要支援者に対する避難支援等（市民局、保健福祉局、区役所）</u> <u>避難行動要支援者に対する避難支援等は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者その他の者の協力を得て、実施する。</u> <u>なお、避難支援等関係者の実施する避難支援等は、避難支援等関係者本人及びその家族等の安全が確保された上で、可能な範囲で行われるものとする。</u>	避難行動要支援者にかかる規程の追加
108	第3章 第3節 の1	3 在宅要配慮者の安全確保、支援（保健福祉局、各局） (1) 安否確認 <u>避難行動要支援者の安否確認は、名簿等を活用し、行政が、地域における避難支援等関係者（校区・地区自治協議会、校区・地区社会福祉協議会及び民生委員・児童委員）の協力を得ながら行う。</u> <u>名簿に掲載されていない者についても、要支援者の安否確認に準じた対応とする。</u> <u>なお、地域における避難支援等関係者が行う安否確認は、避難支援等関係者本人とその家族の安全が確保された上で、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で行われるものとする。</u> (2) 避難における配慮（削除） (3) 状況把握等 (4) 居宅生活世帯への食料、飲料水及び生活必需品等の確保 (5) 生活支援 (6) 福祉避難所等の利用 4 社会福祉施設入所者の安全確保（保健福祉局） 5 外国人の安全確保、支援（総務企画局、各局）				第5章 第5節	4 在宅要配慮者の安全確保、支援（保健福祉局、各局） (1) 安否確認 <u>避難行動要支援者</u> の安否確認に準じた対応とする。 (削除) (2) 状況把握等 (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保 (4) 生活支援 (5) 福祉避難所等の利用 5 社会福祉施設入所者の安全確保（保健福祉局） 6 外国人の安全確保、支援（総務企画局、各局）	文言の整理
114	第3節 の2	第3節の2 物資の供給対策 第1 物資の供給・輸送対策 2 飲料水・生活用水等の応急給水 (3) 応援要請・受入れ ① 応援要請 イ 要請 (ア) 国、県、市町村等 ○ <u>九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書</u> (エ) その他 ○ 福岡市管工事協同組合 ○ (株)ヴェオリア・ジェネッツ、第一環境(株)				第5章 第6節	第6節 物資の供給対策 第1 物資の供給・輸送対策 2 飲料水・生活用水等の応急給水 (3) 応援要請・受入れ ① 応援要請 イ 要請 (ア) 国、県、市町村等 ○ <u>日本水道協会九州地方支部 災害時における相互応援に関する協定</u> (エ) その他 ○ 福岡市管工事協同組合、 <u>福岡水道協同組合</u> ○ (株)ヴェオリア・ジェネッツ、第一環境(株)、 <u>みらい水道サービス共同企業体</u>	九州九都市災害時相互応援協定廃止に伴う水道局の覚書廃止及び新たな協定締結

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
116	第3節 の2	3 生活必需品の供給（こども未来局，区役所，日本赤十字社，県） （2）生活必需品の配給 ③ 毛布等の配布 また，長期の本格非難となる場合は，契約業者へ寝具セットの配送を依頼する。				第5章 第6節	3 生活必需品の供給（こども未来局，区役所，日本赤十字社，県） （2）生活必需品の配給 ③ 毛布等の配布 また，長期の本格 避難 となる場合は，契約業者へ寝具セットの配送を依頼する	誤字修正
116	第3節 の2	5 指定避難所以外の避難者対策 （1）在宅避難者等の把握 在宅避難者等の状況については，ＩＣＴの活用や自主防災組織をはじめとした地域の協力及び最寄りの避難所への名簿登録を促すことにより把握する。				第5章 第6節	5 指定避難所以外の避難者対策 （1）在宅避難者等の把握 在宅避難者等の状況については，ＩＣＴの活用や自主防災組織をはじめとした地域の協力及び最寄りの避難所の 避難者 名簿への 記載 を促すことにより把握する。	文言の整理
117	第3章 第3節 の3	第3節の3 都市機能の確保 第2 清掃対策 災害時の 環境衛生 を維持するため，災害時に発生するごみ，し尿等を応急に処理する。なお，状況に応じ，本市近郊市町との相互協力のもとに実施する。 ○ 一般廃棄物の処理に関する相互協定書（資料編341頁）				第5章 第7節	第7節 都市機能の確保 第2 災害廃棄物 対策 災害時の 生活環境 を維持するため，災害時に発生するごみ，し尿等を 迅速かつ適切 に処理する。なお，状況に応じ，他の自治体等の相互協力のもとに実施する。 ○ 一般廃棄物の処理に関する相互協定書（資料編341頁） ○ 九州3 指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する（資料編345頁） ○ 災害廃棄物の処理等に関する協定書（資料編663頁） ○ 災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定（資料編665頁）	福岡市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正
117	第3章 第3節 の3	1 ごみの処理（環境局，区） 災害時に発生する一般廃棄物等の応急的処理を実施する。（削除） （1）実施機関 （2）災害時の廃棄物（一般廃棄物等）の処理計画及び実施 ① 災害時の廃棄物処理計画 福岡県から公表された警固断層直下型地震の被害想定により，倍増する住家被害の発生に伴い，大量に発生するごみの排出量を推計し，災害後の収集運搬能力，処理能力を勘案して，福岡市震災廃棄物処理計画に基づき，対応する。 ③ ごみの処理方針 災害時の廃棄物の処理は原則として，本市の処理施設等により焼却・破砕及び埋立処理による最終処理を実施する。 本市の最終処分場で対応できない場合は，市有地等に一次保管場所を設けるほか，九州各県等も含め広域的な相互協力体制を要請する。 ⑤ 一時集積場所の確保 地区毎に避難所及び輸送路の確保可能な場所に仮設集積場を確保することとし，大量に発生するごみの排出量に対応するための具体的な集積場所についての検討を行う。 仮設集積場においては応急的な囲いを設置し，又はシートで覆いをし，廃棄物の飛散を防止する措置をとる。集積場所は被災地区毎に地域住民（自治協議会等）の協力により決定する。				第5章 第7節	1 ごみの処理（環境局，区） （削除） （1）実施機関 （2）処理計画及び実施 ① 処理計画 災害廃棄物の処理は福岡市災害廃棄物処理計画に基づき， 実際の被害状況を踏まえた処理実行計画を策定の上，実施する。 ③ 広域連携 災害廃棄物は原則として本市単独で処理を行うが， 処理量が膨大又は処理施設が被災し，本市単独での処理が困難な場合は他の自治体等の支援を得ながら広域的な処理を実施する。 ⑤ 一次仮置場の確保 被災住民が災害廃棄物を搬入する一次仮置場は 事前に定めた候補地の中から被災地区毎に地域住民（自治協議会等）の協力により決定する（ただし，被害が甚大で地域住民の協力を得る時間がない場合は環境部にて速やかに決定する）。	福岡市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正
118		（追加） ⑥ 廃棄物の減量等					⑥ 処理の実施 委託業者，許可業者及び支援自治体等の協力を得て必要な収集車両を確保し，排出された災害廃棄物の収集，処分及び再資源化を実施する。 ⑦ 廃棄物の減量等	
118	第3章 第3節 の3	（3）産業廃棄物対策 イ 災害により，産業廃棄物の収集運搬許可業者が被害を被ることが予想されるときは，本市及びその周辺で主に事業活動を行っている産業廃棄物の処理業者の運搬，処理能力の把握をするとともに，福岡県及び（公社）福岡県産業廃棄物協会等に対しても調査を依頼する。なお，その結果については迅速に排出事業者を提供するとともに，応急の処理方法について適切に指導する。 また，全国的な処理能力把握のため，国，各県及び（公社）全国産業廃棄物連合会等に対しても受け入れの能力等の調査を依頼する。なお，その結果については迅速に排出事業者を提供するとともに，応急の処理方法について適切な復旧を指導する。				第5章 第7節	（3）産業廃棄物対策 イ 災害により，産業廃棄物の収集運搬許可業者が被害を被ることが予想されるときは，本市及びその周辺で主に事業活動を行っている産業廃棄物の処理業者の運搬，処理能力の把握をするとともに，福岡県及び（公社）福岡県産業 資源循環 協会等に対しても調査を依頼する。なお，その結果については迅速に排出事業者を提供するとともに，応急の処理方法について適切に指導する。 また，全国的な処理能力把握のため，国，各県及び（公社）全国産業 資源循環 連合会等に対しても受け入れの能力等の調査を依頼する。なお，その結果については迅速に排出事業者を提供するとともに，応急の処理方法について適切な復旧を指導する。	福岡市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正
125	第3章 第3節 の3	第4 危険物施設等の応急対策 3 火薬類に係る施設等の応急措置 （1）関係機関との連携 応急措置の実施に当たっては，施設管理者，国及びその他の関係機関との連携を密にとる。				第5章 第7節	第4 危険物施設等の応急対策 3 火薬類に係る施設等の応急措置 （1）関係機関との連携 応急措置の実施に当たっては，施設管理者， 県 及びその他の関係機関との連携を密にとる。	文言の整理

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
133	第3章 第3節 の3	第5 公共施設等の応急対策 4 公園その他公共施設 （4）地下街 ② 消火活動 イ 振動により消火栓等の配管の破損等も予想されるので、消火活動は消火器を主体とした初期消火活動を行い、火災の延焼拡大を極力防止する。				第5章 第7節	第5 公共施設等の応急対策 4 公園その他公共施設 （4）地下街 ② 消火活動 イ 震動 により消火栓等の配管の破損等も予想されるので、消火活動は消火器を主体とした初期消火活動を行い、火災の延焼拡大を極力防止する。	誤字修正
134	第3章 第3節 の3	5 地盤災害（各局、各機関） （2）応急措置 （追加）				第5章 第7節	5 地盤災害（各局、各機関） （2）応急措置 ③ 宅地内に流入した土砂・がれき等については、一般交通や消防防災活動、公衆衛生の支障となるなど公益上重大な支障がある場合に限って、土砂・がれき等の運搬・分別・処分を行う。	堆積土砂排除事業(国交省)に関する取り組みの追加
137	第3章 第3節 の3	第6 ライフライン施設の応急対策 3 電力施設（九州電力） 地震による災害が発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令（震度5弱以上の地震が発生した場合は、自動的に非常体制発令）し、速やかに対策組織を設置する。 また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。 なお、福岡市域内に震度5弱以上に地震が発生したときは、必要に応じて市災害対策本部に職員の派遣を行う。 (5) 復旧対策要員の確保 ①夜間、休日に防災体制の発令がなされたと判断される場合は又は供給区域内で震度5弱以上の地震が発生し、非常体制が自動発令された場合は、対策要員は相互連絡を行うが、通信途絶で連絡がとれない場合は自動出社する。				第5章 第7節	第6 ライフライン施設の応急対策 3 電力施設（九州電力） 地震による災害が発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令（震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、自動的に非常体制発令）し、速やかに対策組織を設置する。 また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。 なお、福岡市域内に震度 6 弱以上の地震が発生したときは、必要に応じて市災害対策本部に職員の派遣を行う。 (5) 復旧対策要員の確保 ① 夜間、休日に防災体制の発令がなされたと判断される場合は又は供給区域内で震度 6 弱以上の地震が発生し、非常体制が自動発令された場合は、対策要員は相互連絡を行うが、通信途絶で連絡がとれない場合は自動出社する。	福岡支社の内規で定める内容等の反映
143	第3章 第4節	第4節 被災者の生活再建対策 第1 義援金等の受入、配分計画 1 義援金等の受付 （1）義援金の受付 総括部は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付し、当該現金を市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。				第5章 第8節	第8節 被災者の生活再建対策 第1 義援金等の受入、配分計画 1 義援金等の受付 （1）義援金の受付 総括部は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付し、当該現金を 義援金受入口座にて整理の上、 市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。	文言の整理
143	第3章 第4節	第2 住宅対策 2 応急仮設住宅 （1）仮設住宅の基準 ② 仮設住宅は、1戸当たり29.7平方メートルを基準とし、世帯構成人数を考慮して増減できる。 ④ 概ね50戸以上を設置する仮設住宅については、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置する。 （3）建設の実施 ① 仮設住宅の建設に当たっては、 県と協議の上、 設置計画の策定、仮設住宅用地の確保、設計の後、建設を行う。 ② 建設に当たっては、 福岡県を通じて 「一般社団法人プレハブ建築協会」等の協力を求めるものとする。 （4）応急仮設住宅の入居者の選定方法 ① 選定にあたっては、一般世帯と高齢者・障がい者等の世帯の構成に考慮する。				第5章 第8節	第2 住宅対策 （市民局、財政局、住宅都市局、保健福祉局） 2 応急仮設住宅 （1）仮設住宅の基準 ② 仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯構成等に応じて定めるものとする。 ④ 概ね50戸以上を設置する仮設住宅については、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置 でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 （3）建設の実施 ① 仮設住宅の建設に当たっては、 県や関係団体との建設戸数の調整、 設置計画の策定、仮設住宅用地の確保及び設計の後、建設を行う。 ② 建設に当たっては、 協定等に基づき、 「一般社団法人プレハブ建築協会」等の 関係団体 の協力を求めるものとする。 （4）応急仮設住宅の入居者の選定方法 ① 選定にあたっては、一般世帯と高齢者・障がい者等の世帯の構成に考慮する ものとする。	内閣府の基準改正に伴う修正

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由																																		
149	第4章 第2節	第4章 受援計画 第2 受援対象業務 <table><tr><th colspan="2">受援対象業務</th><th>業務の概要</th><th>業務所管部</th><th>根拠</th></tr><tr><td rowspan="4">避難所</td><td>避難所運営に関する業務</td><td>・避難所運営等の支援</td><td>区災害対策本部</td><td>※</td></tr><tr><td rowspan="2">保健・福祉・衛生に関する業務</td><td>・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要支援者等の状況把握・支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援（ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員）</td><td rowspan="3">保健福祉部</td><td rowspan="3">※</td></tr><tr><td>動物愛護に関する業務</td><td rowspan="2">⑥</td></tr><tr><td>・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育</td></tr></table> 〈支援要請の根拠となる災害時相互支援協定等〉 ⑦ 日本水道協会地震等緊急時対応の手引き、九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書、大都市水道局災害相互応援に関する覚書	受援対象業務		業務の概要	業務所管部	根拠	避難所	避難所運営に関する業務	・避難所運営等の支援	区災害対策本部	※	保健・福祉・衛生に関する業務	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要支援者等の状況把握・支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援（ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員）	保健福祉部	※	動物愛護に関する業務	⑥	・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育	125	第4章 第2節	（震災対策編に同じ）	第6章 第2節	第6章 受援計画 第2 受援対象業務 <table><tr><th colspan="2">受援対象業務</th><th>業務の概要</th><th>業務所管部</th><th>根拠</th></tr><tr><td rowspan="4">避難所</td><td>避難所運営に関する業務</td><td>・避難所運営等の支援</td><td>区災害対策本部</td><td>※</td></tr><tr><td rowspan="2">保健・福祉・衛生に関する業務</td><td>・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・<u>要配慮者</u>の状況把握・支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援（ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員）</td><td rowspan="3">保健福祉部</td><td rowspan="3">※</td></tr><tr><td>動物愛護に関する業務</td><td rowspan="2">⑥</td></tr><tr><td>・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育</td></tr></table> 〈支援要請の根拠となる災害時相互支援協定等〉 ⑦ 日本水道協会地震等緊急時対応の手引き、<u>日本水道協会九州地方支部 災害時における相互応援に関する協定</u>、大都市水道局災害相互応援に関する覚書	受援対象業務		業務の概要	業務所管部	根拠	避難所	避難所運営に関する業務	・避難所運営等の支援	区災害対策本部	※	保健・福祉・衛生に関する業務	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・ <u>要配慮者</u> の状況把握・支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援（ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員）	保健福祉部	※	動物愛護に関する業務	⑥	・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育	九州九都市災害時相互 応援協定の廃止に伴う 水道局の覚書廃止及び 文言の整理
受援対象業務		業務の概要	業務所管部	根拠																																						
避難所	避難所運営に関する業務	・避難所運営等の支援	区災害対策本部	※																																						
	保健・福祉・衛生に関する業務	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要支援者等の状況把握・支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援（ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員）	保健福祉部	※																																						
		動物愛護に関する業務			⑥																																					
	・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育																																									
受援対象業務		業務の概要	業務所管部	根拠																																						
避難所	避難所運営に関する業務	・避難所運営等の支援	区災害対策本部	※																																						
	保健・福祉・衛生に関する業務	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・ <u>要配慮者</u> の状況把握・支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援（ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員）	保健福祉部	※																																						
		動物愛護に関する業務			⑥																																					
	・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育																																									
161	第5章 第1節	第5章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興計画の基本方針 第1 災害復旧・復興の方針 被害状況・応急対策の実施状況等を総合的に勘案して方針を決定し実施する。 災害復旧・復興は、市民の意向を尊重し、福岡市が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。また、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、<u>障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</u> （省略）	137	第5章 第1節	（震災対策編に同じ）	第7章 第1節	第7章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興計画の基本方針 第1 災害復旧・復興の方針 災害復旧・復興は、市民の意向を尊重し、福岡市が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。また、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進するものとする。 （省略）	本編の作成に伴う変更																																		
161	第5章 第1節	第4 災害復旧・復興本部の設置に至らない場合の体制 危機管理監は、災害状況、応急対策の実施状況等を総合的に勘案し、「災害復旧・復興本部」の設置に至らない場合は、被害の種類・性質等に応じて緊急に復旧を図る必要がある事項等について、福岡市災害対策本部等実施要綱（資料編631頁）第21条に基づき「災害復旧・支援対策会議」を開催し、対応を図るものとする。	137	第5章 第1節	（震災対策編に同じ）	第7章 第1節	第4 災害復旧・復興本部の設置に至らない場合の体制 <u>副市長</u> は、災害状況、応急対策の実施状況等を総合的に勘案し、「災害復旧・復興本部」の設置に至らない場合は、被害の種類・性質等に応じて緊急に復旧を図る必要がある事項等について、福岡市災害対策本部等実施要綱（資料編631頁）第21条に基づき「災害復旧・支援対策会議」を開催し、対応を図るものとする。	体制の整理																																		
162	第5章 第2節	第2節 市民生活再建のための施策 第3 租税等の減免等 1 租税の減免・徴収猶予等	139	第5章 第2節	（震災対策編に同じ）	第7章 第2節	第2節 市民生活再建のための施策 第3 租税等の減免等 1 <u>国税</u> の減免・徴収猶予等	文言の整理																																		
		（追加）				第7章 第2節	<u>2 県税の減免・徴収猶予等</u> <u>（1）減免等</u> <u>被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、必要と認める場合は、該当する各税目について、次により減免、課税の免除及び納入義務の免除等を行う。</u> <u>① 個人事業税</u> <u>被災した納税義務者の申請により、被災の状況に応じて減免する。</u> <u>② 不動産取得税</u> <u>災害により家屋が滅失又は損壊し、当該家屋に代わると認められる家屋を取得した場合、被災の状況に応じて減免する。</u> <u>③ 自動車税</u> <u>所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。</u> <u>④ 軽油引取税</u> <u>災害により徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。</u> <u>⑤ 産業廃棄物税</u> <u>災害により徴収した産業廃棄物税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。災害により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるものは、課税を免除する。</u>	県税に関する記載の追加																																		

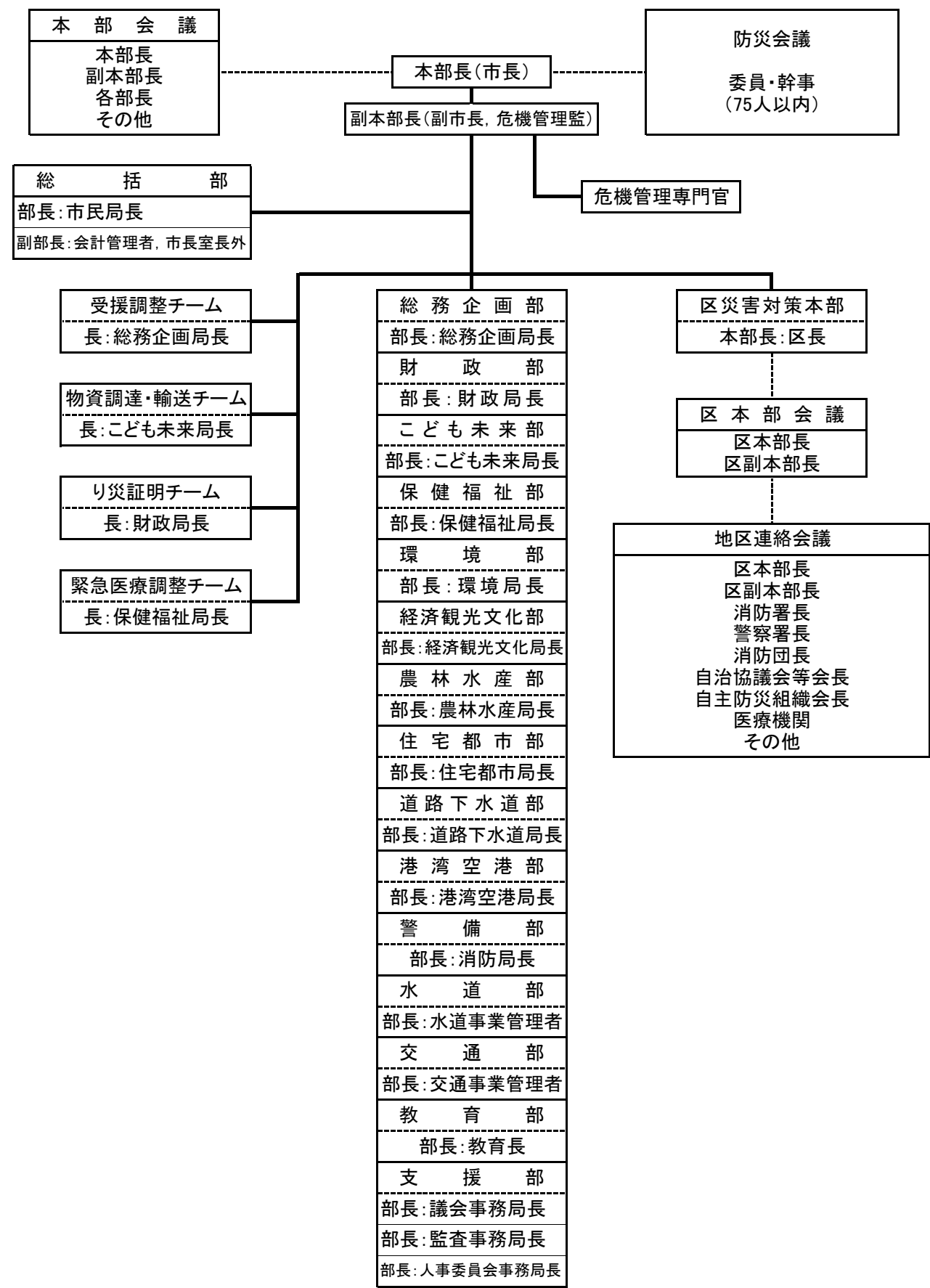
頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由
		（追加）				第7章 第2節	（2）徴収猶予 災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。 （3）期限の延長 災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと2か月以内に限り当該期限を延長する。 ① 災害が広域にわたる場合、知事が職権により適用の地域及び期日を指定する。 ② その他の場合、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。	県税に関する記載の追加
163	第5章 第2節	2 市税又は手数料等の減免、徴収猶予等 （3）その他、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税についても天災等の場合の減免の制度がある。	139	第5章 第2節	（震災対策編に同じ）	第7章 第2節	3 市税又は手数料等の減免、徴収猶予等 （3）その他、軽自動車税、事業所税についても天災等の場合の減免の制度がある。	地方税法の改正による修正
167	第5章 第3節	第3節 災害復旧事業に伴う国の財政援助（財政局） 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37 年法律第 150 号）に基づく特別の財政援助 （1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（対象事業） （追加）	143	第5章 第3節	（震災対策編に同じ）	第7章 第3節	第3節 災害復旧事業に伴う国の財政援助（財政局） 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37 年法律第 150 号）に基づく特別の財政援助 （1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（対象事業） ⑯ 災害等廃棄物処理事業 ⑰ 都市災害復旧事業	都市災害復旧事業(国交省)及び災害等廃棄物処理事業(環境省)の追記
168	第5章 第3節	2 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に基づく起債の特例	144	第5章 第3節	（震災対策編に同じ）	第7章 第3節	2 災害対策基本法に基づく起債の特例	文言の整理
170	第6章 第1節	第6章 支援計画 第1節 災害支援の基本 市域外において震度6弱以上の地震又はそれに相当する災害（以下「大規模災害」という。）が発生した際、被災自治体に対する支援、避難者の受入れ・生活支援等に迅速かつ円滑に取り組むため、災害支援の際の手順や体制等について定める。 第1 災害支援の基本的な考え方	146	第6章 第1節	（震災対策編に同じ）	第8章 第1節	第8章 支援計画 第1節 広域 支援の基本 市域外において震度6弱以上の地震又はそれに相当する災害（以下「大規模災害」という。）が発生した際、被災自治体に対する支援、避難者の受入れ・生活支援等に迅速かつ円滑に取り組むため、 広域 支援の際の手順や体制等について定める。 第1 広域 支援の基本的な考え方	文言の整理
170	第6章 第1節	第2 福岡市災害支援本部等 1 情報収集態勢 （2）配備基準 ① 九州で震度5強の地震発生時 （追加） ② 市域外で災害により甚大な被害が発生又は発生の恐れがある場合	146	第6章 第1節	（震災対策編に同じ）	第8章 第1節	第2 福岡市 広域 支援本部等 1 情報収集態勢 （2）配備基準 ① 九州 内 で震度5強の地震発生時又は九州外で震度6弱以上の地震発生時 ② 大津波警報、気象等に関する特別警報発表時 ③ その他、 災害により甚大な被害が発生又は発生の恐れがある場合	基準の明確化
170	第6章 第1節	2 支援本部 （1）支援本部の設置 災害時応援協定等又は本市の判断により全庁を挙げての被災自治体への支援が必要となった場合、福岡市支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。 （2）設置基準 ① 九州で震度6弱以上の地震発生時 （3）支援本部の組織 ③ 支援本部に支援調整チームを設置する。 （4）支援本部会議 ② 被災地の被災状況及び支援内容について情報を共有し、支援活動の方針等について決定する。 （5）支援本部会議の協議事項 ⑥ その他、災害支援に関する必要な事項 （6）支援本部の廃止 全庁を挙げての被災自治体への支援の必要がなくなった場合	146	第6章 第1節	（震災対策編に同じ）	第8章 第1節	2 福岡市 広域 支援本部 （1）福岡市 広域 支援本部の設置 災害時応援協定等又は本市の判断により被災自治体への支援が必要となった場合、福岡市 広域 支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。 ただし、災害の規模や被害の状況等に応じて、組織や会議を縮小又は省略することとする。 （2）設置基準 ① 九州 内 で震度6弱以上の地震発生時 （3）支援本部の組織 ③ 必要に応じて 支援調整チームを設置する。 （4）支援本部会議 ② 必要に応じて 被災地の被災状況及び支援内容について情報を共有し、支援活動の方針等について決定する。 （5）支援本部会議の協議事項 ⑥ その他、 広域 支援に関する必要な事項 （6）支援本部の廃止 被災自治体への支援の必要がなくなった場合	文言の整理等
							以下、「災害支援本部」を「広域支援本部」に変更	文言の整理

頁	章節	震災対策編（平成30年度版）	頁	章節	風水害対策編（平成30年度版）	章節	修正案（本編：2019年度版）	修正理由																
171	第6章 第1節	福岡市災害支援本部 本部長（市長） 副本部長（副市長，危機管理監） 本部総括（総括部長） 支援調整チーム （総括部，総務企画部，財政部， 経済観光文化部，各部総務・情報班等） 危機管理専門官 総括部 総務企画部 財政部 こども未来部 保健福祉部 環境部 経済観光文化部 農林水産部 住宅都市部 道路下水道部 港湾空港部 警備部 水道部 交通部 教育部 支援部 区本部 事務局 （総括部 防災・危機管理課）	147	第6章 第1節	（震災対策編に同じ）	第8章 第1節	福岡市災害支援本部 本部長（市長） 副本部長（副市長，危機管理監） 本部総括（総括部長） 支援調整チーム （総括部，総務企画部，財政部， 経済観光文化部，各部総務・情報班等） 危機管理専門官 総括部 総務企画部 財政部 こども未来部 保健福祉部 環境部 経済観光文化部 農林水産部 住宅都市部 道路下水道部 港湾空港部 警備部 水道部 交通部 教育部 支援部 区本部 事務局 （総括部 防災・危機管理課） ※災害の規模や被害の状況等に応じて，組織の一部を縮小又は省略する。	文言の整理																
171	第6章 第1節	3 リエゾン（情報連絡員） （追加）	147	第6章 第1節	（震災対策編に同じ）	第8章 第1節	3 リエゾン（情報連絡員） <u>（3）防災・危機管理部経験職員による応援 総括部は，防災・危機管理部に在籍経験のある職員に対して，リエ ゾンに従事させることができる。</u>	応援体制の追加																
172	第6章 第1節	第3 支援調整にかかる体制 被災自治体に対する支援を迅速かつ円滑に実施するため，支援本部 内に支援調整チームを設置し職員の派遣等に向けた準備及び調整を行 う。	148	第6章 第1節	（震災対策編に同じ）	第8章 第1節	第3 支援調整にかかる体制 被災自治体に対する支援を迅速かつ円滑に実施するため， <u>必要に応 じ</u> 支援本部内に支援調整チームを設置し職員の派遣等に向けた準備及 び調整を行う。	文言の整理																
173	第6章 第2節	第2節 支援活動の展開 第1 支援職員の派遣 1 被災自治体への支援が予想される主な業務 （2）各所管部署で派遣調整を行う業務	149	第6章 第2節	（震災対策編に同じ）	第8章 第2節	第2節 支援活動の展開 第1 支援職員の派遣 1 被災自治体への支援が予想される主な業務 （2）各所管部署で派遣調整を行う業務	文言の整理																
		<table><tr><th colspan="2">支援業務</th><th>業務の概要</th><th>業務所管部</th></tr><tr><td rowspan="5">避難所</td><td rowspan="4">保健・福祉・衛生 に関する業務</td><td>・避難所の衛生確保</td><td rowspan="6">保健福祉部</td></tr><tr><td>・被災者の健康管理</td></tr><tr><td>・要支援者の状況把握・支援</td></tr><tr><td>・避難所における聴覚障がい者等の支援 （ろうあ者相談，手話通訳者，盲ろう者通訳介助員）</td></tr><tr><td>動物愛護に関する 業務</td><td>・動物愛護に関する相談</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>・避難所における愛玩動物の適正飼育</td></tr></table>	支援業務		業務の概要	業務所管部	避難所	保健・福祉・衛生 に関する業務	・避難所の衛生確保	保健福祉部	・被災者の健康管理	・要支援者の状況把握・支援	・避難所における聴覚障がい者等の支援 （ろうあ者相談，手話通訳者，盲ろう者通訳介助員）	動物愛護に関する 業務	・動物愛護に関する相談			・避難所における愛玩動物の適正飼育	155	水防 計画	福岡市水防計画 排水ポンプ車について（別紙）	水防 計画	福岡市水防計画 排水ポンプについて（別紙）	排水ポンプ車の更新に伴う修正
支援業務		業務の概要	業務所管部																					
避難所	保健・福祉・衛生 に関する業務	・避難所の衛生確保	保健福祉部																					
		・被災者の健康管理																						
		・要支援者の状況把握・支援																						
		・避難所における聴覚障がい者等の支援 （ろうあ者相談，手話通訳者，盲ろう者通訳介助員）																						
	動物愛護に関する 業務	・動物愛護に関する相談																						
		・避難所における愛玩動物の適正飼育																						
			159	水防 計画	8 水防警報 （2）警報の段階	水防 計画	8 水防警報 （2）警報の段階	水位基準の見直しに伴う修正																
			160	水防 計画	9 福岡県と気象庁が共同して行う洪水予報と伝達系統 （3）伝達系統図	水防 計画	9 福岡県と気象庁が共同して行う洪水予報と伝達系統 （3）伝達系統図	組織再編のため																

福岡市地域防災計画（本編）修正案：別紙

6 組織及び事務分掌

(1)市災害対策本部組織図



(2)市災害対策本部事務分掌

機能別チーム

1 受援調整チーム

構成	事務分掌
総務企画局◎ 経済観光文化局	1 受援調整チームの総括に関する事 2 受援状況の把握・本部への報告に関する事 3 個別の災害時相互支援協定で支援の枠組みが整っていない場合の支援要請及び受援調整等に関する事 4 支援職員等の配置に関する事 5 支援職員等の宿泊施設・活動拠点の確保に関する事

2 物資調達・輸送チーム

構成	事務分掌
こども未来局◎ 市民局 道路下水道局 港湾空港局 農林水産局	1 物資にかかる全般統制に関する事 2 協定に基づく食料・生活必需品等の調達に関する事 3 物流事業者等と連携した救援物資の供給に関する事 4 救援物資の在庫状況の管理に関する事 5 救援物資輸送ルート選定に関する事 6 救援物資の輸送にかかる自衛隊への支援要請及び調整に関する事 7 市民・企業等からの救援物資の受け入れに関する事

3 リ災証明チーム

構成	事務分掌
財政局◎ 市民局 市長室 住宅都市局 農林水産局 区役所	1 家屋被害認定調査の方針・計画の策定、実施管理に関する事 2 家屋被害認定調査の実施及び支援に関する事 3 リ災証明書、リ災届出証明書の発行に関する事 4 リ災証明書、リ災届出証明書の発行に関する広報に関する事 ※上記3・4については、区役所が中心となって実務を行う

4 緊急医療調整チーム

構成	事務分掌
保健福祉局◎ 消防局	1 災害医療・保健活動にかかる総合調整に関する事 2 医師会、歯科医師会、薬剤師会等、医療関係団体との連絡調整に関する事 3 医療機関の被災状況、受け入れ状況等の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関する事 4 広域調整も含めた患者の搬送、転院にかかる調整に関する事

(◎主管局)

市災害対策本部各部の主な事務分掌

ア 総括部

構成局	主な事務分掌
市民局 会計室 市長室	○ 災害対策の総合調整に関すること ○ 災害対策本部会議に関すること ○ 防災関係機関との連絡調整に関すること ○ 避難勧告等発令に関すること ○ 応援要請に関すること ○ 被害状況の集約に関すること ○ 避難状況の集約に関すること ○ 気象予報・地震情報の収集伝達に関すること ○ 広報・報道に関すること ○ 義援金の受領に関すること ○ 消費生活相談に関すること ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること

イ 総務企画部

構成局	主な事務分掌
総務企画局	○ 災害対策本部要員の動員・配備に関すること ○ 在住外国人の支援に関すること ○ 国等との連絡調整・支援要請に関すること ○ 業務システム・ネットワークの稼働に関すること ○ 総括部の補助及び特命事項に関すること ○ 復興計画に関すること ○ 受援調整（支援要請及び支援職員等の配置等）に関すること

ウ 財政部

構成局	主な事務分掌
財政局	○ 災害応急対策に係る財政措置に関すること ○ 公共施設（土木・建築）の被害状況及び災害復旧に関すること ○ 市有建築物の復旧対策に関すること ○ 災害時の庁舎管理に関すること ○ 応急対策用地の確保に関すること ○ 車両の運行に関すること ○ 家屋被害調査運営に関すること

エ こども未来部

構成局	主な事務分掌
こども未来局	○ 救助物資の確保・配分に関すること ○ 義捐品の配分に関すること ○ 要配慮者（こども・障がい児）対策に関すること

オ 保健福祉部

構成局	主な事務分掌
保健福祉局	○ 災害見舞金、災害援護資金等に係る事務の統括に関すること ○ 義援金の配分に関すること ○ 要配慮者（高齢者・障がい者等）対策に関すること ○ 避難所の運営支援に関すること ○ 医療救護に関すること ○ 防疫、衛生及び精神保健活動に関すること ○ 遺体の火葬に関すること ○ 愛玩動物対策に関すること

カ 環境部

構成局	主な事務分掌
環境局	○ 廃棄物・し尿の処理に関すること ○ 環境保全に関すること ○ 環境保全、食品衛生、感染症に関する検査等

キ 経済観光文化部

構成局	主な事務分掌
経済観光文化局	○ 中小企業に対する災害対策に関すること ○ 観光客等の安全対策に関すること ○ 文化関係施設の安全確保に関すること ○ 受援調整（宿泊先の確保等）に関すること

ク 農林水産部

構成局	主な事務分掌
農林水産局 農業委員会事務局	○ 農畜産物に係る災害対策に関すること ○ 山林災害対策に関すること ○ 農地及び農業施設等の災害対策に関すること ○ 水産関係施設等の災害対策に関すること ○ 農産物・水産物・生鮮食料品の確保に関すること ○ 物資配送の支援

ケ 住宅都市部

構成局	主な事務分掌
住宅都市局	○ 都市災害復旧事業に係る国との連絡調整に関すること ○ 被災者の住宅支援に関すること ○ 被災建築物（宅地）危険度判定に関すること ○ 災害対策用地の確保に関すること ○ 家屋被害調査の支援に関すること

コ 道路下水道部

構成局	主な事務分掌
道路下水道局	○ 道路・下水道・河川関連施設等の被害状況の把握に関すること ○ 道路・下水道・河川関連施設等の応急復旧に関すること ○ 水防に関すること ○ 緊急輸送道路の確保に関すること

サ 港湾空港部

構成局	主な事務分掌
港湾空港局	○ 災害対策用船舶の確保に関すること ○ 海上輸送に関すること ○ 港湾施設の応急復旧等に関すること ○ 臨港地区に係る災害対策用地の確保に関すること ○ 所轄の空港周辺施設の災害対策に関すること

シ 警備部

構成局	主な事務分掌
消防局	○ 避難の指示、伝達、避難者の誘導に関すること ○ 救助、搜索、救出に関すること ○ 被害箇所の警戒・応急措置に関すること ○ 被害拡大防止措置及び被害速報に関すること ○ 消防航空の運用、空輸に関すること

ス 水道部

構成局	主な事務分掌
水道局 水道サービス公社	○ 応急給水に関すること ○ 水道施設の応急復旧に関すること ○ 水質保持に関すること

セ 交通部

構成局	主な事務分掌
交通局	○ 地下鉄利用者等の安全確保に関すること ○ 地下鉄の運行に関すること

ソ 教育部

構成局	主な事務分掌
教育委員会	○ 児童・生徒の安全確保に関すること ○ 教育関連施設の安全確認に関すること ○ 避難所運営への協力に関すること ○ 応急教育に関すること

タ 支援部

構成局	主な事務分掌
議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局	○ 議会活動に関すること ○ 区災害対策本部等の支援に関すること

チ 区災害対策本部

構成局	主な事務分掌
各区役所	各区における以下の災害対策に関すること ○ 区災害対策本部の運営に関すること ○ 災害情報の収集・整理・報告に関すること ○ 避難所運営に関すること ○ ボランティアの活動に関する情報収集・連絡調整に関すること ○ り災証明及びり災届出証明の発行，家屋被害調査に関すること ○ 義援金品の受付・配布に関すること ○ 物資調達・輸送に関すること ○ 要配慮者対策に関すること ○ 衛生保持対策に関すること ○ 応急医療・保健活動に関すること ○ 水防活動に関すること ○ 被災箇所の応急措置に関すること ○ 緊急輸送路の確保に関すること ○ し尿・ごみ等の処理，消毒に関すること

(福岡市災害対策本部事務分掌表 資料編 ●●●頁～●●●頁)

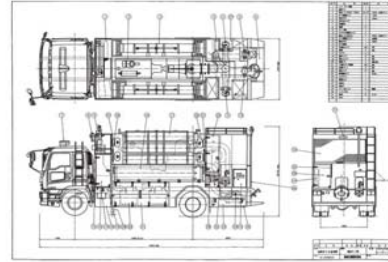
福岡市地域防災計画（本編）修正案：別紙

風水害対策編（平成30年度版）

排水ポンプ車について

◎排水ポンプ車の仕様

- 自動車本体（8 t 車ベース）
 - ・寸法 全長 8.90m
全高 3.75m
全幅 2.49m
 - ・エンジン 水冷ディーゼル機関
総排気量 15.2 ℓ
 - ・乗車定員 3人



○ポンプ仕様（総排水量 32 m³/min 級）

- 主ポンプ（車載固定型）
 - ・台数 1台
 - ・種類 自吸式うず巻ポンプ
 - ・吐出量 20 m³/min
 - ・揚程 10m
- 可搬式ポンプ（車載型）
 - ・台数 4台
 - ・種類 片吸込1段タービンポンプ
 - ・吐出量 3 m³/min（×4台=12 m³/min）
 - ・揚程 40m



◎排水ポンプ車の保管場所

福岡市中央区荒津 2 丁目 13-4
中部水処理センター 再生水資材センター内

修正案（本編：2019年度版）

排水ポンプについて

◎運搬用車両の仕様

- 自動車本体（軽自動車ベース）
 - ・台数 5台
 - ・寸法 全長 3.395m
全高 1.960m
全幅 1.475m
 - ・エンジン 水冷 4 サイクルガソリンエンジン
総排気量 0.658 ℓ
 - ・乗車定員 2人

○ポンプ仕様（総排水量 31.5m³/min）

- 主ポンプ（車載型）
 - ・台数 5台
 - ・種類 自吸式渦巻ポンプ
 - ・吐出量 3.3m³/min（×5台=16.5m³/min）
 - ・揚程 28m

可搬ポンプ

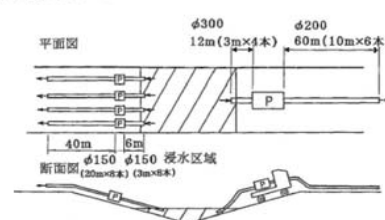
- ・台数 15台
- ・種類 自吸式渦巻ポンプ
- ・吐出量 1m³/min（×15台=15m³/min）
- ・揚程 28m

◎排水ポンプ車の保管場所

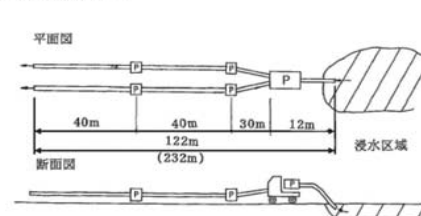
- 中部水処理センター（福岡市中央区荒津 2 丁目 13-4）
 - 東部水処理センター（福岡市東区松島 6 丁目 16-1）
 - 和白水処理センター（福岡市東区塩浜 3 丁目 2500）
 - 西部水処理センター（福岡市西区小戸 2 丁目 5-1）
 - 新西部水処理センター（福岡市西区大字田尻 2149）
- ※各処理場に運搬用車両 1 台、主ポンプ 1 台、可搬ポンプ 3 台を保管

◎排水ポンプ車運用イメージ図

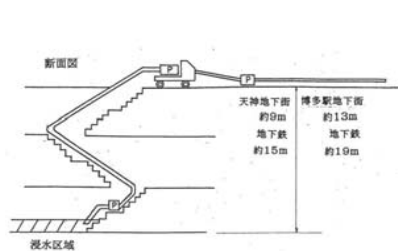
○浸水地区排水のケース



○連隔地排水のケース

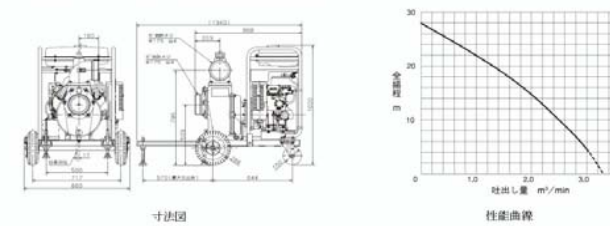


○地下街排水のケース

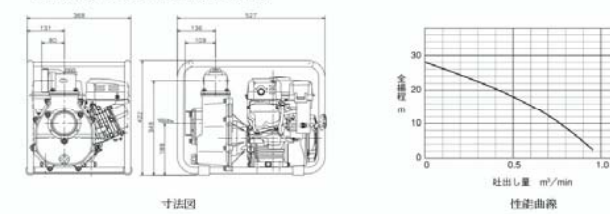


◎ポンプおよび運搬車両の詳細

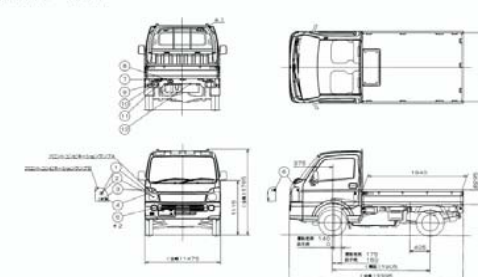
○主ポンプ（車載型）の寸法図および性能曲線



○可搬ポンプの寸法図および性能曲線



○運搬用車両の寸法図



福岡市地域防災計画(原子力災害対策編)修正案

頁	章節	現行（2018年度版）	2019年度案	修正理由
2	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域	参考 玄海原子力発電所の概要	<u>1</u> 玄海原子力発電所の概要	目次と相違
3	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域	2 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係 そのため、市民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する。さらに、気体状または粒子状の放射線物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）による被ばくの影響を避けるため、屋内退避等を中心とした防護措置を実施する。	2 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係 そのため、市民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する。さらに、気体状または粒子状の放射 <u>性</u> 物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）による被ばくの影響を避けるため、屋内退避等を中心とした防護措置を実施する。	語句の修正
4	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域 3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲	（1）予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone） P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル（E A L）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。	（1）予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone） P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる <u>重篤な</u> 確定的影響等を回避 <u>し又は最小化</u> するため、緊急時活動レベル（E A L）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。	原子力災害対策指針（平成30年7月25日全部改正）との整合
4	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域 3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲	（2）緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone） U P Z とは、確率的影響のリスクを <u>最小限に抑える</u> ため、E A L * 表1、O I L * 表2に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るU P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね30km」を目安とする。	（2）緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone） U P Z とは、確率的影響のリスクを <u>低減する</u> ため、E A L * 表1、O I L * 表2に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るU P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね <u>半径</u> 30km」を目安とする。	原子力災害対策指針（平成30年7月25日全部改正）との整合
5	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域 3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲	表1 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 警戒事態を判断するE A L ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	表1 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転 <u>等</u> のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 警戒事態を判断するE A L ⑨ 重要区域において、火災又は <u>溢</u> 水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 <u>< “いつ” のルビを追加 ></u>	原子力災害対策指針（平成30年7月25日全部改正）との整合

福岡市地域防災計画(原子力災害対策編)修正案

頁	章節	現行 (2018年度版)	2019年度案	修正理由
5	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域 3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲	表1 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転のための施設（当該施設が炉規法第43 条の3 の6 第1項第4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 施設敷地緊急事態を判断するE A L ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	表1 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43 条の3 の6 第1項第4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 施設敷地緊急事態を判断するE A L ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 <u>< “いつ” のルビを追加 ></u>	原子力災害対策指針（平成30年7月25日全部改正）との整合
6	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域 3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲	表1 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	表1 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（ <u>当該施設が炉規法第43 条の3 の6 第1項第4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。</u> ）	原子力災害対策指針（平成30年7月25日全部改正）との整合
7	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域 3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲	表2 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（ <u>当該施設が炉規法第43 条の3 の6 第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。</u> ）	表2 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（ <u>炉規法第43 条の3 の6 第1項第4号の基準に適合しないものに限る。</u> ） <u>であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u>	原子力災害対策指針（平成30年7月25日全部改正）との整合
8	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域 3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲	表3 O I Lと防護措置について ※9 I A E Aでは、 <u>O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u>	表3 O I Lと防護措置について ※9 I A E Aでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の <u>暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る</u> 基準であるO I L 3 <u>等を設定しているが、我が国では、</u> 放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。	原子力災害対策指針（平成30年7月25日全部改正）との整合
11	第1章 総則 第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 2 事務の大綱	(1)福岡市 又 文教対策に関する事項 ホ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関する事項 ノ 相談窓口の設置に関する事項 ハ その他災害対策に必要な措置に関する事項	(1)福岡市 又 文教対策に関する事項 <u>ホ 災害時における避難経路及び輸送経路の確保</u> ノ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関する事項 ハ 相談窓口の設置に関する事項 ヒ その他災害対策に必要な措置に関する事項	福岡県地域防災計画(原子力災害対策編)との整合

福岡市地域防災計画(原子力災害対策編)修正案

頁	章節	現行 (2018年度版)	2019年度案	修正理由
12	第1章 総則 第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 2 事務の大綱	(2)県 コ 緊急時モニタリング	(2)県 コ 緊急時モニタリングの 実施	福岡県地域防災計画(原子力災害対策編)との整合
13	(5)自衛隊	所掌事項 ア 市民等の避難, 物資の輸送等における陸上輸送支援	所掌事項 ア 市民等の避難 等 , 物資の輸送等における陸上輸送支援	文言の整理
22	第5節 避難受入れ活動体制の整備 1 避難計画の作成	(2)避難計画の作成にあたっては, 予防的防護措置を準備する区域(PAZ)及び原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域(UPZ)を含む自治体の住民避難が先行して行われるため, その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら, 原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定するものとする。 (3) 避難先の選定にあたっては, 避難先からの更なる避難を招かないように配慮するものとする。なお, 個別の自治体の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては, 国及び県が中心となって自治体間の調整を図るものとする。また, 地域コミュニティの維持に着目し, 同一地区の市民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。	(2)避難計画の作成にあたっては, 予防的防護措置を準備する区域(PAZ)及び原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域(UPZ)を含む自治体の住民避難 等 が先行して行われるため, その円滑な避難 等 が実施できるよう配慮しながら, 原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定するものとする。 (3) 避難先の選定にあたっては, 避難先からの更なる避難 等 を招かないように配慮するものとする。なお, 個別の自治体の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては, 国及び県が中心となって自治体間の調整を図るものとする。また, 地域コミュニティの維持に着目し, 同一地区の市民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。	文言の整理
22	第5節 避難受入れ活動体制の整備 2 避難所等の整備	(1)避難所等の整備 避難所の指定にあたっては, 風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮し, 国及び県の協力のもと, 広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等, 広域避難体制を整備するものとする。 なお, 避難や避難退域時検査等の場所として指定された建物については, 必要に応じ, 衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための, 設備の整備に努めるものとする。	(1)避難所等の整備 避難所の指定にあたっては, 風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮し, 国及び県の協力のもと, 広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等, 広域避難体制を整備するものとする。 なお, 避難 等 や避難退域時検査等の場所として指定された建物については, 必要に応じ, 衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための, 設備の整備に努めるものとする。	文言の整理
22	第5節 避難受入れ活動体制の整備 2 避難所等の整備	(5)避難所における設備及び物資の備蓄等の整備 市は, 県と連携し, 避難所において, 高齢者, 障がいのある人, 外国人, 乳幼児, 妊産婦等の要配慮者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに, 被災者による災害情報の入手に必要な機器の整備や避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	(5)避難所における設備及び物資の備蓄等の整備 市は, 県と連携し, 避難所において, 高齢者, 障がいのある人, 外国人, 乳幼児, 妊産婦等の要配慮者等にも配慮した避難 等 の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに, 被災者による災害情報の入手に必要な機器の整備や避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	文言の整理
23	第5節 避難受入れ活動体制の整備 5 市民等の屋内退避等の確認体制の整備	市は, 屋内退避等の指示等を行った場合において, 市民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。 なお, 避難状況の確実な把握に向けて, 市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意するものとする。	市は, 屋内退避等の指示等を行った場合において, 市民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。 なお, 避難状況の確実な把握に向けて, 市が指定した避難所以外に避難 等 をする場合があることに留意するものとする。	文言の整理
23	第5節 避難受入れ活動体制の整備 6 避難所・避難方法等の周知	市は, 避難や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法(自家用車の利用, 緊急避難に伴う交通誘導等を含む。), 屋内退避の方法等について, 日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。	市は, 避難 等 や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法(自家用車の利用, 緊急避難に伴う交通誘導等を含む。), 屋内退避の方法等について, 日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。	文言の整理

福岡市地域防災計画(原子力災害対策編)修正案

頁	章節	現行 (2018年度版)	2019年度案	修正理由
25	第10節 関係自治体からの避難者の受入・支援体制の整備	災害の状況により、関係自治体の行政区域全域に及ぶ避難等が必要であると認める等の場合は、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づく県の要請のもと避難者の受け入れ及び避難所の設置等を行うための整備について検討を行う。	災害の状況により、関係自治体の行政区域全域に及ぶ避難等が必要であると認める等の場合は、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づく県の要請のもと避難者 <u>等</u> の受け入れ及び避難所の設置等を行うための整備について検討を行う。	文言の整理
31	第3章 緊急事態応急対策 第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	[施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路] 地方放射線モニタリング対策官	[施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路] <u>上席放射線防災専門官</u>	原子力規制庁組織改編の反映
32	第4節 緊急時モニタリング活動	市は、国が統括する緊急時モニタリングに関し、環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング等に協力する。 また、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。	市は、国が統括する緊急時モニタリングに関し、環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング等に協力する。 また、県を通じて屋内退避、避難 <u>等</u> 、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。	文言の整理
34	第6節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	(1) 市は、全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、必要に応じて、予防的防護措置(屋内退避)を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、また は国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言・指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超える恐れがあると認められる場合は、市民等に対する屋内退避又は立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請するものとする。 なお、市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。 (2) 市は、市民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、市民等に向けて、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果やその他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。 (3) 屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等により市民等の避難状況を確認するものとする。 また、避難の状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部及び県に対しても情報提供するものとする。	(1) 市は、全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、必要に応じて、予防的防護措置(屋内退避)を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、また は国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言・指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超える恐れがあると認められる場合は、市民等に対する屋内退避又は立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難 <u>等</u> の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請するものとする。 なお、市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。 (2) 市は、市民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、市民等に向けて、避難 <u>等</u> や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果やその他の避難 <u>等</u> に資する情報の提供に努めるものとする。また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。 (3) 屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等により市民等の避難状況を確認するものとする。 また、避難 <u>等</u> の状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部及び県に対しても情報提供するものとする。	文言の整理
34	2 避難所	(1) 避難所の開設 災害の発生に伴い、住民の避難が必要であるときは、災害対策本部総括部又は区災害対策本部が施設管理者の了解を得て、区災害対策本部が開錠をできる者へ連絡を取り、その協力を得て開設するものとする。なお、災害時に開設する避難所は、あらかじめ指定した避難所のうち、災害の状況、施設の被害状況、周囲の状況等から安全を確認し、開設するものとする。 (2) 避難者の把握・報告等 ① 各避難所は、災害発生後、区災害対策本部に対し、避難所に避難をしている人数(概数)及び不足物資等を速報するものとする。ただし、避難者に大きな増減があった場合は、随時報告するものとする。	(1) 避難所の開設 災害の発生に伴い、住民の避難 <u>等</u> が必要であるときは、災害対策本部総括部又は区災害対策本部が施設管理者の了解を得て、区災害対策本部が開錠をできる者へ連絡を取り、その協力を得て開設するものとする。なお、災害時に開設する避難所は、あらかじめ指定した避難所のうち、災害の状況、施設の被害状況、周囲の状況等から安全を確認し、開設するものとする。 (2) 避難者の把握・報告等 ① 各避難所は、災害発生後、区災害対策本部に対し、避難所に避難 <u>等</u> をしている人数(概数)及び不足物資等を速報するものとする。ただし、避難者に大きな増減があった場合は、随時報告するものとする。	文言の整理

福岡市地域防災計画(原子力災害対策編)修正案

頁	章節	現行 (2018年度版)	2019年度案	修正理由
35	2 避難所	(4) 避難生活の維持 ① 食料, 水, 日用品等の配分 (食料, 飲料水の配分) 毎食の配布者名簿を作成し, 原則一人あたり 1 日千円以内を目途に, 弁当業者に避難所への弁当・お茶の配達を依頼する。 (毛布等の配布) 公民館で保管している毛布に不足がある場合は, 区内で保管している毛布を利用する。なおも不足した場合は, 日赤福岡市地区本部に協力依頼する。また, 長期の本格避難となる場合は, 契約業者へ寝具セットの配送を依頼する。	(4) 避難生活の維持 ① 食料, 水, 日用品等の配分 (食料, 飲料水の配分) 毎食の配布者名簿を作成し, 原則一人あたり 1 日千円以内を目途に, 弁当業者に避難所への弁当・お茶の配達を依頼する。 (毛布等の配布) 公民館で保管している毛布に不足がある場合は, 区内で保管している毛布を利用する。なおも不足した場合は, 日赤福岡市地区本部に協力依頼する。また, 長期の本格避難等となる場合は, 契約業者へ寝具セットの配送を依頼する。	文言の整理
36	4 学校施設における避難措置	学校等施設において, 生徒等の在校時に原子力災害が発生し, 避難の勧告・指示等があった場合は, あらかじめ検討した内容に基づき, 教職員引率のもと, 迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また, 生徒等を避難させた場合又はあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は, 市に対し速やかにその旨連絡するものとする。	学校等施設において, 生徒等の在校時に原子力災害が発生し, 避難等の勧告・指示等があった場合は, あらかじめ検討した内容に基づき, 教職員引率のもと, 迅速かつ安全に生徒等を避難等させるものとする。また, 生徒等を避難等させた場合又はあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は, 市に対し速やかにその旨連絡するものとする。	文言の整理
36	5 愛玩動物対策	災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また, 被災者と愛玩動物の同行避難が円滑に行われるよう対策を講じる。	災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また, 被災者と愛玩動物の同行避難等が円滑に行われるよう対策を講じる。	文言の整理
38	第10節 救助・救急及び医療活動 2 医療措置	市は, 国からの指示に基づき県が避難住民等に対して行う避難退域時検査, 簡易除染(着替え, 拭き取り, 簡易除染剤やシャワーの利用等)等原子力災害医療について協力するものとする。	市は, 国からの指示に基づき県が避難住民等に対して行う避難退域時検査, 簡易除染(着替え, 拭き取り等)等原子力災害医療について協力するものとする。	「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(原子力規制庁発出)との整合
40	第2節 被災者の生活再建等の支援 5 災害地域住民等に係る記録の作成及び相談窓口の設置等	(1) 災害地域住民等の登録 市は, 避難等及び屋内退避の措置をとった市民等が, 災害時に当該地域に所在した旨を証明し, また, 避難所においてとった措置等を記録するものとする。	(1) 災害地域住民等の登録 市は, 避難等及び屋内退避の措置をとった市民等が, 災害時に当該地域に所在した旨を証明し, また, 避難所等においてとった措置等を記録するものとする。	文言の整理